

令和元年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和元(2019)年6月
広島文教大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念, 使命・目的, 大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1 使命・目的等	8
基準 2 学生	24
基準 3 教育課程	52
基準 4 教員・職員	69
基準 5 経営・管理と財務	78
基準 6 内部質保証	86
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	92
基準 A 地域連携・社会貢献	92
V. 特記事項	98
VI. 法令等遵守状況一覧	99
VII. エビデンス集一覧	110
エビデンス集 (データ編) 一覧	110
エビデンス集 (資料編) 一覧	110

I. 建学の精神・大学の基本理念, 使命・目的, 大学の個性・特色等

広島文教大学(以下、「本学」という。)は、昭和23(1948)年、創設者武田ミキによって、「真実に徹した堅実なる女性の育成」を建学の精神として、広島県可部女子専門学校が設立されたことに始まる。その後、広島県可部女子高等学校、可部女子短期大学の設立を経て、昭和41(1966)年に広島文教女子大学を文学部1学部で開学、昭和61(1986)年には大学院文学研究科を開設した。次いで、平成12(2000)年度に学部名称を文学部から人間科学部に変更するとともに、初等教育学科を除くすべての学科を新規又は改組転換により開設した。また、これに伴い、平成17(2005)年には、大学院文学研究科も大学院人間科学研究科へと名称変更した。この改革に踏み切った理由は、ますます複雑化・多様化する現代社会の諸問題の解決のために、人間を中心に据えた「知」の再構成が必要であり、それこそが、本学の教育理念「育心 育人」を継承し発展させていく道であるとの認識に基づいている。各学科は、それぞれの専門的な立場から学園訓・建学の精神に基づいた人材育成に取り組み、専門分野はもとより社会の多方面で活躍しうる人材の育成に努めてきた。

その後も、平成16(2004)年には、「文教マネジメントシステム(以下、「BMS」という。))」をスタートさせ、目標の連鎖によって教職員の意識統合を図り、学園としての有機的な活動を引き出す制度を導入した。さらに、平成19(2007)年度からはプロジェクト「文教スタンダード21」と名づけた教育改革を推進してきた。学士課程教育の中で本学の教育理念「育心 育人」の具現化を企図したこの取り組みによって、①教養教育の再構築、②「文教英語コミュニケーションセンター(Bunkyo English Communication Center(以下、「BECC」という。))」の開設、③人材育成目標に基づく学科カリキュラムの最適化等を実現させてきた。

このような学園の発展を支えてきたのは、創設者が掲げた3箇条の学園訓と「育心 育人(心を育て 人を育てる)」という教育理念である。学園訓は、当時の教育基本法の理念を踏まえつつ、戦前から女子教育一筋に生きてきた創設者の貴重な実践の中から生み出されたもので、常に本学の精神的な拠りどころとされてきた。また、「育心 育人」の教育理念は、実践力の土台をなすのは「人づくり」であるとして、創設者が「武田学園創成私記」(『武田学園創立三十五周年記念誌』所収)の中で初めて提唱したもので、これを再編集した『育心』等によって、今も本学の教育活動の中に一貫して受け継がれている。

平成26(2014)年には、建学の精神及び学園訓を踏まえつつ、社会に役立つ人材を輩出する教育の更なる充実をうたう学園及び大学のミッションとビジョンを制定した。そして、平成31(2019)年4月、社会における男女共同参画の進展や本学の人材育成に対する地域社会の要請等を受けて男女共学化を断行した。さらに、人間科学部初等教育学科を改組転換して教育学部教育学科を設置し、既設の人間科学部に加えて2学部体制へ移行して、教育内容のいっそうの充実を図った。また、大学名称も広島文教大学と改めた。

「広島文教大学学則」には、目的及び使命について「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、建学の精神に則り、現代社会を支える学問の基礎・基本となる教養と時代の変化・発展に対応できる専門的学術を教授研究し、深い知識と高い識見と豊かな人間性を養い、もって社会の要請に応えうる人間の育成を目的とする。」と規定している。

本学は、このたびの大きな改革を機に、次の時代を見据えながら「育心 育人」教育の継承と更なる発展を期している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

「学校法人 武田学園」は、次に掲げる学校を設置している。

- 広島文教大学大学院
- 広島文教大学
- 広島文教大学附属高等学校
- 広島文教大学附属幼稚園

昭和23年 4月15日	○広島県可部女子専門学校（広島県安佐郡亀山村四日市699番地高宮中学校内）開校 設立者武田ミキ，校長となる。
昭和27年 7月15日	○私立学校法第31条の規定に基づき学校法人武田学園設立認可
昭和37年 3月31日	○広島県可部女子専門学校廃校
昭和37年 4月 1日	○可部女子短期大学（広島県安佐郡可部町大字中島1810番地）開学（被服科） 武田ミキ，学長となる。 ○教職課程の認定を受ける 被服科 中学校教諭二級普通免許状 家庭
昭和39年 4月 1日	○可部女子短期大学食物栄養科開設 栄養士養成施設指定 ○教職課程の認定を受ける 食物栄養科 中学校教諭二級普通免許状 家庭
昭和40年 4月 1日	○可部女子短期大学国文科，英文科開設 ○教職課程の認定を受ける 国文科 中学校教諭二級普通免許状 国語 英文科 中学校教諭二級普通免許状 外国語（英語）
昭和41年 4月 1日	○広島文教女子大学（広島県安佐郡可部町大字上原1238番地）開学（文学部国文学科，英文学科） 武田ミキ，学長となる。 ○教職課程の認定を受ける 文学部国文学科 高等学校教諭二級普通免許状 国語 中学校教諭一級普通免許状 国語 文学部英文学科 高等学校教諭二級普通免許状 外国語（英語） 中学校教諭一級普通免許状 外国語（英語） ○可部女子短期大学を広島文教女子大学短期大学部と名称変更
昭和42年 4月 1日	○短期大学部食物栄養科栄養専攻を食物栄養専攻と名称変更
昭和44年 4月 1日	○教職課程の認定を受ける 短期大学部食物栄養科食物専攻 中学校教諭二級普通免許状 保健
昭和45年 4月 1日	○短期大学部幼児教育学科開設 保母養成施設指定 ○教職課程の認定を受ける 短期大学部幼児教育学科 幼稚園教諭二級普通免許状
昭和45年 4月 1日	○短期大学部国文科，英文科，被服科及び食物栄養科を，それぞれ国文学科，英文学科，服飾学科及び食物栄養学科に，名称変更
昭和51年 4月 1日	○広島文教女子大学及び広島文教女子大学短期大学部に，教員免許状授与の資格を得させるための聴講生の課程認定を受ける
昭和53年 4月 1日	○短期大学部服飾学科 2級衣料管理士養成大学認定（社団法人日本衣料管理協会）
昭和56年 4月 1日	○文学部初等教育学科開設 ○教職課程の認定を受ける

広島文教大学

	文学部初等教育学科 小学校教諭一級普通免許状
昭和58年11月19日	○学校法人武田学園創立35周年記念式典挙行
昭和60年 3月26日	○大韓民国全州教育大学と広島文教女子大学間における研究及び教育の協力について協定締結
昭和60年 4月 1日	○教職課程の認定を受ける 文学部国文学科 高等学校教諭二級普通免許状 書道
昭和61年 4月 1日	○広島文教女子大学大学院文学研究科修士課程国語学国文学専攻開設
昭和62年 4月 1日	○大学院文学研究科修士課程教育学専攻開設 ○教職課程の認定を受ける 文学研究科国語学国文学専攻 高等学校教諭一級普通免許状 国語
昭和63年 4月 1日	○文学部初等教育学科に、小学校教諭一級普通免許状授与の資格を得させるための聴講生の課程設置
昭和63年 5月24日	○中華人民共和国大連外国語学院と広島文教女子大学間における研究及び教育の協力について協定締結
平成元年 4月 1日	○文学部 社会教育主事課程及び学芸員課程設置 ○教職課程の認定を受ける 文学部初等教育学科 幼稚園教諭一級普通免許状
平成元年 4月 1日	○短期大学部服飾学科を生活科学科に名称変更
平成 2年 4月 1日	○教職課程の認定を受ける 文学研究科教育学専攻 小学校教諭専修免許状 幼稚園教諭専修免許状 ○短期大学部食物栄養学科食物専攻学生募集停止
平成 4年 4月 1日	○短期大学部食物栄養学科，入学定員50人 収容定員100人に変更 ○食物栄養学科の専攻課程廃止
平成 5年 4月 1日	○大学院文学研究科修士課程英米文学専攻開設 ○教職課程の認定を受ける 文学研究科英米文学専攻 高等学校教諭専修免許状 外国語（英語） 中学校教諭専修免許状 外国語（英語）
平成 6年 4月 1日	○短期大学部幼児教育学科学生募集停止
平成 8年 4月 1日	○短期大学部専攻科栄養専攻開設 学位授与機構が定める要件（学位規則第6条第1項）を満たす専攻科として認定
平成 8年 5月28日	○短期大学部幼児教育学科を廃止
平成11年 4月 1日	○教職課程の認定を受ける 文学部国文学科 高等学校教諭一種免許状 国語 中学校教諭一種免許状 国語 文学部英文学科 高等学校教諭一種免許状 外国語（英語） 中学校教諭一種免許状 外国語（英語） 文学部初等教育学科 小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状
平成11年12月24日	○司書教諭講習科目に相当する授業科目開設について届出受理（開設時期平成12年4月1日）
平成12年 4月 1日	○文学部国文学科，英文学科学生募集停止 ○人間科学部開設 人間言語学科（入学定員120人，編入学定員10人） 人間文化学科（入学定員120人，編入学定員10人） 初等教育学科（入学定員80人）

広島文教大学

	<p>人間福祉学科（入学定員100人，編入学定員20人）</p> <p>○教職課程の認定を受ける</p> <p>人間言語学科国語コース 高等学校教諭一種免許状 国語 中学校教諭一種免許状 国語</p> <p>人間言語学科英語コース 高等学校教諭一種免許状 外国語（英語） 中学校教諭一種免許状 外国語（英語）</p> <p>人間文化学科 高等学校教諭一種免許状 書道</p> <p>○短期大学部国文学科，英文学科学生募集停止</p>
平成13年 4月 1日	<p>○教職課程の認定を受ける</p> <p>人間科学部人間福祉学科 高等学校教諭一種免許状 福祉</p>
平成13年 5月29日	○短期大学部英文学科を廃止
平成14年 4月 1日	<p>○人間科学部心理学科（入学定員70人，編入学定員10人），人間栄養学科（入学定員70人）開設</p> <p>○短期大学部生活科学科，食物栄養学科学生募集停止</p>
平成14年 5月 7日	○大学院文学研究科教育学専攻臨床心理学コース，臨床心理士受験資格に関する指定（第2種）（指定時期 平成15年4月1日，ただし協会指定運用内規により平成14年4月1日から遡及適用）
平成14年 5月29日	○短期大学部国文学科を廃止
平成15年 5月12日	○短期大学部生活科学科を廃止
平成16年 4月 1日	<p>○人間科学部人間文化学科学生募集停止</p> <p>○人間言語学科（入学定員70人，編入学定員10人）に再編成</p> <p>○短期大学部専攻科栄養専攻学生募集停止</p>
平成16年12月22日	○文学部国文学科を廃止
平成17年 4月 1日	○教職課程の認定を受ける
	人間栄養学科 栄養教諭一種免許状
平成17年 4月 1日	○大学院文学研究科を人間科学研究科に名称変更
平成17年 5月16日	○独立行政法人大学評価・学位授与機構へ短期大学部専攻科栄養専攻の廃止届出
平成17年 5月30日	○短期大学部廃止
平成18年 3月31日	○文学部英文学科廃止
平成18年 4月 1日	<p>○大学院文学研究科（修士課程）国語学国文学専攻及び英米文学専攻学生募集停止</p> <p>○大学院文学研究科教育学専攻の入学定員を15人に変更</p>
平成20年 4月 1日	○大学院人間科学研究科人間福祉学専攻開設
平成21年 4月 1日	○人間科学部人間言語学科学生募集停止
平成22年 4月 1日	○人間科学部グローバルコミュニケーション学科（入学定員70人，編入学定員5人）開設
平成25年 4月 1日	○初等教育学科の入学定員を100名に，人間福祉学科の入学定員を80人（編入学定員20人）に変更
平成27年 3月31日	○人間科学部人間言語学科廃止
平成30年 4月 1日	○人間科学部心理学科及び人間科学研究科教育学専攻臨床心理学コースに公認心理師受験資格を得させるための課程設置
平成30年10月 1日	○人間科学部初等教育学科学生募集停止
平成31年 3月31日	○大学院人間科学研究科人間福祉学専攻廃止
平成31年 4月 1日	○男女共学に移行し，広島文教大学に名称変更

	<p>○人間科学部の定員を変更 人間福祉学科（入学定員60人，編入学定員20人） 心理学科（入学定員50人，編入学定員10人） 人間栄養学科（入学定員70人） グローバルコミュニケーション学科（入学定員60人，編入学定員5人）</p> <p>○教育学部開設（入学定員150人，収容定員600人）</p>
--	---

2. 本学の現況

- ・大学名 広島文教大学
- ・所在地 広島市安佐北区可部東1丁目2番1号

・学部構成

学 部

学 部	学 科	コース等	
教 育 学 部	教 育 学 科	初等教育専攻	幼児教育コース
			児童教育コース
		中等教育専攻	国語教育コース
			英語教育コース
人 間 科 学 部	人 間 福 祉 学 科	社会福祉コース	
		介護福祉コース	
	心 理 学 科	臨床心理学コース	
		健康・社会心理学コース	
	人 間 栄 養 学 科	—	
	グ ローバル コミュニケーション学科	ビジネスコミュニケーションコース	
		英語コミュニケーションコース	

大 学 院

研 究 科	専 攻	コース等
人間科学研究科	教 育 学 専 攻	教育学コース
		心理学コース
		臨床心理学コース

・学生数，教員数，職員数

学部の学生数（平成31(2019)年5月1日現在）

（単位：人）

学 部	学 科	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	計
教 育 学 部	教 育 学 科	168	—	—	—	168
教育学部計		168	—	—	—	168
人 間 科 学 部	初 等 教 育 学 科	—	141	131	113	385
	人 間 福 祉 学 科	68	35	15	39	157
	心 理 学 科	75	60	26	19	180
	人 間 栄 養 学 科	61	54	41	75	231
	グ ローバル コミュニケーション学科	64	38	30	21	153
人間科学部計		268	328	243	267	1,106
学部学生数計		436	328	243	267	1,274

広島文教大学

大学院の学生数（平成31(2019)年5月1日現在）（単位：人）

研究科	専攻	在籍学生数		
		修士課程		
		第1年次	第2年次	計
人間科学研究科	教育学専攻	1	4	5
計		1	4	5

教員数（平成31(2019)年5月1日現在）（単位：人）

学部・学科，研究科・専攻，研究所等		専任教員数					助手
		教授	准教授	講師	助教	計	
人間科学研究科	教育学専攻	0	0	0	0	0	1
教育学部	教育学科	13	9	2	0	24	1
人間科学部	人間福祉学科	5	5	1	1	12	1
	心理学科	5	1	2	1	9	1
	人間栄養学科	4	4	2	1	11	5
	グローバルコミュニケーション学科	5	0	5	0	10	0
計		32	19	12	3	66	9
その他の組織	学長	1	0	0	0	1	0
	教養教育部	0	0	0	0	0	1
	学生サポートセンター	0	0	0	0	0	1
	教職センター	0	0	1	0	1	1
	B E C C	0	0	12	0	12	0
計		1	0	13	0	14	3
合計		33	19	25	3	80	12

職員数（平成31(2019)年5月1日現在）（単位：人）

事務系	技術技能系	医療系	合計
43	2	1	46

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目1-1を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

広島文教女子大学は、平成 31(2019)年 4 月に男女共学に移行し、大学名称を「広島文教大学」に変更するとともに、人間科学部初等教育学科を人間科学部から分離改組して教育学部（入学定員 150 人、収容定員 600 人）を設置した。

本学を設置する学校法人武田学園は、「学校法人武田学園寄附行為」第3条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従って、学校教育を行い、「育心 育人」の教育理念に基づいた人材を育成することを目的とする」ことを明記している。

また、次に示す学園訓 3 箇条を定め、建学の精神「真実に徹した堅実なる女性の育成」をより親しみやすく表現し、その具体化に努めている。

学園訓

- 一、真理を究め正義に生き勤労を愛する人になりましょう
- 一、責任感の強い逞しい実践力のある人になりましょう
- 一、謙虚で優雅な人になりましょう

男女共学化した広島文教大学においては、学園建学の精神を踏襲しつつ、男女を問わず、社会の要請に応えうる人間の育成を目指している。

本学の目的及び各学部・各学科の教育研究目的は、「広島文教大学学則」「広島文教大学における教育研究目的に関する規程」において、以下のとおり定めている。

○「広島文教大学学則」第1条

広島文教大学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、建学の精神に則り、現代社会を支える学問の基礎・基本となる教養と時代の変化・発展に対応できる専門的学術を教授研究し、深い知識と高い識見と豊かな人間性を養い、もって社会の要請に応えうる人間の育成を目的とする。

そして、建学の精神である「真実に徹した堅実なる女性の育成」、学園訓3箇条、前述の法人の目的及び大学の目的を踏まえて、教育学部教育学科及び人間科学部各学科の教育研究目的を「広島文教大学における教育研究目的に関する規程」において、以下のとおり具体的かつ明確に定めている。

○「広島文教大学における教育研究目的に関する規程」第2条

- (1) 教育学部教育学科は、教育に関する専門的な知識や技能を修得し、主体性と

協同性を持った逞しい実践力のある人材を育成する。

- (2) 人間科学部人間福祉学科は、誰もが安心していきいきと暮らすことができる、福祉社会を支える知識と技術をもった心豊かな人材を育成する。
- (3) 人間科学部心理学科は、心身の健康に関する専門的な知識や技能を身につけた、リーダーとして地域に貢献できる人材を育成する。
- (4) 人間科学部人間栄養学科は、健康及び食に関する専門的な知識や技術と豊かな人間性を身につけた人材を育成する。
- (5) 人間科学部グローバルコミュニケーション学科は、実践的な英語力を身につけ、グローバルな視野で幅広いものの見方・考え方ができる自立した人材を育成する。

また、大学院人間科学研究科の目的及び教育研究目的については、「広島文教大学大学院学則」第2条及び第5条第2項において、以下のとおり具体的かつ明確に定めている。

○ 広島文教大学大学院学則第2条

大学院人間科学研究科は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

本学学部と同様に、建学の精神である「真実に徹した堅実なる女性の育成」、学園訓3箇条、前述の法人の目的及び大学院の目的を踏まえて、大学院人間科学研究科の教育研究目的を、次のとおり具体的かつ明確に定めている。

○ 広島文教大学大学院学則第5条第2項

人間科学研究科は、人間の教育及び心身の健康に関する高度な専門的知識と研究能力及び優れた実践力を身につけさせることによって、地域社会の中で中心となって活躍できる人材の育成を目的とする。

以上のことから、大学設置基準第2条の基準を満たしているといえる。

1-1-② 簡潔な文章化

学園の建学の精神と「育心 育人」という教育理念を踏まえて定められた使命及び目的は、前述のように平易な文章を用い、簡潔に文章化されている。

また建学の精神をより親しみやすく表現した学園訓3箇条は、建学の精神に明記された「真実に徹した堅実なる女性」像を平易な言葉で具体的に示しており、その理解の促進に大きな役割を果たしている。

それは教育研究目的についても、同様である。それぞれの表現や趣旨は、本学の『学生生活ハンドブック』、大学案内及び大学ホームページ上に明示されている。

以上のとおり、本学の使命及び目的は、学園の建学の精神と教育理念を踏まえて、平易で簡潔な文章により策定している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学教育の特色は、1-1-①で述べたとおり、建学の精神と教育理念に則った教育活動の推進にある。また、建学の精神は、前項に述べたように、学園訓3箇条にその具体を示している。

さらに平成29(2017)年に定めた学園ミッション及び大学ミッションでは、本学の教育に

より育成した人材の輩出が、社会への貢献を果たすべきことを明確に表現し、これまで培ってきた本学教育の個性・特色を、社会との関わりの中で一層明確化している。

これらを受けて、大学の目的には、前述のとおり「深い知識と高い識見と豊かな人間性を養い、もって社会の要請に応えうる人間の育成を目的とする」と明記しており、上記の特色を反映している。

各学科の教育研究目的に関しては、「主体性と協同性を持った逞しい実践力のある人材を育成」(教育学科)、「福祉社会を支える知識と技術をもった心豊かな人材を育成」(人間福祉学科)、「リーダーとして地域に貢献できる人材を育成」(心理学科)、「専門的な知識や技術と豊かな人間性を身につけた人材を育成」(人間栄養学科)、「実践的な英語力を身につけ、グローバルな視野で幅広いものの見方・考え方ができる自立した人材を育成」(グローバルコミュニケーション学科)のように、各学科の学びの特性に配慮しつつ、本学教育の個性・特色を反映させたものとなっている。

また、大学院人間科学研究科の目的は、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与すること」とし、同じくその教育研究目的には、「優れた実践力を身につけさせることによって、地域社会の中で中心となって活躍できる人材の育成」として、大学院における学術研究の特性に配慮しつつ、本学教育の個性・特色を反映させたものとなっている。

1-1-④ 変化への対応

本学は、「広島文教大学学則」第1条に掲げるとおり、「社会の要請に応えうる人間の育成を目的」としている。近年では、平成24(2012)年に中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」が公にされ、それ以来大学には教育の質的転換が求められてきた。これを受け、主体的な学修習慣の確立と授業の双方向性の実現におけるICT活用教育の重要性に鑑み、学内Wi-Fi環境の整備を行うとともに、平成25(2013)年度より入学生全員がタブレット型端末(iPad)を学修ツールとして活用できるようにしている。平成27(2015)年2月には授業時間外学修時間の充実を図るため、教材作成・配信システムであるGlexaを導入した。さらに、多様な学修形態に対応できる施設として、平成26(2014)年3月にラーニング・commons、同年12月には個別学修施設ILS(Independent Learning Suite)を設置した。

平成26(2014)年には、大学への現代的な要請に対応するために教育環境並びに教育方法の転換を図り、本学が従来展開してきた教育活動に基づく社会への貢献を明確化するため、以下の大学ミッションと大学ビジョンを定めた。加えて、同年4月には、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの三つのポリシーの改定も行った。

○大学ミッション

わたしたちは、質の高い教育ときめ細やかな支援で、学生一人ひとりの成長を後押しし、社会に役立つ人材を育成します。

○大学ビジョン

- ・学生一人ひとりが誇りを持ち、自己実現に向けてたゆまぬ努力を続けている。
- ・教員が一丸となって、堅実な研究と組織力をもとに、学生の心に響く教育活動を実現している。

以上のように、大学教育への現代的な要請に基づき、教育環境並びに教育方法の転換を実現している。またこのことは、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの三つのポリシーに基づくものであり、大学設置基準第2条や学校教育法第83条などへの法令への適合という視点はもとより、大学教育に求められる変化への対応も満たしているといえる。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成30(2018)年11月に公表された「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」では新たな人材育成が要請されている。これからも、意味・内容の具体性と明確性、簡潔な文章化を確保・継続しつつ、大学を取り巻く環境の変化、具体的には少子高齢化による人口減少、急速なグローバル化の進展、それらに伴って社会が大学に求める期待の変化などに応じて、随時、使命・目的及び教育目的の見直し等をしていく方針である。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

毎年度、理事会・評議員会に付議される当年度の「事業計画書」に学園ミッション及び大学ミッション等を、また同じく当年度の「事業報告書」の冒頭に建学の精神、学園訓、教育方針（含 教育理念）及び教育目標を掲げ、審議を経ることで、役員理解・支持を得ている。さらに、理事会・評議員会の冒頭では全員で学園訓を唱和している。

また、建学の精神、学園訓、教育理念、使命及び目的を具現化するためのカリキュラム改訂に関しては、理事会・評議員会に付議し、審議を経ることで、役員関与及び参画を図っている。

教職員についても、使命・目的及び教育目的等の改定にあたっては、教職協働により運営される「高等教育研究センター」において原案を検討・策定し、次いで学長補佐会・学科長会等で確認・修正を行った後に大学運営協議会で審議、その結果を教授会に報告するというプロセスを経たうえで学長が決定している。なお、学長補佐会には学長室長（職員）、大学運営協議会には学園統括部長（職員）が構成員に含まれており、このことから本学

においては、教職員が使命・目的及び教育目的等の策定・改定等に深く関与・参画していること、またそのプロセスにおいて教職員の理解・支持が得られているといえる。三つのポリシーの策定に際しても、高等教育研究センターをはじめとする上記の過程において検討・策定・審議し、決定した。

以上のことから、本学の使命・目的及び教育目的等の策定・改定等のプロセスに役員、教職員が関与・参画し、その理解と支持は得られているといえることができる。

1-2-② 学内外への周知

大学の使命・目的及び教育目的は、『大学案内』及び大学ホームページに掲載している。このほか、大学の使命・目的及び教育目的を規定した「広島文教大学学則」は、毎年発行される『学生生活ハンドブック』に掲載するほか、学校教育法施行規則第172条の2の定めに基づき、教育研究情報の公表の一つとして、大学ホームページ上にも掲載して、情報の開示を図っている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学では、理事長、学長を中心に中期計画（長期計画を含む）を策定しており、現在は平成26(2014)年度に作成した「学校法人武田学園 平成26年度事業方針」をもとに運営を行っている。そこには前述したように、大学ミッション及び大学ビジョンが示されている。

これらのミッション及びビジョンに基づき、以下のような中長期目標が設定された。

中長期目標

- 1 「自己育成力」の充実と希望進路の実現とを期して、組織的な学生指導・支援に教員パワーを傾注する。(チュータリング・マネジメントの向上、「育心の時間」の質的拡充、学生の要望を踏まえたキャリア教育・就職支援の充実)
- 2 専門分野の「学士力」の確実な定着を期して、組織的な教育活動に教員パワーを傾注する。(カリキュラム・マネジメントによる教育活動の点検・改善と質的向上)
- 3 学生への教育効果やラーニング・アウトカムの実現を期して、その礎となる研究活動の活性化を図るために、組織的な研究体制づくりに教員パワーを傾注する。(教員の業務内容の整理と研修日の実質化、研究成果の公表を促進するための制度拡充)

これらのうち、1の「育心の時間」の拡充については平成27(2015)年度から改善を進め、平成29年度4月定例学科長会において「平成28年度「育心の時間」の振り返り、及び平成29年度「育心の時間」について」として、各学科の実施状況の確認と課題の析出、及び改善方策について協議した。

このように、中期計画は、大学の使命・目的及び教育目的の達成を目指したものとなっている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学は、教育理念「育心 育人」に基づき、学生の持てる才能を伸ばし育てることによって自立の精神と実践力を養う教育を目指している。この教育理念を踏まえて平成24(2012)年に学部・学科、平成25(2013)年に大学院人間科学研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを見直した。さらに、平成29(2017)年4月には、改正された学校教育法施行規則第165条の2の定めに基づき、大学の使命・目的及び教育目的との一貫性に配慮しつつ、学部・学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーと大学院人間科学研究科のアドミッション・ポリシーを大幅に改定し、大学ホームページに公表した。

特に大学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーについては、図1-2-1に示されるように、相互に段階的な関連性を有している。また、ディプロマ・ポリシーには、「広島文教大学学則」第1条に示された教育目的にある「深い知識と高い識見と豊かな人間性を養い、もって社会の要請に応えうる人間の育成を目的とする。」に基づく実践力のある人材の育成を掲げている。また、建学の精神については判断力の中に位置づけている。

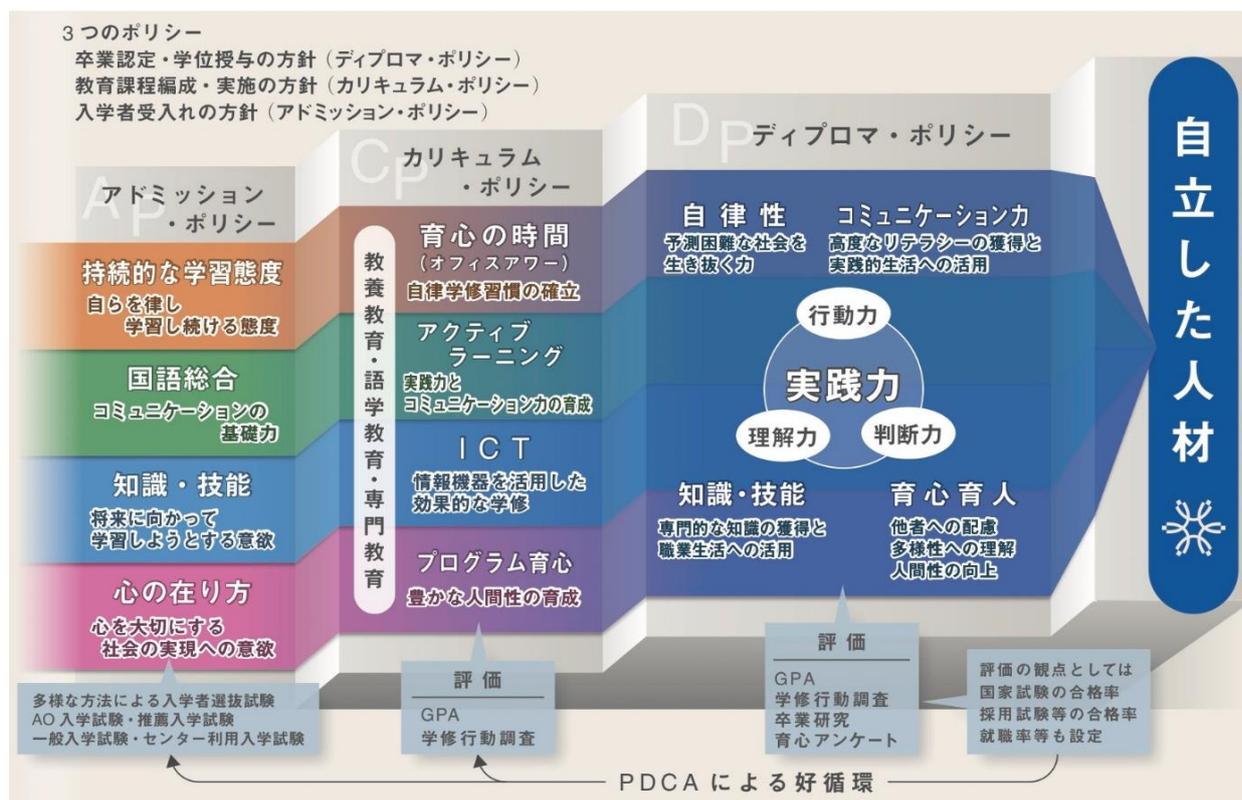


図1-2-1 広島文教大学のめざす教育を具現化する三つのポリシー

学部のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーと大学院のアドミッション・ポリシーは、以下のとおりである。

広島文教大学の「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・

ポリシー)

■卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

広島文教大学は、建学の精神及び学園訓に基づき、謙虚で優雅な人間性と思いやりの心を持ち、正しい判断力とたくましい実践力を身につけた人材の育成を目的とし、「育心 育人」という教育理念の具現化を通して、「自立した人材」の育成を目的としています。

その目的を達成するために、「広島文教大学における教育研究目的に関する規程」第2条に基づく以下の能力を修得及び育成し、社会に有用な人材を育成することを教育目標としています。

(1) 状況を見極め適切に判断し、計画を具体的な行動に移す能力（実践力）

自らの目標達成のために解決しなければならない課題に対して、状況に対する正しい理解とそれに基づく最適な判断、そして積極的な態度で行動することができます。

(2) 自らを律し、社会でたくましく生き抜こうとする姿勢（自律性）

予測困難な社会の中で、たくましく生き抜いてゆこうとする姿勢を身につけることができます。

(3) リテラシーに基づくコミュニケーション力

言語に関わる高度なリテラシーを獲得し、それに基づくコミュニケーション能力を実践的生活に活用することができます。

(4) 専門的な知識・技能の活用力

学位プログラムに関わる専門的な知識・技能を獲得し、それを職業生活において活用することができます。

(5) 豊かな人間性（育心 育人）

「育心 育人」の精神に基づく他者への配慮、多様性への理解、自らの人間性の向上を通して人間性あふれる豊かな社会を実現しようとする態度を身につけることができます。

■教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

広島文教大学は、卒業認定・学位授与の方針に掲げた教育目標達成のために、教養教育科目及び専門教育科目、その他必要と考える科目を体系的に配置し、教育目標との関連を示すためにナンバリングを行います。また、学修系統を容易に把握できるように、科目の関係をカリキュラムマップにより明示します。学修内容、学修方法、学修成果の評価の在り方については以下のとおりとしています。

1. 学修内容

(1) 教養教育では、現実の問題を多面的に考える力や社会で必要となる基礎的なスキルとともに、たくましく生きる力を身につけることを目的として初年次教育及びキャリア形成教育をおこないます。

(2) 語学教育では、英語学修専用施設(Bunkyo English Communication Center)を活用した少人数教育によるアクティブ・ラーニングを通して外国語の活用力の育成をはかります。

(3) 専門教育では、各専門領域の体系性に基づいて、科目を適切な学年・期に配置し、そ

の関連性をカリキュラムマップによって示します。

2. 学修方法

- (1) 双方向性を実現し、能動的な学修態度と実践力を養うためにICT機器を活用します。
- (2) 自律学修習慣を身につけるために、「育心の時間」（オフィスアワー）を活用して学修成果評価後の指導を実施します。
- (3) 実践力及びコミュニケーション力を養うために、少人数の授業ではアクティブ・ラーニングを取り入れます。
- (4) 豊かな人間性を育成するために、学科ごとに開講される「プログラム育心」を実施します。

3. 学修成果の評価の在り方

卒業認定・学位授与の方針に掲げる実践力等の修得状況を大学としての評価、学科としての評価、学生個人の評価のそれぞれによって把握します。

- (1) 大学としての評価は、学修行動調査及び自己評価シートの結果に基づいて評価します。
- (2) 学科としての評価は、学科長及びチューターによって専門教育科目のGPAに基づいて評価します。
- (3) 学生個人の評価は、履修科目のGPA、卒業研究の評価及び自己評価シートに基づいて評価します。

■入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

広島文教大学は、本学の卒業認定・学位授与の方針に掲げる人材を育成するために、教育課程編成・実施の方針によって定める学修内容及び学修方法を通じて自立した人材へと成長できる、以下の資質を持った入学者を求めます。そのために、多様な選抜方法を実施します。

- (1) 入学前教育に対して持続的に取り組むことができる。
- (2) 高等学校等までの学習内容のうち、国語総合を通じてコミュニケーション力及びリテラシーの基礎的な力を身につけている。
- (3) 自立するために必要な専門的知識・技能を修得しようとする意欲がある。
- (4) 広島文教大学の教育理念を理解し、心の在り方を問い続けようとする意欲がある。

また、アセスメント・ポリシーについては、以下のとおりである。

■学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）

卒業認定・学位授与の方針に掲げる教育目標の達成状況は、教育課程編成・実施の方針の「3 学修成果の評価の在り方」によりますが、その具体的な方法は以下のとおりです。

(1) 卒業研究の評価

卒業研究の評価は、学部共通の卒業研究ルーブリックによって評価します。評価結果の妥当性については、大学及び学科として評価結果を集計し検証します。また、学生個人としては卒業研究ルーブリック及び指導教員との面談により確認します。

(2) 総括テスト、レポート等による評価

各期末に総括テスト、レポート等による評価を行います。レポートについては共通ルーブリックを必要に応じて活用します。また、科目の内容に共通性があるものについ

では科目群として、コモンルーブリックを科目の性質に対応させた科目群ルーブリックとして活用します。

(3) 自己評価シート

卒業認定・学位授与の方針に掲げる教育目標の達成状況を確認するために、卒業時に自己評価シートによる調査を行います。この結果は、大学及び学科として集計します。

上記に掲げる評価の他、各種採用試験・国家試験等の合格率、資格の取得状況などについても評価の観点として設定します。

教育学部

教育学科

■卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

(1) 状況を見極め適切に判断し、計画を具体的な行動に移す能力（実践力）

自らの目標達成のために解決しなければならない課題に対して、状況に対する正しい理解とそれに基づく最適な判断、そして積極的な態度で行動することができます。

(2) 自らを律し、社会でたくましく生き抜こうとする姿勢（自律性）

予測困難な社会の中で、たくましく生き抜いてゆこうとする姿勢を身に付けることができます。

(3) リテラシーに基づくコミュニケーション力

言語に関わる高度なリテラシーを獲得し、それに基づくコミュニケーション能力を実践的生活に活用することができます。

(4) 専門的な知識・技能の活用力

教職、教科教育及び保育等の、教育学に関わる専門的な知識・技能を獲得し、それを職業生活において活用することができます。

(5) 豊かな人間性（育心 育人）

「育心 育人」の精神に基づく他者への配慮、多様性への理解、自らの人間性の向上を通して人間性あふれる豊かな社会を実現しようとする態度を身に付けることができます。

■教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

(1) 教養教育では、現実の問題を多面的に考える力や社会で必要となる基礎的なスキルとともに、たくましく生きる力を身に付けることを目的として初年次教育及びキャリア形成教育を行います。

(2) 語学教育では、英語学修専用施設(Bunkyo English Communication Center)を活用した少人数教育によるアクティブ・ラーニングを通して外国語の活用力の育成を図ります。

(3) 専門教育では、教育学の体系性に基づいて、科目を適切な学年・期に配置し、その関連性をカリキュラムマップによって示します。

■入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

(1) 入学前教育に対して持続的に取り組むことができる。

(2) 高等学校等までの学習内容のうち、国語総合を通じてコミュニケーション力及びリ

テラシーの基礎的な力を身に付けている。

- (3) 自立するために必要な、教育学に関する専門的知識・技能を修得しようとする意欲がある。
- (4) 広島文教大学の教育理念を理解し、心の在り方を問い続けようとする意欲がある。

人間科学部

初等教育学科

■卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

- (1) 状況を見極め適切に判断し、計画を具体的な行動に移す能力（実践力）

自らの目標達成のために解決しなければならない課題に対して、状況に対する正しい理解とそれに基づく最適な判断、そして積極的な態度で行動することができます。

- (2) 自らを律し、社会でたくましく生き抜こうとする姿勢（自律性）

予測困難な社会の中で、たくましく生き抜いてゆこうとする姿勢を身につけることができます。

- (3) リテラシーに基づくコミュニケーション力

言語に関わる高度なリテラシーを獲得し、それに基づくコミュニケーション能力を実践的生活に活用することができます。

- (4) 専門的な知識・技能の活用力

教職、教科教育及び保育等の、教育学に関わる専門的な知識・技能を獲得し、それを職業生活において活用することができます。

- (5) 豊かな人間性（育心 育人）

「育心 育人」の精神に基づく他者への配慮、多様性への理解、自らの人間性の向上を通して人間性あふれる豊かな社会を実現しようとする態度を身につけることができます。

■教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1. 学修内容

- (1) 教養教育では、現実の問題を多面的に考える力や社会で必要となる基礎的なスキルとともに、たくましく生きる力を身につけることを目的として初年次教育及びキャリア形成教育をおこないます。
- (2) 語学教育では、英語学修専用施設(Bunkyo English Communication Center)を活用した少人数教育によるアクティブ・ラーニングを通して外国語の活用力の育成をはかります。
- (3) 専門教育では、教育学の体系性に基づいて、科目を適切な学年・期に配置し、その関連性をカリキュラムマップによって示します。

2. 学修方法

- (1) 双方向性を実現し、能動的な学修態度と実践力を養うためにICT機器を活用します。
- (2) 自律学修習慣を身につけるために、「育心の時間」（オフィスアワー）を活用して学修成果評価後の指導を実施します。
- (3) 実践力及びコミュニケーション力を養うために、少人数の授業ではアクティブ・ラーニングを取り入れます。

(4) 初等教育学科では教育者として求められる豊かな人間性を育成するために、「プログラム育心」を実施します。

3. 学修成果の評価の在り方

学科全体に関わる評価は学科長によって、学年別の評価はチューターによって、専門教育科目のGPAに基づいて評価します。

■入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

- (1) 入学前教育に対して持続的に取り組むことができる。
- (2) 高等学校等までの学習内容のうち、国語総合を通じてコミュニケーション力及びリテラシーの基礎的な力を身につけている。
- (3) 自立するために必要な、教育学に関する専門的知識・技能を修得しようとする意欲がある。
- (4) 広島文教大学の教育理念を理解し、心の在り方を問い続けようとする意欲がある。

人間福祉学科

■卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

- (1) 状況を見極め適切に判断し、計画を具体的な行動に移す能力（実践力）
自らの目標達成のために解決しなければならない課題に対して、状況に対する正しい理解とそれに基づく最適な判断、そして積極的な態度で行動することができます。
- (2) 自らを律し、社会でたくましく生き抜こうとする姿勢（自律性）
予測困難な社会の中で、たくましく生き抜いてゆこうとする姿勢を身につけることができます。
- (3) リテラシーに基づくコミュニケーション力
言語に関わる高度なリテラシーを獲得し、それに基づくコミュニケーション能力を実践的生活に活用することができます。
- (4) 専門的な知識・技能の活用力
個人の尊厳を重視し支援する能力等の、社会福祉学に関わる専門的な知識・技能を獲得し、それを職業生活において活用することができます。
- (5) 豊かな人間性（育心 育人）
「育心 育人」の精神に基づく他者への配慮、多様性への理解、自らの人間性の向上を通して人間性あふれる豊かな社会を実現しようとする態度を身につけることができます。

■教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1. 学修内容

- (1) 教養教育では、現実の問題を多面的に考える力や社会で必要となる基礎的なスキルを身につけるとともに、たくましく生きる力を身につけることを目的として初年次教育及びキャリア形成教育をおこないます。
- (2) 語学教育では、英語学修専用施設（Bunkyo English Communication Center）を活用した少人数教育によるアクティブ・ラーニングを通して外国語の活用力の育成をはかります。
- (3) 専門教育では、社会福祉学の体系性に基づいて、科目を適切な学年・期に配置し、そ

の関連性をカリキュラムマップによって示します。

2. 学修方法

- (1) 双方向性を実現し、能動的な学修態度と実践力を養うためにICT機器を活用します。
- (2) 自律学修習慣を身につけるために、「育心の時間」（オフィスアワー）を活用して学修成果評価後の指導を実施します。
- (3) 実践力及びコミュニケーション力を養うために、少人数の授業ではアクティブ・ラーニングを取り入れます。
- (4) 人間福祉学科では福祉マインドに基づく豊かな人間性を育成するために、「プログラム育心」を実施します。

3. 学修成果の評価の在り方

学科全体に関わる評価は学科長によって、学年別の評価はチューターによって、専門教育科目のGPAに基づいて評価します。

■入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

- (1) 入学前教育に対して持続的に取り組むことができる。
- (2) 高等学校等までの学習内容のうち、国語総合を通じてコミュニケーション力及びリテラシーの基礎的な力を身につけている。
- (3) 自立するために必要な、社会福祉学に関する専門的知識・技能を修得しようとする意欲がある。
- (4) 広島文教大学の教育理念を理解し、心の在り方を問い続けようとする意欲がある。

心理学科

■卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

- (1) 状況を見極め適切に判断し、計画を具体的な行動に移す能力（実践力）
自らの目標達成のために解決しなければならない課題に対して、状況に対する正しい理解とそれに基づく最適な判断、そして積極的な態度で行動することができます。
- (2) 自らを律し、社会でたくましく生き抜こうとする姿勢（自律性）
予測困難な社会の中で、たくましく生き抜いてゆこうとする姿勢を身につけることができます。
- (3) リテラシーに基づくコミュニケーション力
言語に関わる高度なリテラシーを獲得し、それに基づくコミュニケーション能力を実践的生活に活用することができます。
- (4) 専門的な知識・技能の活用力
心の多様性と普遍性を理解し、それをもって社会貢献する能力等の、心理学に関わる専門的な知識・技能を獲得し、それを職業生活において活用することができます。
- (5) 豊かな人間性（育心 育人）
「育心 育人」の精神に基づく他者への配慮、多様性への理解、自らの人間性の向上を通して人間性あふれる豊かな社会を実現しようとする態度を身につけることができます。

■教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1. 学修内容

- (1) 教養教育では、現実の問題を多面的に考える力や社会で必要となる基礎的なスキルとともに、たくましく生きる力を身につけることを目的として初年次教育及びキャリア形成教育をおこないます。
- (2) 語学教育では、英語学修専用施設（Bunkyo English Communication Center）を活用した少人数教育によるアクティブ・ラーニングを通して外国語の活用力の育成をはかります。
- (3) 専門教育では、心理学の体系性に基づいて、科目を適切な学年・期に配置し、その関連性をカリキュラムマップによって示します。

2. 学修方法

- (1) 双方向性を実現し、能動的な学修態度と実践力を養うためにICT機器を活用します。
- (2) 自律学修習慣を身につけるために、「育心の時間」（オフィスアワー）を活用して学修成果評価後の指導を実施します。
- (3) 実践力及びコミュニケーション力を養うために、少人数の授業ではアクティブ・ラーニングを取り入れます。
- (4) 心理学科では人間に関する専門職業人として社会貢献する上で必要な豊かな人間性を育成するために、「プログラム育心」を実施します。

3. 学修成果の評価の在り方

学科全体に関わる評価は学科長によって、学年別の評価はチューターによって、専門教育科目のGPAに基づいて評価します。

■入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

- (1) 入学前教育に対して持続的に取り組むことができる。
- (2) 高等学校等までの学習内容のうち、国語総合を通じてコミュニケーション力及びリテラシーの基礎的な力を身につけている。
- (3) 自立するために必要な、心理学に関する専門的知識・技能を修得しようとする意欲がある。
- (4) 広島文教大学の教育理念を理解し、心の在り方を問い続けようとする意欲がある。

人間栄養学科

■卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

- (1) 状況を見極め適切に判断し、計画を具体的な行動に移す能力（実践力）
自らの目標達成のために解決しなければならない課題に対して、状況に対する正しい理解とそれに基づく最適な判断、そして積極的な態度で行動することができます。
- (2) 自らを律し、社会でたくましく生き抜こうとする姿勢（自律性）
予測困難な社会の中で、たくましく生き抜いてゆこうとする姿勢を身につけることができます。
- (3) リテラシーに基づくコミュニケーション力
言語に関わる高度なリテラシーを獲得し、それに基づくコミュニケーション能力を実践的生活に活用することができます。
- (4) 専門的な知識・技能の活用力
食生活や健康に関わる課題を科学的に解決する能力等の、栄養学に関わる専門的な知

識・技能を獲得し、それを職業生活において活用することができます。

(5) 豊かな人間性（育心 育人）

「育心 育人」の精神に基づく他者への配慮，多様性への理解，自らの人間性の向上を通して人間性あふれる豊かな社会を実現しようとする態度を身につけることができます。

■教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1. 学修内容

- (1) 教養教育では、現実の問題を多面的に考える力や社会で必要となる基礎的なスキルとともに、たくましく生きる力を身につけることを目的として初年次教育及びキャリア形成教育をおこないます。
- (2) 語学教育では、英語学修専用施設（Bunkyo English Communication Center）を活用した少人数教育によるアクティブ・ラーニングを通して外国語の活用力の育成をはかります。
- (3) 専門教育では、栄養学の体系性に基づいて、科目を適切な学年・期に配置し、その関連性をカリキュラムマップによって示します。

2. 学修方法

- (1) 双方向性を実現し、能動的な学修態度と実践力を養うためにICT機器を活用します。
- (2) 自律学修習慣を身につけるために、「育心の時間」（オフィスアワー）を活用して学修成果評価後の指導を実施します。
- (3) 実践力及びコミュニケーション力を養うために、少人数の授業ではアクティブ・ラーニングを取り入れます。
- (4) 人間栄養学科では食生活や健康の向上に貢献しようとする豊かな人間性を育成するために、「プログラム育心」を実施します。

3. 学修成果の評価の在り方

学科全体に関わる評価は学科長によって、学年別の評価はチューターによって、専門教育科目のGPAに基づいて評価します。

■入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

- (1) 入学前教育に対して持続的に取り組むことができる。
- (2) 高等学校等までの学習内容のうち、国語総合を通じてコミュニケーション力及びリテラシーの基礎的な力を身につけている。
- (3) 自立するために必要な、栄養学に関する専門的知識・技能を修得しようとする意欲がある。
- (4) 広島文教大学の教育理念を理解し、心の在り方を問い続けようとする意欲がある。

グローバルコミュニケーション学科

■卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

- (1) 状況を見極め適切に判断し、計画を具体的な行動に移す能力（実践力）
自らの目標達成のために解決しなければならない課題に対して、状況に対する正しい理解とそれに基づく最適な判断、そして積極的な態度で行動することができます。
- (2) 自らを律し、社会でたくましく生き抜こうとする姿勢（自律性）

予測困難な社会の中で、たくましく生き抜いてゆこうとする姿勢を身につけることができます。

(3) リテラシーに基づくコミュニケーション力

言語に関わる高度なリテラシーを獲得し、それに基づくコミュニケーション能力を実践的生活に活用することができます。

(4) 専門的な知識・技能の活用力

言語の公共的使用能力等のコミュニケーション学、及びこれに関連する応用的かつ実践的領域に関わる専門的な知識・技能を獲得し、それを職業生活において活用することができます。

(5) 豊かな人間性（育心 育人）

「育心 育人」の精神に基づく他者への配慮、多様性への理解、自らの人間性の向上を通して人間性あふれる豊かな社会を実現しようとする態度を身につけることができます。

■教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1. 学修内容

- (1) 教養教育では、現実の問題を多面的に考える力や社会で必要となる基礎的なスキルとともに、たくましく生きる力を身につけることを目的として初年次教育及びキャリア形成教育をおこないます。
- (2) 語学教育では、英語学修専用施設（Bunkyo English Communication Center）を活用した少人数教育によるアクティブ・ラーニングを通して外国語の活用力の育成をはかります。
- (3) 専門教育では、コミュニケーション学、及びこれに関連する応用的かつ実践的領域の体系性に基づいて、科目を適切な学年・期に配置し、その関連性をカリキュラムマップによって示します。

2. 学修方法

- (1) 双方向性を実現し、能動的な学修態度と実践力を養うためにICT機器を活用します。
- (2) 自律学修習慣を身につけるために、「育心の時間」（オフィスアワー）を活用して学修成果評価後の指導を実施します。
- (3) 実践力及びコミュニケーション力を養うために、少人数の授業ではアクティブ・ラーニングを取り入れます。
- (4) グローバルコミュニケーション学科では実践的生活を超えた生き方へのまなざしを獲得し、豊かな人間性を育成するために、「プログラム育心」を実施します。

3. 学修成果の評価の在り方

学科全体に関わる評価は学科長によって、学年別の評価はチューターによって、専門教育科目のGPAに基づいて評価します。

■入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

- (1) 入学前教育に対して持続的に取り組むことができる。
- (2) 高等学校等までの学習内容のうち、国語総合を通じてコミュニケーション力及びリテラシーの基礎的な力を身につけている。
- (3) 自立するために必要な、コミュニケーション学、及びこれに関連する応用的かつ実

践的領域に関する専門的知識・技能を修得しようとする意欲がある。

- (4) 広島文教大学の教育理念を理解し、心の在り方を問い続けようとする意欲がある。

人間科学研究科

■入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

広島文教大学大学院は、本学の定める学修内容及び学修方法を通じて高度な専門的技能を有するとともに、建学の精神である「育心 育人」に基づく豊かな人間性を備えた人材を育成するために、学士課程における知識・技能を広く修得し、より高度な専門的課題に対して意欲的に取り組む姿勢を身につけた入学者を求めます。そのために、多様な選抜方法を実施します。

- (1) 学士課程における学修を通して専門領域に関わる知識・技能を身につけている。
- (2) 広島文教大学の教育理念を理解し、心の在り方を問い続けようとする意欲がある。
- (3) より高度な専門的課題を解決するために必要である、専門的知識・技能を修得しようとする意欲がある。
- (4) 卒業論文の課題設定が優れており、意欲的に取り組んでいる。あるいは成果として優れている。

教育学専攻

■入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

- (1) 学士課程における学修を通して専門領域に関わる知識・技能を身につけている。
- (2) 広島文教大学の教育理念を理解し、教育的・心理的支援者としての心の在り方を問い続けようとする意欲がある。
- (3) 教育学又は心理学に関するより高度な専門的課題を解決するために必要である、専門的知識・技能を修得しようとする意欲がある。
- (4) 卒業論文の課題設定が優れており、意欲的に取り組んでいる。あるいは成果として優れている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、教育学部に教育学科、人間科学部に人間福祉学科、心理学科、人間栄養学科及びグローバルコミュニケーション学科を設置している。それぞれの学科では、機能的かつ効果的な教育が期待しうる適正な教員数を確保し、教育目的の実現にあたっており、整合性が図られている。これにより、学校教育法第 85 条の規定及び大学設置基準第 3 条並びに第 4 条の基準を満たしているといえる。これら教育研究組織における専任教員数は、大学設置基準第 13 条の基準を満たしている。

大学院には、人間科学研究科に教育学専攻を置き、確かな研究能力に裏打ちされた「高度専門職業人」の養成を目指している。使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性は図られている。なお、大学院の教育研究組織の専任教員数は、大学院設置基準第 9 条の基準を満たしている。

- (3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

社会情勢が日々変化していく中で、進学希望者が大学の教育に期待する多様なニーズを的確に把握し、教育目的などにそれを反映させられるよう、引き続き努力していきたい。

【基準1の自己評価】

本学は開学以来一貫して、「育心 育人」の教育理念に基づき、教育・研究の体制の整備に努めてきた。それを達成するために、教育目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを明確に規定し、大学ホームページ、『大学案内』などを通して、公表・周知を図っている。また、教育目的の達成のために教育システムの構築を図るとともに、法令適合性及び個性・特色の明示といった条件を確保しつつ、社会情勢等も踏まえ、必要に応じて随時、使命・目的及び教育目的の見直し等も実施している。

したがって、「1-1 使命・目的及び教育目的の設定」「1-2 使命・目的及び教育目的の反映」の二項目とも基準を満たしていることから、本学の使命・目的に関する明確性、適切性及び有効性は、担保されている。

基準2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学のアドミッション・ポリシーについては、教育理念及び「広島文教女子大学における教育研究目的に関する規程」に基づいて以下のように策定し、『2019年度学生募集要項』及び大学ホームページ「ネット出願」のページに明示している。

■入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

広島文教大学は、本学の卒業認定・学位授与の方針に掲げる人材を育成するために、教育課程編成・実施の方針によって定める学修内容及び学修方法を通じて自立した人へと成長できる、以下の資質を持った入学者を求めます。そのために、多様な選抜方法を実施します。

- (1) 入学前教育に対して持続的に取り組むことができる。
- (2) 高等学校等までの学習内容のうち、国語総合を通じてコミュニケーション力及びリテラシーの基礎的な力を身につけている。
- (3) 自立するために必要な専門的知識・技能を修得しようとする意欲がある。
- (4) 広島文教大学の教育理念を理解し、心の在り方を問い続けようとする意欲がある。

大学院人間科学研究科のアドミッション・ポリシーは、本学の教育理念及び「広島文教大学大学院学則」第2条に基づいて大学院人間科学研究科のアドミッション・ポリシーを策定し、『2019年度広島文教大学大学院学生募集要項』に人間科学研究科のアドミッション・ポリシーを以下のように明示している。

■入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

広島文教大学大学院は、本学の定める学修内容及び学修方法を通じて高度な専門的技能を有するとともに、建学の精神である「育心 育人」に基づく豊かな人間性を備えた人材を育成するために、学士課程における知識・技能を広く修得し、より高度な専門的課題に対して意欲的に取り組む姿勢を身につけた入学者を求めます。そのために、多様な選抜方法を実施します。

- (1) 学士課程における学修を通して専門領域に関わる知識・技能を身につけている。
- (2) 広島文教大学の教育理念を理解し、心の在り方を問い続けようとする意欲がある。
- (3) より高度な専門的課題を解決するために必要である、専門的知識・技能を修得しようとする意欲がある。
- (4) 卒業論文の課題設定が優れており、意欲的に取り組んでいる。あるいは成果として優れている。

よって、これらのことから、留意点「教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか」を満たしており、かつ、学校教育法施行規則第165条の2・第172条の2の規定を遵守しているといえる。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

アドミッション・ポリシーに沿った、入学者選抜等の公正かつ妥当な方法による、適切な体制のもとでの運用については、入学者選抜の方法と入学者選抜の体制とに分けて述べる。

まず、入学者選抜の方法は、『2019年度学生募集要項』に示すとおり、次の各入学試験をそれぞれアドミッション・ポリシーに沿って実施している。

- ① A0 入学試験「セルフディベロップメント入学試験」
- ② 推薦入学試験（前期・後期）
- ③ 一般入学試験（前期・後期）
- ④ 大学入試センター試験利用入学試験（前期・中期・後期）
- ⑤ 社会人特別入学試験（前期・後期）
- ⑥ 編入学・社会人編入学試験（前期・後期）

各入学試験の概要は以下のとおりである。

① A0 入学試験「セルフディベロップメント入学試験」

この入学試験は、エントリーあるいは出願した高校生が課題への取り組み等とおして自ら「育つ」ことと、大学が彼らを「育てる」ことに主眼を置き、なおかつ、本学及び各学部・学科のアドミッション・ポリシーに沿って志望学科への適性と多様な能

力を評価する入学試験である。

この入学試験では、事前エントリー方式と当日体験方式を設け、事前エントリー方式にエントリーした者は本学のアドミッション・ポリシーに沿って設定された課題に、担当教員からのアドバイス等を受けながら取組み、出願認定の取得を目指す。出願認定を得て出願した者は、志望理由書等の提出書類を踏まえた面接試験を受け、志望学科のアドミッション・ポリシーに沿って評価される。これに対し、当日体験方式に出願した者は、入学試験当日に志望学科のアドミッション・ポリシーに沿って設定された講義体験等に取り組んだ後、志望理由書等の提出書類を踏まえた面接試験を受け、本学のアドミッション・ポリシーに沿って評価される。

② 推薦入学試験（前期・後期）

自己推薦入学試験，専門学科・総合学科特別推薦入学試験，外部英語検定重視型推薦入学試験，指定校推薦入学試験，スポーツ・芸術文化活動指定校推薦入学試験の別がある。

・自己推薦入学試験

本学のアドミッション・ポリシーを理解し、本学での学修を強く希望する者について、自己推薦書，諸活動実績報告書，調査書，筆記試験，面接による口述試験から総合的に判定し選抜する。筆記試験は、すべての学修の基礎となる日本語の運用能力をみるという観点から、『2019年度学生募集要項』に示すとおり、高等学校等での国語総合と国語表現の学習に配慮した「基礎学力調査（国語の読解と表現）」を行っている。なお、この入学試験では、学部を問わず最大3学科・専攻まで第一志望学科への出願を可能にしている。

・専門学科・総合学科特別推薦入学試験

多様な入学者確保のための方策として、平成30(2018)年度より新たに導入した入学試験である。自己推薦入学試験と同様に自己推薦書，諸活動実績報告書，調査書，筆記試験，面接による口述試験から総合的に判定し選抜するが、受験生の在籍高等学校・学科の特性を考慮した配点としている。この入学試験でも、学部を問わず最大3学科・専攻まで第一志望学科への出願を可能にしている。

・外部英語検定重視型推薦入学試験

多様な入学者確保のための方策として、平成31(2019)年度より新たに導入した入学試験である。自己推薦入学試験と同様に自己推薦書，諸活動実績報告書，調査書，筆記試験，面接による口述試験から総合的に判定し選抜するが、外部英語検定の結果を取得している級や得点に応じて得点化している。この入学試験でも、学部を問わず最大3学科・専攻まで第一志望学科への出願を可能にしている。

・指定校推薦入学試験

指定校の学校長から推薦された卒業見込みの者で、本学を第一志望とする受験生を対象に選考する。各学科のアドミッション・ポリシーに沿って推薦基準を設定し、学科・専攻ごとに評定平均値3.5から4.0の間での基準を設けている。学校長の推薦書，調査書，諸活動実績報告書，筆記試験，面接による口述試験から総合的に判定し選抜する。筆記試験は、すべての学修の基礎となる日本語の運用能力をみると

いう観点から、『2019年度学生募集要項 指定校推薦』に示すとおり高等学校等での国語総合と国語表現の学習に配慮した「基礎学力調査（国語の読解と表現）」を行っている。

・スポーツ・芸術文化活動指定校推薦入学試験

スポーツ・芸術文化活動指定校の学校長から推薦された卒業見込みの者で、本学を第一志望とする受験生を対象に選考する。各学科のアドミッション・ポリシーに沿って推薦基準を設定し、学科・専攻ごとに評定平均値 3.2 から 3.7 の間での基準を設けるほか、高等学校等でのスポーツ活動において県大会ベスト 8 以上、芸術文化活動において県大会上位入賞以上という成績基準を設けている。スポーツ・芸術文化活動の実績報告書、学校長の推薦書、調査書、諸活動実績報告書、筆記試験、面接による口述試験から総合的に判定し選抜する。筆記試験は、すべての学修の基礎となる日本語の運用能力をみるという観点から、『2019年度学生募集要項 指定校推薦』に示すとおり、高等学校等での国語総合と国語表現の学習に配慮した「基礎学力調査（国語の読解と表現）」を行っている。

③ 一般入学試験（前期・後期）

・一般入学試験（前期）

教科の学力試験に基づく選抜方法である。S, A, B の 3 日間の入学試験日程で実施している。『2019年度学生募集要項』に示すように、受験生は S 日程では国語及び外国語（英語）を受験し、高得点の 1 科目を 200 点とする。また、A 日程及び B 日程では国語又は外国語（英語）を必ず含む 2 教科 2 科目方式あるいは国語及び外国語（英語）に選択科目を課す 3 教科 3 科目方式のいずれかを選択でき、前者では各科目 100 点の 200 点、後者では 3 科目のうち高得点の 2 科目（各 100 点）の 200 点とする。いずれの場合においても国語が重視されているのは、アドミッション・ポリシーに掲げているコミュニケーション力及びリテラシーの基礎的な力に関わるものであり、日本語運用能力がすべての学修の基礎となると考えていることによる。また、人間栄養学科を 2 科目方式あるいは 3 科目方式で受験する場合、学科の特性に配慮し、先述の要件に加えて理科から 1 科目を課している。なお、この入学試験では、学部を問わず最大 3 学科・専攻まで第一志望学科への出願を可能にしている。

・一般入学試験（後期）

多様な入学者確保という観点から、教科学力に加え個人面接により学修意欲や将来性を評価する方式に平成 30(2018)年度変更した入学試験である。『2019年度学生募集要項』に示すように、受験生は学力試験として国語を受験する。学力試験の出題科目として国語を採用するのは、アドミッション・ポリシーに掲げているコミュニケーション力及びリテラシーの基礎的な力に関わるものであり、日本語運用能力がすべての学修の基礎となると考えていることによる。なお、この入学試験では、学部を問わず最大 3 学科・専攻まで第一志望学科への出願を可能にしている。

④ 大学入試センター試験利用入学試験（前期・中期・後期）

大学入試センター試験の受験者の中から、本学を志望する者を選抜する。2 教科 2 科

目あるいは3教科3科目で判定し選抜する。利用する選択科目については、高得点の教科・科目を利用する。『2019年度学生募集要項』に示すように、前期日程で人間栄養学科を除いた5学科・専攻において国語又は外国語を必ず含むこととしているのは、学修の基礎となる言語運用能力をみるためである。人間栄養学科においては、学科の特性を考慮して数学又は理科を必ず含むこととしている。中期日程・後期日程においては、各学科とも利用教科科目数を減らしたり利用科目指定を解除したりする等、前期日程とは異なる利用科目を設定しているが、これは大学入試センター試験の受験結果を利用するという当該入学試験の特性に配慮し、多様な科目を利用可能にすることによって受験生の出願機会を保障しようとしたものである。なお、この入学試験では、学部を問わず最大3学科・専攻まで第一志望学科への出願を可能にしている。

⑤ 社会人特別入学試験（前期・後期）

『2019年度学生募集要項』に示すように、社会人に広く大学への門戸を開放している入学試験制度である。高等学校又は中等教育学校卒業あるいはそれと同等以上とみなせる学力の条件を満たす22歳以上の社会人で、本学のアドミッション・ポリシーを理解し、学ぶ意欲の高い者を対象に選抜を行う。筆記試験、面接による口述試験、提出書類等から総合的に判定する。筆記試験に小論文が設定されるのは、すべての学修の基礎となる日本語運用能力をみるためである。

⑥ 編入学試験・社会人編入学試験（前期・後期）

編入学試験は、『2019年度学生募集要項』に示すように、短期大学卒業（卒業見込み）、大学在学2年以上で所定単位修得（修得見込み）、高等専門学校卒業（卒業見込み）、あるいはそれと同等とみなせる条件を満たす者で、本学のアドミッション・ポリシーを理解し、学ぶ意欲の高い者に対し、一層の能力・適性の伸長を期して実施される入学試験制度である。人間福祉学科及び心理学科では小論文、グローバルコミュニケーション学科では外国語（英語）による筆記試験、面接による口述試験、提出書類等から総合的に判定する。また社会人編入学試験も、『2019年度学生募集要項』に示すように、短期大学又は高等専門学校卒業後4年以上、大学卒業後2年以上経過している社会人、あるいはそれと同等とみなせる条件を満たす者で、本学のアドミッション・ポリシーを理解し、学ぶ意欲の旺盛な者に対し、一層の能力・適性の伸長を期して実施される入学試験制度である。小論文による筆記試験、面接による口述試験、提出書類等から総合的に判定する。

以上の各入学試験では、『2019年度学生募集要項』に示すように、出願資格が明確に示されている。①～④の入学試験においては、各入学試験特有の事項に加えて、次のように出願資格を設定している。

1. 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び平成31(2019)年3月卒業見込みの者
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成31(2019)年3月修了見込みの者
3. 学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学

力があると認められる者及び平成 31(2019)年 3 月 31 日までにこれに該当する見込みの者

よって、これらはいずれも学校教育法第 90 条及び同施行規則第 150 条の規定を遵守しているといえる。

また、上記の⑤並びに⑥の入学試験においては、同じく『2019 年度学生募集要項』に示すように、各入学試験特有の事項に続けて次のように出願資格を設定している。

- ・ 社会人特別入学試験
 1. 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 2. 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
 3. 学校教育法施行規則第 150 条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- ・ 編入学試験
 1. 短期大学を卒業した者又は平成 31(2019)年 3 月卒業見込みの者
 2. 大学を卒業した者又は大学に 2 年以上在学し 62 単位以上修得した者及び平成 31(2019)年 3 月修得見込みの者
 3. 高等専門学校を卒業した者又は平成 31(2019)年 3 月卒業見込みの者
 4. 学校教育法第 90 条に規定する大学入学資格を有し、修業年限が 2 年以上で、課程の修了に必要な総授業時間数が 1,700 時間以上であると文部科学大臣より認定された専修学校の専門課程で、かつ、編入学を希望する学科と分野及び履修内容とが概ね適当であると本学が認める課程を卒業した者又は平成 31(2019)年 3 月卒業見込みの者
- ・ 社会人編入学試験
 1. 短期大学又は高等専門学校を卒業後 4 年以上経過している者
 2. 大学を卒業後 2 年以上経過している者
 3. 学校教育法第 90 条に規定する大学入学資格を有し、修業年限が 2 年以上で、課程の修了に必要な総授業時間数が 1,700 時間以上であると文部科学大臣より認定された専修学校の専門課程で、かつ、編入学を希望する学科と分野及び履修内容とが概ね適当であると本学が認める課程を卒業後 4 年以上経過している者

よって、これらのことから、学校教育法第 122 条・第 132 条及び学校教育法施行規則第 161 条・第 178 条・第 186 条の規定を遵守しているといえる。

続いて入学試験の体制と運用について述べる。学部の入学試験は学長が最高責任者となり、「アドミッション・オフィス長」兼「入学試験委員長」のもとで「入学試験委員会」及び「アドミッション・オフィス」において検討された入学試験処理日程に沿って管理・運営し、全学体制で実施している。

具体的な業務は、「アドミッション・オフィス」「入学試験委員会」と「入試広報課」が緊密な連携を取りながら実施している。これらの担当については、「広島文教大学アドミッション・オフィス規程」、「広島文教大学入学試験委員会規程」及び「学校法人武田学園職務・権限に関する規程」第 13 条第 8 項に明示するとおりである。

入学試験当日は、学長を最高責任者とした「入学試験本部」を設置し、「アドミッション・オフィス長」兼「入学試験委員長」の管理のもとで、試験会場、採点会場を設置し、適正

な試験を実施している。

入学試験問題の作成は、「入学試験問題作成委員会」を設置し、学長が委嘱する委員長及び委員により大学入試センター試験利用入学試験（前期・中期・後期）を除くすべての入学試験の問題作成を学内で行っている。

教科学力試験を除く筆記試験及び面接試験においては、アドミッション・ポリシーに沿って作成したルーブリックを用いて複数の評価者による評価を行うことにより、評価の公正性及び妥当性の確保に努めている。さらに、受験者の合否判定にあたっては、面接試験では各試験室の評価が開きがみられた場合、筆記試験では各教科の平均得点に大きな開きが見られた場合に調整を行い、公正な入学試験となるよう努めている。

また、毎年の入学試験結果及び入学者の学修状況をもとに「入学試験委員会」「アドミッション・オフィス」において入学者選抜の公正性及び妥当性について検証を行っている。この結果に基づいて次年度の入学試験について「入学試験委員会」「アドミッション・オフィス」で検討し、実施内容等を決定している。

以上のように本学にあつては、大学設置基準第2条の2を遵守しているといえる。よって留意点「アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜などを公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用しその検証を行っているか」を満たしているといえる。

また、大学院人間科学研究科に関しても、入学者選抜の方法と入学者選抜の体制とに分けて述べる。

まず入学者選抜の方法は、アドミッション・ポリシーに沿って実施している。入学試験の概要は、以下のとおりである

試験日程は、前期と後期とが設定され、一般入学試験・社会人入学試験・長期履修学生試験とがある。一般入学試験、社会人入学試験ともに、専門科目と外国語（英語）の筆記試験並びに口述試験がある。

なお、社会人入学試験では、外国語（英語）に替えて小論文を選択することができる。また、長期履修学生試験は、一般入学試験又は社会人入学試験を利用して実施している。最終的には、筆記試験・口述試験及び提出された書類から総合的に判定される。

これらの入学試験では、下記のように出願資格も明確に示されている。

・一般入学試験

次の各号のいずれかの資格を有する者又は平成31(2019)年3月31日までに取得見込みの者（性別を問わない）

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院人間科学研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得した

ものと認めた者

- (7) 本学大学院人間科学研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

・社会人入学試験

次の各号のいずれかの資格を有する者で、かつ、出願時にその資格取得後3年以上経過している者（性別を問わない）

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) その他上記一般入学試験の出願資格を取得したと認められる者

よって、学校教育法第102条及び同施行規則第155条・第156条の規定を遵守しているといえる。

続いて入学試験の体制と運用について述べる。大学院人間科学研究科の入学試験は、学長が最高責任者となり、「アドミッション・オフィス長」兼「入学試験委員長」のもとに入学試験処理日程に沿って管理・運営され、入学試験問題の作成も含め大学院人間科学研究科全員の体制で実施されている。大学院人間科学研究科における入学試験にかかる具体的な業務は、学部と同様である。

以上のように大学院人間科学研究科にあっても、大学院設置基準第1条の3・第10条の規定を遵守しているといえる。よって、留意点「アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜などを公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用しその検証を行っているか」を満たしているといえる。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

教育を行う環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生を適切に確保していることについては、以下のとおりである。

まず『2019年度学生募集要項』に示すように、本学においては、入学定員及び編入学定員を明示し、周知を図っている。よって、大学設置基準第18条を遵守している。

収容定員・入学定員・在籍学生については、平成31(2019)年5月1日現在の在籍学生数は、教育学部168人、人間科学部1,106人、合計1,274人となっている。収容定員に対する在籍学生数の割合は、教育学部112.0%（収容定員150人）、人間科学部74.7%（収容定員1,480人）、大学全体78.2%（収容定員1,630人）となっており、人間科学部及び大学全体では定員割れの状態が続いている。

入学定員、入学者数、入学定員に対する入学者数の割合を過去5箇年で示すと、表2-1-1のようになる。

過去5箇年の入学定員充足率の平均は81.3%となっており、大学全体として定員を満たしていない状況が続いている。

表2-1-1 過去5箇年の入学定員、入学者数、入学定員に対する入学者数の割合

広島文教大学

学部	学科・専攻	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	平均
教育学部	教育学科 初等教育 専攻	入学定員 (人)	—	—	—	—	120	—
		入学者 (人)	—	—	—	—	138	138.0
		充足率 (%)	—	—	—	—	115.0	115.0
	教育学科 中等教育 専攻	入学定員 (人)	—	—	—	—	30	—
		入学者 (人)	—	—	—	—	30	30.0
		充足率 (%)	—	—	—	—	100.0	100.0
	合計	入学定員 (人)	—	—	—	—	150	—
		入学者 (人)	—	—	—	—	168	168.0
		充足率 (%)	—	—	—	—	112.0	112.0
人間科学部	初等教育 学科	入学定員 (人)	100	100	100	100	—	—
		入学者 (人)	125	113	132	143	—	128.3
		充足率 (%)	125.0	113.0	132.0	143.0	—	128.3
	人間福祉 学科	入学定員 (人)	80	80	80	80	60	—
		入学者 (人)	52	38	15	38	68	42.2
		充足率 (%)	65.0	47.5	18.8	47.5	113.3	58.4
	心理学科	入学定員 (人)	70	70	70	70	50	—
		入学者 (人)	20	20	26	60	75	40.2
		充足率 (%)	28.6	28.6	37.1	85.7	150.0	66.0
	人間栄養 学科	入学定員 (人)	70	70	70	70	70	—
		入学者 (人)	69	76	44	57	61	61.4
		充足率 (%)	98.6	108.6	62.9	81.4	87.1	87.7
	グローバ ルコミュ ニケーシ ョン学科	入学定員 (人)	70	70	70	70	60	—
		入学者 (人)	33	18	32	38	64	37.0
		充足率 (%)	47.1	25.7	45.7	54.3	106.7	55.9
	合計	入学定員 (人)	390	390	390	390	240	—
		入学者 (人)	299	265	249	336	268	283.4
		充足率 (%)	76.7	67.9	63.8	86.2	111.7	81.3
大学	合計	入学定員 (人)	390	390	390	390	390	—
		入学者 (人)	299	265	249	336	436	317.0
		充足率 (%)	76.7	67.9	63.8	86.2	111.8	81.3

大学院人間科学研究科における教育を行う環境の確保のための、収容定員と入学定員及び在籍学生確保の適切性については、入学定員を明示し、周知している。よって、大学院設置基準第10条を遵守している。

収容定員と入学定員及び在籍学生数については、平成31(2019)年5月1日現在での人間科学研究科全体では、収容定員33人に対する在籍学生数は5人であり、その割合は15.2%

となっており、定員割れの状態である。専攻別で見ると教育学専攻では、在籍学生数は5人であり、収容定員30人に対する在籍学生の割合は16.7%、人間福祉学専攻では在籍学生数0人であり、収容定員3人に対する在籍学生の割合は0.0%である。なお、人間福祉学専攻は、平成31(2019)年度入学試験から募集を停止している。

また、過去5年間における入学定員充足率を見てみると、教育学専攻では25.3%、人間福祉学専攻では0.0%であり、全体では21.3%となっている。

入学定員、入学者数、入学定員に対する入学者数の割合を過去5箇年で示すと、表2-1-2のようになる。

表2-1-2 大学院人間科学研究科における過去5年間の入学定員、入学者数、入学定員に対する入学者数の割合

	専攻	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平均
人間科学研究科	教育学専攻	入学定員(人)	15	15	15	15	15	—
		入学者(人)	6	5	4	3	1	3.8
		充足率(%)	40.0	33.3	26.7	20.0	6.7	25.3
	人間福祉学専攻	入学定員(人)	3	3	3	3	—	—
		入学者(人)	0	0	0	0	—	0.0
		充足率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0.0
	合計	入学定員(人)	18	18	18	18	15	—
		入学者(人)	6	5	4	3	1	3.8
		充足率(%)	33.3	27.8	22.2	16.7	6.7	21.8

(3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

平成31(2019)年度学生募集においては、教育学部設置及び男女共学化という改組が好影響を及ぼし、教育学部・人間科学部ともに定員を上回る入学者を確保することができた。この状況を維持し在籍学生数の確保につなげていくために、次のような方策を講じる。

教育学部については、人間科学部初等教育学科及びグローバルコミュニケーション学科における高い教員採用合格実績を引き続きアピールしていく。加えて、教育学部設置に併せて建築した1号館の最新設備を活用した学びにより、これからの教育現場に対応した高い実践力を有する教員を養成していくことを周知していく。

人間科学部については、学科単位で次の内容をアピールしていく。人間福祉学科については、高齢者福祉分野における実績に並行して保育士を中心とした児童福祉分野における実績や社会福祉協議会等の地域福祉分野における実績を周知していく。また心理学科については、初年次教育の充実を目指した授業科目の配置、卒業後の進路を意識した授業科目の設定等のカリキュラム上の特徴、平成30(2018)年度入学生からの公認心理師対応カリキュラム移行を周知していく。人間栄養学科については、短期大学部食物栄養学科に始まる伝統の長さ和管理栄養士国家試験における合格実績、学生の自発的な学びの場として展開している社会貢献活動における成果を周知していく。そしてグローバルコミュニケーション学科については、「BECC」との連携による独自の英語教育、観光分野に関する授業科目の

設定、アクティブ・ラーニングによる学修成果を周知していく。また本学のすべての学科において、地域社会や企業等と連携した、学生が中心的な役割を担う取組みを行っている。このような発展的な学修の展開とそこから得られる効果について広く周知し、本学の学びの特徴をアピールしていく。

入学定員に対する入学者数については、平成27(2015)年文部科学省告示第154号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示」において、学部の入学定員の1.3倍未満（平成15(2003)年文部科学省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取扱い等に係る基準」による）から大学の収容定員の規模、大学が設置する学部の入学定員の規模等に応じて、1.05倍未満から1.15倍未満の範囲に定められた。これによると、本学は入学定員の1.15倍未満の入学者数が適正範囲となる。

人間科学部初等教育学科を学科単体でみた場合、平成27(2015)年度、平成29(2017)年度、平成30(2018)年度において1.15倍を上回っており、適正な学生数を超過している状態が続いていた。しかし、改組による教育学部設置と入学定員の増加により、平成31(2019)年度入学生においては1.15倍を下回っている。この状態を継続し、教育学部として適正な教育環境の確保に努めていく。

また心理学科を学科単体でみた場合、平成31(2019)年度入学生は学科定員の1.5倍になっている。平成31(2019)年度の収容定員280人に対する充足率は64.3%であるが、年度ごとの入学者数の偏りが大きいといえる。心理学科の適正な教育環境の確保と並行して人間科学部の入学者定員の充足に努めていく。

大学院人間科学研究科においては、平成26(2014)年度の教育学専攻心理学コースの新設、社会人受入れ条件の緩和を行ったが、入学者の減少傾向は続いている。人間福祉学専攻においては、入学者がない状態が続いていることから、平成31(2019)年度入学試験より学生募集を停止し、年度末をもって廃止した。教育学専攻臨床心理学コースにおいて平成30(2018)年度入学生からの公認心理師対応カリキュラムに移行していることを周知し、引き続き入学者の確保に努めていく。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教職員協働による学生への学修及び授業支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営することについては、学生の自律学修の確立を支援することや、学修面で悩みを抱える学生を支援することを目的として、「学習支援室」を設置し、教員と職員の協働による「学習支援室」があたっている。また、長期休暇を除く平日午後には、教養教育部の非常勤助手が在室しており、平成30(2018)年度においても相談及び継続的な学生の個別指導

にあたっている。自律学修の促進の場として、広く学生に認知されている。

学修支援に資するデータを収集するため、年度開始直後に外部業者作成の基礎力調査を1年生、2年生、3年生を対象に実施している。この調査は学生の基礎学力や学びの習慣、将来像などについて広く情報収集するものである。結果は「学生サポートセンター（学習支援室）」を中心に各学科・チューター等で共有している。調査の結果、基礎学力に課題があると考えられる学生に対し、「学習支援室」の利用を促すようチューターに依頼している。また、平成29(2017)年度入学生より、基礎力調査のデータをもとに、指定した教養教育科目「大学での学びⅠ」「大学での学びⅡ」の受講を勧めている。

さらには、「学生サポートセンター（学習支援室）」が中心となって入学前からの学修支援の充実にも着手している。AO入学試験及び推薦入学試験合格者に対し、学修態度の涵養及びモチベーションの維持を目的として、冊子『学びのスタートライン』を発行し配付している。また、入学試験合格者全員に対し入学前学習課題を提示しその支援にあたっている。

これについては、一方向的な課題の提示ではなく、必要に応じて入学予定者と教員の間でコミュニケーションが行われるように、各学科の担当者によって配慮されている。また、「学生サポートセンター（学習支援室）」の主催により、入学予定者を対象とする「プレスクーデントデイ」を教職協働で実施することにより、入学前における直接的かつ具体的な学修支援活動を実現している。平成30(2018)年度は、入学予定者222人が参加した。

英語コミュニケーションに関する学修支援は、「BECC」における学修支援施設である「SALC（Self-Access Learning Center（以下、「SALC」という。）」が担当している。ここでは、学生が自主的に学修を進めていくことを支援する2人の学修アドバイザー及び2人の職員が常駐し、教職協働のもと学生指導にあたっている。2人の学修アドバイザーは、英語学修に関する専門知識を有している外国人専任教員1人と日本人専任教員1人である。また、この施設には、書籍・CD・DVD・ゲームなどを含む、バラエティー豊かな教材がそろえられており、自分の英語のレベルに合ったものを選択できるよう、すべての教材に英語の難易度が表示されている。さらに、発音練習やプレゼンテーションの準備ができるスピーキングブースや、仲間と協力・サポートし合いながらの英語学修を進めていくマルチパーパスルームなどがあり、「SALC」カウンターのスタッフが様々な便宜を図っている。そして「SALC」のもう一つの特徴は、すべて英語でのコミュニケーションが義務付けられていることである。これによって、学内にいながら留学をしているような体験をすることができる。

新入生への支援に関しては、学修・学生生活等のオリエンテーションとして、「学科別オリエンテーション」、「チューターガイダンス」及び「iPad説明会」を実施し、学修不安の解消や大学生活の基礎・基本を身に付けるように指導している。また、教職員と学生スタッフ（学友会、学科サポート学生）が連携して開催している「オリエンテーションセミナー」が挙げられる。オリエンテーションセミナーは、仲間づくりをテーマに、1泊2日の日程で教職員と学生スタッフ約80人が一体となって、新入生の大学生活のスタートを支援するものである。表2-2-1にこの4年間における新入生、学生スタッフ、教職員の参加数を示した。オリエンテーションセミナー後のアンケートでは、「最初は友達と仲良くなれるか不安だったけど、このオリエンテーションを通して友達と仲良くなることができたので引き続きこの行事は受け継いで欲しい。一泊二日という短い間だったけどより仲を深める

ことができた。」のような声が上がっており、新入生にとってこのセミナーは意義深いものとなっている。

表 2-2-1 オリエンテーションセミナー参加者数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施期日	4 月 7, 8 日			
新入生 (人)	262	244	334	423
学生スタッフ (人)	84	80	82	87
教職員 (人)	79	78	47	65

「オリエンテーションセミナー」のプログラムの一つピア・サポートは、入学間もない新入生が、あらゆることを気軽に相談できる窓口である。事前に研修を受けた上級学生が相談を受けるもので、新入生にとって心強いサポートになっている。オリエンテーションセミナーのプログラムにピア・サポートを組み込むことでピア・サポーターと新入生全員が交わる機会を設定し、学生同士の交流を促進させている。

さらに、大学院人間科学研究科教育学専攻の心理学コースと臨床心理学コースでは、心理学を学部で修学していない等、大学での専門教育が不十分である学生に対しては、教員が個別に対応することによって、サポートが行なえる体制がある。なお、平成 30(2018)年度は、対象となる学生の入学者はなかった。

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

障がいのある学生への配慮については、修学上の合理的配慮に関わる申請書を提出した学生を対象に、各学期の授業開講前に履修登録を確認し、学生が受講する授業科目担当者に「学生への支援について」を配布し、授業で配慮する事柄について具体的な支援の依頼（例：教室変更、座席位置の配慮、IC レコーダー使用の許可等）を行っている。さらに、障害学生支援委員が学生の相談に応じ、授業等で配慮が行われているか確認を行っている。適切な支援が行えるように、学生や保護者、障害学生支援委員、チューターの三者が相互に連携できる体制を整えている。平成 29(2017)年度からは、「障害学生支援委員会」と「学生相談室」、保健室、「学生サポート課」合同の会議を実施している。平成 30(2018)年度は、2 回実施した。また、平成 30(2018)年度からは、障害学生支援委員を各学科から選出するようにし、各学科に所属する障がいのある学生についての情報共有を行い、様子を把握し細やかに対応が行なえるようにしている。さらに、平成 30(2018)年度は、「冬期 Faculty Development (以下、「FD」という。)・Staff Development (以下、「SD」という。) 研修会」の全体研修会にて、発達障がいのある学生理解をテーマとした研修を行い、大学全体で適切な理解と学修支援を含めた支援が行えるよう努めている。

また、障がいのある学生の自立を支援するために、「障害学生支援委員会」で学生のための就職情報誌を定期購読し、就職に関する情報提供や相談支援・留学や奨学金等に関する情報提供や相談支援を行っている。また、遠隔要約筆記が可能であるパソコンテイク（支

援者用)のノートパソコンも購入している。その他、支援機器として、FM補聴器、ボイスメッセ、簡易スロープ2本、車いす等を整備している。

オフィスアワー制度については、全学的に実施しており、全教員がそれぞれに授業時間に設定するのではなく同一の時間(水曜日の13時10分から13時55分の45分間)に実施することによって学生の授業時間と重ならないように配慮している。『学生生活ハンドブック』にもその内容を記載し、周知を図っている。

教員の教育活動を学生が補助するための制度については、「広島文教大学スチューデントアシスタント取扱要項」及び「広島文教大学ティーチング・アシスタント取扱要項」により、SA(Student Assistant)・TAを配置し、学修支援を行っている。

平成30(2018)年度のSAの採用については、授業科目「保育の表現技術Ⅰ」「音楽Ⅰ」において、20人採用した。SAの選考については、「広島文教大学スチューデントアシスタント選考内規」第5条に基づき「教務委員会」で選考された。採用されたSAの具体的な業務内容は、保育で求められる弾き歌いの音楽表現分野について、学生のピアノ個別チェック(指使い、音、リズム、歌詞など)を行うものである。幼稚園、保育所の採用試験では、弾き歌いの試験が行われることが多く、弾きながら歌うという特別な技術が求められる。学生は、弾き歌いの技術を高め、卒業までに80曲程度のこどもの歌の演奏ができるようになることを目指す。その過程でSAは、とても有効な支援者となっている。

図書館1階の「ラーニング・コモンズ」には、学生が自由に使用できるパソコンを40台設置している。学生からのパソコン、プリンター、図書館利用に関する支援要請に対応するために、「LeAder(ラーニング・アドバイザー)」と呼ばれる学生アルバイトが活動をしている。平成30(2018)年度は、4人の学生が活動した。勤務時間は、図書館開館日のうち月曜日から金曜日の午前9時から午後7時までをシフト勤務している。学期終了後の長期休暇中、一週間程度の期間、パソコンのメンテナンス作業を補助している。

表2-2-2に示すとおり、平成30(2018)年度の中途退学者は21人(1.84%)であり、数・率とも前年度より増加した。休学者は15人(1.31%)となり、こちらは数・率とも前年度より減少した。中途退学、休学いずれも全国的にみると低い水準にある。留年者を直接集計したデータはないが、平成30(2018)年度の卒業率(標準修業年限で卒業した者の割合)は94.1%であり、全国的にみても高い水準であった。

表 2-2-2 中途退学者及び休学者の年次推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
中途退学者	18 (1.40)	17 (1.35)	15 (1.23)	15 (1.33)	21 (1.84)
休学者	15 (1.17)	15 (1.20)	20 (1.64)	16 (1.42)	15 (1.31)

(注) かつこ内は在籍者数に占める割合

このような中途退学、休学及び留年の問題は、必ずしも修学上の困難さのみが背景にあるとは限らず、心身の健康や対人関係、家庭の経済状況などの要因が複合して生じると考えられる。そのため学生相談室では、直接来談した学生を対象とした学生生活全般にわたる相談活動だけでなく、新入生を対象とした全員面談や、チューターや保健室、学習支援室、学生サポート課等、関係教職員からの相談ないし連携を行うほか、教職員を対象とし

た学生支援に関する研修も実施するなど、多面的・重層的な取組みを行って、中途退学、休学及び留年の問題を早期に把握し、適切な対応を図っている。

また、教員に対しては毎年度『チューターのための、学生指導の手引き』を作成配付し、学生指導の標準化を図るとともに質の向上に努めている。平成 28(2016)年度より導入した出席管理システムは、単に学生の授業出席登録を効率的に行うためではなく、チューターが出席状況を常時把握することにより、欠席の長期化を未然に防ぎ、中途退学、休学及び留年の対策とするためである。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

学修及び授業の支援については、留意点を満たしているため、これまでの方針を継続する予定である。ただし、幾つかの点で改善・向上方策が挙げられるので以下に記す。

学生への学修及び授業支援に関しては、特に、学修面で悩みを抱える学生に対する支援を中心に「学習支援室」並びに「学生相談室」などで継続して行っていく。また、新入生に対する支援については、オリエンテーションセミナーのプログラムにピア・サポートを組み込み実施しているが、継続して実施していく。さらに、障がいのある学生に対する支援も、障害学生支援委員会を中心に「学生相談室」、保健室、学生サポート課と情報共有しながら継続して行っていく。障がいのある学生の日々の様子について情報を共有するためのシステムを構築していく必要がある。障がいのある学生を中心とした学生理解、支援の方策についても、大学全体で共有し、教職員が協働して学修支援を含めた支援ができるよう、研修会を開催していくこととする。

中途退学、休学及び留年への対応に関しては、これまでと同様にチューターや「学生相談室」、保健室、「学習支援室」、学生サポート課等、関係教職員が情報を共有し、継続して行っていく。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

学生の就職活動及びキャリア教育に関する支援を目的に「キャリアセンター」が設置されている。「キャリアセンター」の業務遂行にあたっては、各学科の教員及び「就職課」職員から組織される「キャリアセンター運営委員会」を中心に、就職及びキャリア教育にかかわるプログラムの企画・運営・実施や学生支援等について協議し決定している。

教育課程におけるキャリア教育については、教養教育課程に一般的な常識や倫理観を備え、他者とのコミュニケーション力や課題に対して自立して解決できる実務能力や、職業を通して社会の形成に寄与できる人として常に学び続ける意思を持てるようにすることを目標とした「キャリア形成科目群」を設けている。この科目群では、1年次後期から3年次後期の間「キャリア形成概論Ⅰ」「キャリア形成概論Ⅱ」「インターンシップ」「プレゼ

ンテーション技法」「コミュニケーションとソーシャルスキル」「ビジネス文書」の6科目が開設されている。

教育課程外においては、インターンシップ（単位外）の情報提供を随時行うとともに、全学生対象に「インターンシップ（単位外）説明会」を実施している。さらに、授業以外でインターンシップに参加する場合の学内手続き等に関する説明資料を作成し、学生と教職員向けに配布・配信するとともに、インターンシップ（単位外）参加希望者に対しては事前研修も実施している。このほかにも、年間を通じて表 2-3-1 に示すセミナーやガイダンスを学内で実施している。なお、ガイダンスの対象学年以外であっても参加希望の学生は参加可能となっている。これらのセミナーやガイダンスのうち、事前申し込みを要するものについては、学生の利便性を考慮し、「UNIVERSAL PASSPORT」から申し込みができるようにしている。

表 2-3-1 平成 30(2018)年度就職支援講座

■キャリア・セミナー（全学年対象）

No.	タイトル	日程
1	OG 座談会	12月8日（土）

■就職ガイダンス

4年生対象		日時
1	就職活動オリエンテーション	4月5日（木）10：50～12：20
2	履歴書・エントリーシート作成講座 2	4月10日（火），4月11日（水） 各日 14：50～16：20
3	福祉職希望者向け就職オリエンテーション	5月15日（火）16：30～18：30
4	幼保希望者向け就職オリエンテーション	5月21日（月）16：30～18：30
5	社会人マナー講座（教職志望者対象）	1月9日（水）10：50～12：20
6	社会人マナー講座（企業・福祉系内定者対象）	1月9日（水）15：45～17：15
3年生対象【就職ガイダンス】		日時
1	就職活動説明会	5月11日（金）16：30～18：00
2	就職ガイダンス～就職サイト登録説明会	6月1日（金）16：30～18：00
	「SPI」理解&体験講座	[性格検査] 7月11日（水），[能力検査] 7月25日（水） 各日 14：50～16：20 [性格検査] 10月5日（金），[能力検査] 10月12日（金） 各日 16：30～18：00
3	就職ガイダンス～就活スタート講座	9月28日（金）16：30～18：00
4	就職ガイダンス～業界研究・企業研究の仕方講座	10月19日（金）16：30～18：00 11月7日・21日（水） 12：30～13：30
5	就職ガイダンス～履歴書・ES作成講座	10月26日（金） 11月9日（金） 各日 16：30～18：00
7	就職ガイダンス～メイク講座	12月7日（金）16：30～18：00
8	就職ガイダンス～マナー講座	12月15日（金）16：30～18：00
9	金融業界講座	11月30日（金）16：30～18：00
10	就職ガイダンス～面接対策講座	1月19日（金）16：30～18：00

11	就職ガイダンス～求人票の見方講座	11月5日(月)・6日(火), 22日(木)・26日(月) 各日 12:30～13:00
12	就職ガイダンス～労働法講座	11月1日(木)・2日(金), 19日(月)・20日(火) 各日 12:30～13:00
3年生対象【実践力養成講座】		日時
1	実践力育成講座Ⅰ～書く力(文章力養成)	7月15日(日) 10:00～17:00 12月2日(日) 10:00～17:00
2	実践力育成講座Ⅱ～第一印象ブラッシュアップ	[基礎編]11月8日(木)・9日(金), 27日(火)・ 28日(水) 各日 12:30～13:00 [実践編] 11月16日(金) 16:30～18:00
3	実践力育成講座Ⅲ～対話する力(GDセミナー)	[基礎編]11月12日(月), 29日(木) 12:30～13:00
3年生対象【フロントランナー養成(FR)講座】		日時
1	FR養成講座Ⅰ～話す力(プレゼン)	2月8日(金) 10:50～12:20
2	FR養成講座Ⅱ～考える力(課題解決)	2月8日(金) 13:10～14:40
3	FR養成講座Ⅲ～協同する力(コンセンサス)	2月8日(金) 14:50～16:20
1・2年生対象		日時
キャリアガイダンス		【1年(心理)】5月9日(水) 14:50～16:20 【1年(初, 福, 栄, GC)】5月24日(木) 16:30～ 18:00 【2年(初, 福, 栄)】5月16日(水) 14:50～18: 00 【2年(心, GC)】5月31日(木) 14:50～18:00

※ES: エントリーシート, GD: グループディスカッション

教員・保育士養成については、「教職センター」がその教育課程及び学生支援を担っている。教育課程外の就職等に関する支援として、教員免許状・保育士資格の取得希望者対象に開催される「教職課程・保育士課程履修説明会」がある。この説明会では、4年間のスケジュール, 具体的な履修方法や教職履修カルテの記録方法等について説明を行っている。さらに、学生からの要望に応える形で、「教員採用試験対策チャレンジセミナー」も開催されている。このセミナーは、教員採用試験の受験に向けた学修に加え、実際の教育現場で必要となる知識や各教科の体系的知識の修得と指導力向上を目的としている。このセミナーの特長として、学生が主体的に運営を行い、本学卒業生も自主的に参加し、授業外・長期休業中を利用して専任教員が無償で支援を行っていることが挙げられる。また、保育を学ぶ学生を対象に、公務員採用試験, 就職活動での取組み, 及び実技試験等について4年生が後輩に伝える「顔晴りの会」も開催されている。「キャリアセンター」や「教職センター」以外にも、学生の社会人基礎力の伸長を目標に、職員主体の「社会人基礎力養成プロジェクト」による学生を対象としたイベントも企画・実施されている。

就職・進学に対する相談・助言体制として、「就職課」には専門性の高いコンサルタント資格を持つスタッフを配置し、全学生を対象に、随時、就職や進学等に関する個別相談を

受け付けている。このほか、就職課では、求人票・試験報告書や企業・業界研究のための資料の閲覧が可能となっており、履歴書の添削や面接練習等も受け付けている。求人情報や試験報告書は、「広島文教大学 学内ポータルサイト」（以下、「学内ポータルサイト」という。）からも閲覧可能となっている。このような就職や進学に関して就職課で行っている支援や閲覧可能な資料等については、『学生生活ハンドブック』、「学内ポータルサイト」及び大学ホームページに掲載して周知を図っている。また、前期と後期に学部4年生と大学院人間科学研究科2年生の学生全員を対象に就職課での個別面談を実施し、進路実現に向けた活動状況等を把握し、各々の状況に合わせて助言や情報提供等を行っている。学部3年生と大学院人間科学研究科1年生に対しても、個別面談を実施し、進路選択や就職活動の準備等に関する助言や情報提供等を行っている。さらに、各学科の教員や関係部署等と連携を図りながら、学生一人ひとりに対して適切な支援が行えるような体制づくりに努めている。

大学院人間科学研究科のキャリア教育のための支援体制について、学部の教養教育科目のキャリア形成科目群に相当する授業科目として、教育学専攻臨床心理学コースでは、教育課程において授業科目「臨床心理実習Ⅰ・Ⅱ」を開設している。当該科目では、学内外の施設における実習を通して、専門的な知識・技能だけでなく、専門家としての姿勢や態度の修得を目的とした指導が行われており、心理専門職のキャリア教育科目としての役割を果たしている。また、心理専門職の求人については、国や地方自治体が採用試験を実施するもののほか、民間の医療機関や福祉施設などが随時募集を行っている。そのため、就職課による支援をベースにしながらも、大学院人間科学研究科担当の教員の方でも求人情報を集約し、その都度学生に周知を図っている。就職に対する相談・助言体制については、就職課での面談に併せて、大学院人間科学研究科の担当教員の側でも学生面談を実施し、個人の志望分野やキャリア観を把握し、可能な限りそれに適した支援ができるよう努めている。

以上の事柄から、大学設置基準第42条の2を遵守し、留意点「インターンシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制を整備しているか」及び「就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか」を満たしているといえる。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

キャリアセンターでは、学生一人ひとりの進路実現ができるよう、特に社会人基礎力を卒業までに身に付けることを目標として、大学1年生から参加可能なガイダンス等を企画し、教員や関係部署等と連携しながら継続的な支援を行っている。前述したように教職センター等でも多様な取組みを行っている。教育課程においても1年次から受講可能なキャリア形成科目群が開設されるなど、教育課程内外を通じて社会的・職業的自立に向けた支援体制を構築している。しかし、表2-3-1に示すガイダンス等の対象学年を見ると大学3、4年生を対象にした企画が多くなっているのが現状である。社会的・職業的自立に向けた取組みは、就職活動や進学を間近にした学年だけでなく、在学期間を通じて継続的・体系的に実施することが重要であると考えられることから、各学科や関係部署等との連携をさらに図りながら支援体制の充実を目指していく。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生サービス，厚生補導のための組織の設置と，機能の適切性について，学生生活全般にわたっての学生サービスは，「学生サポートセンター」が所轄している「学生生活支援委員会」と「学生相談室」が受け持ち，適宜対応している。加えて『学生生活ハンドブック』に記載しているチューター制度により，各学科においても学生へのサポートを行っている。

奨学金など学生に対する経済的な支援には，日本学生支援機構の奨学金のほか，学園の制度として「武田ミキ記念基金」による奨学金制度と「授業料等学納金優遇措置制度」があり，本学独自には「教育ローン利息補給制度」がある。さらに，所定の入学試験において高い評価を得て合格して入学した学生を対象とした「入学支援特待制度」や「成績優秀者奨学制度」等を整備している。海外に留学する学生向けには「海外留学生奨学金制度」を設けている。これらの経済的支援制度は，それぞれの目的に応じて有効に機能している。また，本学同窓会による「美樹会奨学金」の制度も設けられている。

学生の課外活動への適切な支援については，人的支援と経済的支援からなる。人的支援体制は，「学友会」の諸行事について「学生生活支援委員会」の担当教職員が「学友会」担当部署の学生と協働し適切な支援をしていると評価できる。具体的には，学生自治活動である大学祭や「文教文化展」ほか学友会年間行事への支援を行っている。特に対外的な交渉が必要な場面では，担当教職員が同席し学生と学外者との交渉の調整を行っている。さらに，学生生活支援委員から各学科の教員に対して「学友会」主催の行事への参加の呼びかけを行なっている。また，経済的支援については，「学友会活動活性化対策費」「文教チャレンジ」を設け，学生の主体的活動に対する支援を行っている。「学友会活動活性化対策費」とは，学友会活動の活性化を目的とする活動費を支援するものである。「文教チャレンジ」とは，他の学生の模範となる活発な課外活動に要する経費を補助するプログラムである。平成 30(2018)年度は，「文教チャレンジ」に 5 団体が応募し，すべての団体が採用された。

学生相談に関しては，近年，精神疾患や発達障がいによる不適應，大学入学前からの心身の不調の悪化，家庭の経済的問題や親子関係の問題からの心身の不調，さらには自傷行為というように心理的問題が多様化・重篤化していること，相談件数の増加の傾向が窺えることから，平成 25(2013)年度より，心理的支援を行うため専門的知識技能を有する職員（臨床心理士・公認心理師）が月曜日から金曜日の週 5 日間「学生相談室」に常駐することとした。週 2 日担当の非常勤カウンセラー（臨床心理士・公認心理師）と合わせ，多様化・重篤化する相談内容に十分対応できる体制を平成 30(2018)年度も継続している。個別相談のみならず，学内コミュニティ活動による支援を推進するため，第一に平成 26(2014)年度に年 1 回で開始した学生対象のグループワークを，平成 29(2017)年度からはワークシ

ョップに名称変更し、実施している。平成 30(2018)年度は、1 回実施した。第二に保健室との連携のもと新入生内科健診にて新入生全員とカウンセラーが顔を合わせ、必要に応じ早期相談へつなげた。これは平成 27 年(2015)年度に開始され、平成 30(2018)年度も実施された。また、平成 26(2014)年度「教育懇談会(本学開催)」にて、保護者及び学生に対してカウンセラーとの面談を受け付けており、平成 30(2018)年度も実施した。さらに、学内の学生支援体制と、教職員の学生支援スキルを高めるため、夏期と冬期の FD・SD 研修会にて、それぞれメンタルヘルスの理解と学生対応の理解をテーマとした研修会を行った。

学生に対する健康相談、心理的支援、生活相談等の適切性について、健康相談、心理的支援、生活相談等は、表 2-4-1 に示した「学生相談室」への相談件数から見れば、適切に機能していると評価できる。「学生相談室」では、休・退学の実態を取りまとめ「学科長会」で報告し、学生支援策の検討に役立てている。また、利用促進のための広報活動として、「学生生活ガイダンス」において新入生全員に配付する「学生相談室案内リーフレット」を作成し、すべての学生及び教職員を対象とした「学生相談室メールマガジン」を年 3 回発刊している。

表2-4-1 学生相談室への相談回数(平成26年度～平成30年度)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談回数	733	838	1,183	860	972

※ 相談回数は、延べ数を示す。

(3) 2-4 の改善・向上方策(将来計画)

「学友会」活動の支援方法を点検していく中、「学友会」は本部役員学生の減少により存続が危ぶまれる時期もあったが、学生生活支援委員の支援もあり、学友会の中に執行委員会が組織され、次期本部役員に引き継がれる仕組みが整備されている。今後も学生の自主性を尊重しながら、学友会活動が円滑に運営されるよう支援を行っていく。また、学生全体の支援についても、「学生生活支援委員会」、「学生相談室」並びに「学習支援室」が連携を取りながら学生への支援を行っていく体制が整っている。

クラブ・サークル活動に関しては、「広島文教大学クラブ及びサークルの顧問等に関する規程」に基づき専任教員に顧問を委嘱して、クラブ・サークルの活動に対する支援体制を整えている。日常的に発生するクラブ・サークルの活動に関する諸問題については、「学生生活支援委員会」が当該クラブ・サークルの顧問と協働して解決にあたっている。さらに「リーダー養成セミナー」において各クラブ・サークルのリーダーが集い、クラブ・サークルの運営方法や活動目標について意見交換を行う機会を設け、リーダー同士の横のつながりや支え合いを通じた学内活動の活性化を今後も図っていく。

また、「学生生活に関するアンケート」の集計結果をもとに、学生からの回答を精査し、学生が安全かつ快適に過ごせるよう継続して改善を図る。

学生相談に関しては、休退学やその他の不適応に関して相談ニーズを抱えている学生が適切な支援につながるよう、学生相談室とチューター、保健室、及び学習支援室との連携をさらに強化していく。加えて、従来の個別相談による支援力は維持しつつも、学内コミュニティ活動や広報活動を拡げていくことで相談への心理的敷居を下げ、学生にとってよ

り身近な相談室の運営を目指すことに努める。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、大学設置基準に示されている教育目的達成のため、校地、運動場、校舎、体育施設、情報サービス施設、附属施設等の施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用している。

本学の土地・建物の面積については、土地が 73,482 m²、建物が 34,619 m²である。各校舎等の用途は、表 2-5-1 のとおりである。

表2-5-1 各校舎等の用途

名 称	用 途
本部棟	1F:学生サポート課/総合支援課/ICT推進課/地域連携室 2F~6F:学長室/役員室 7F:会議室
1号館	1F:教職センター/教職資料室/教室 2F:教室 3F:ゼミナール室/教員研究室/文教ガーデン 4F~5F:ゼミナール室/教員研究室
2号館	1F:文教ホール/学生食堂/コンビニエンスストア(デイリーヤマザキ) 保健室・カウンセリングルーム/ハラスメント等人権侵害相談室/ATM 2F:大学院研究室 3F:ブックセンター(紀伊国屋書店) 4F:就職課/入試広報課 2F~6F:教室/教員研究室
3号館	1F~3F:教室/教員研究室
4号館	1F~3F:教室
5号館	1F:ピアノ練習室 2F:教室 3F:教室/教員研究室
6号館	1F:ILS1・2/学習支援室/ぶらボラ(ボランティアセンター)

	2F～5F:教室／教員研究室 2F:人事課／経理課／役員室 3F:学生相談室
7号館 ・附属図書館棟	1F:ラーニング・commons 1F～3F:附属図書館 3F～5F:教室／教員研究室
8号館	1F:BECC Café／教員研究室 2F:SALC／教員研究室 3F:教室
心理教育相談センター	1F:相談室／プレイルーム 2F:演習室／資料室
アリーナ (体育館)	1F:アリーナ／サブアリーナ 2F:教室／教員研究室
学友会センター	1F:和室 2F:会議室
クラブハウス	1F～2F:クラブBOX
その他	大学グラウンド／プール／弓道場

このように、学生の多様な学修ニーズに応えられるように配置している。

さらに特色のあるものを挙げるならば、ラーニング・commonsと並んで学生の学修をより後押ししていく施設（スペース）として、次の二つを挙げる事ができる（表2-5-2）。

表2-5-2 特色ある学修支援施設

名 称	特 色
学習支援室	<ul style="list-style-type: none"> ・大学での学修を進めていく上での疑問を解決に導く。 ・相談窓口で、学修のポイントや方法を見つけられるようにアドバイスをする。
ILS	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援室の両サイドに配置されている。 ・一人で集中して勉強したい場合に適している。

平成30(2018)年度の授業期には「学習支援室」を2,000人以上が利用し、学習支援員は212件の個別相談に対応している。情報機器を活用できる施設については、情報処理演習室を2部屋整備し110台のパソコンを設置、図書館1階のラーニング・commonsの80台とICT教育実践室の50台合わせ学生用パソコンを240台設置、授業はもちろん空き時間には学生に開放し、利用できるようにしている。

快適な学生生活をおくるための施設・設備としては、学生食堂、ブックセンター（書籍・文具類販売）、コンビニエンスストアが開設されている。学生の自主学修の場として、ILS、学習支援室が、8時30分から20時30分まで開放され、中庭にもテーブルとベンチを設置している。また、本学は学生の自動車・オートバイでの通学を認めており、キャンパスに隣接して学生駐車場を、キャンパス内に駐輪場を設けている。

施設・設備の安全性（耐震等）については、平成23(2011)年度に耐震診断を実施した。

その結果、旧 1 号館・3 号館及び 6 号館が耐震基準を満たしていないことが判明した。これを受けて、3 号館及び 6 号館は平成 28(2016)年度に耐震補強工事を完了し、旧 1 号館は平成 30(2018)年度に建て替えを行い、新築した。旧 1 号館については、令和元(2019)年度に取り壊す予定である。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

本学は、教育目的の達成のために、快適な学修環境を整備し、かつ有効かつ積極的に行っている。

〔実習施設〕

「広島文教大学心理教育相談センター」の目的は、地域の方々には心理相談を含めた地域支援を行うこと、また本学大学院人間科学研究科教育学専攻臨床心理学コース所属院生の実習・教育・訓練を行うことである。構成員は、相談員が臨床心理士の資格及び公認心理師の資格を有する教員 8 人、実習相談員が臨床心理学コースの大学院生 4 人である。「広島文教大学心理教育相談センター」の主たる活動内容は個別心理面接であり、平成 30(2018)年度は延べ来談件数 72 件、延べ来談者数 257 人、延べ面接回数 452 回であった。

「介護実習室」は、成人用・小児用ベッド、特殊浴槽、車いす、ポータブルトイレ、実習用モデル人形（成人・乳幼児・喀痰吸引モデル・経管栄養モデル・救急蘇生用モデル）、障害者体験モデル、福祉用具（食器・調理器具）を備え、人間福祉学科介護福祉コース 1～4 年生の「生活支援技術 I～VII」「医療的ケア I・II」の授業で使用のほか、保育士科目「子どもの保健 II」の授業（初等教育学科 4 年生 48 人前期 15 コマ、人間福祉学科 4 年生 34 名前期 15 コマ）、「介護福祉士実務者研修」（全学科対象受講者 15 人）でも使用し、実践力育成に活用している。また、人間栄養学科 3 年生が実習指導の一環で、成人用ベッドや車いす、障害者体験モデルなどを使用した介護体験を行うなど、施設・設備を有効に活用している。

新築した 1 号館 1 階には、小学校・保育所の教室を再現した「模擬授業室」・「模擬保育室」を備えている。「模擬授業室」は、教室の広さ、黒板のサイズ、机やいす、ロッカーや掃除道具入れに至るまで、現在の学校の教室を再現するとともに、近未来の学校を意識した ICT 機器を整備している。「模擬保育室」は、実際に保育室で利用する幼児サイズの机やいす、お道具箱、電子ピアノなどを完備するとともに、手洗い場を備え、絵の具を使った表現遊びにも取り組める。附属幼稚園とも連携し、実習を通じて学びを深めることができる。学生同士で自主的に行う模擬授業に自由に使用できるよう「模擬レッスン室」を 4 室整備している。「ICT 教育実践室」には最新の機器を備え、令和 2(2020)年度から小学校で必修化されるプログラミング教育をはじめ、情報活用能力の育成と教材研究・開発に取り組める。これらの実習施設は実践力のある人材育成を目指すものであり、授業はもとより、学生の自律学修に活用されている。

〔附属図書館〕

平成 26(2014)年 3 月には、1 階にラーニング・コモンズを設置し、集団によるディスカッションなどの学修形態に対応できるようにした。

附属図書館の図書・雑誌費は、平成 29(2017)年度同様の予算が確保されている。平成 30(2017)年の学生用図書の受入冊数は、学生一人当たり 2.06 冊となっている。また、貴重

資料室以外は、開架式とし自由に入出りできるので、施設の利用の便は良い。ラーニング・コモンズの整備や各種データベースの導入によって、利用者の新しいニーズに対応できている。

図書館の利用については、教養教育科目である「文教学入門」で新入生全員に利用方法と館内案内を、2年生、3年生、4年生には平成27(2015)年度改訂の『論文・レポート・演習資料作成のための文献探索法の基礎』を利用し、資料収集方法の指導を行っている。さらに、教員との連携に基づく授業やゼミを単位とした学年や研究テーマに合わせた文献探索ガイダンスの実施を行っている。文献探索ガイダンスは、昨年度依頼があったゼミから今年度も依頼があるという状態で安定して行っている。

国公立大学や諸教育・研究機関とのILL(相互協力)は、NII(国立情報学研究所)への接続を通して可能となっており、現物貸借及び文献複写の申し込みが効率化し、迅速な提供を行っている。受付件数は、表2-5-3のとおりで、学修支援業務としての利用指導とともに図書館業務の大きな一定の比重を占めている。

このような受付件数は、本学の蔵書が充実していることを示している。併せて、平成28(2016)年4月から、国立国会図書館デジタル化送信資料を利用できるようにした。

表 2-5-3 対外サービス依頼及び受付件数

	依頼件数					受付件数				
	文献複写	閲覧	調査	借用	計	文献複写	閲覧	調査	貸出	計
平成30年度	103	1	0	18	122	154	0	4	8	166

開館時間については、平成28(2016)年から、授業期の平日は8時45分から19時まで、土曜日は8時45分から15時まで、土曜日・日曜日・祝日が授業日になった場合は9時から17時まで、休業期の平日は8時45分から17時まで、土曜日は休館、に変更した。大学院設置基準第14条特例適用学生を受入れた場合は、平日8時45分から21時まで、土曜日は8時45分から19時まで延長開館を行うこととしている。併せて毎月の月末休館日をやめ、その作業を開館期間内に他の業務と平行して行うようにし、前期・後期の最後に設けていた一週間の作業休館の時期をずらして、より利用者が利用しやすい環境を整えた。なお、閲覧室や資料は、学外者に対しても開放しており、平成30(2018)年度には、延べ200人の利用があった。

「ラーニング・コモンズ」では、複数人で議論しながら学修する姿や発表・プレゼンテーションの練習をするなど多種多様な学修形態が見られるようになり、平成30(2018)年度も、前年度よりグループ学修活動が活発に行われている。

広報面では従来の印刷物からホームページへとシフトさせ、さらに広島県内の大学に先駆けて平成26(2014)年12月より始めた公式Facebookで情報発信を行い、図書館利用の促進や図書館活動の迅速な広報に役立てている。

IT施設については、情報処理演習室2部屋整備し、機器及び備品を平成30(2018)度に更新し110台のパソコンを設置している。また、図書館1階の「ラーニング・コモンズ」に80台、「ICT教育実践室」に50台設置している。授業はもちろん空き時間には学生に開放

し、利用できるようにしている。また、学生全員に iPad を配付し、大学全体に Wi-Fi 設備を完備することで、ネットワークを活用できるようにしている。このように、快適な教育研究環境を整備し、有効に活用している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性については、学生の要望を聞きながら、段差の解消等を図っている。平成 27(2015)年度、運動障害のある学生が利用することが多い建物の入口の段差を解消するためのスロープを施し、階段に手すりを設置した。平成 28(2016)年度にも、運動障害のある学生が利用することが多い建物の階段に手すりを設置、和式トイレを洋式トイレに改修を行なった。また、すぐに物理的改善が図れない場合は、学生が履修している授業について使用する教室の調整を行い、教室移動等に支障を来さないように努めている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

1 年生の教養教育科目「文教学入門」は、講義方式の必修科目として開講されているため、履修者数が最大の授業となっているが、講義担当者とは別に授業運営を担当する教員を置くことによって、教育効果の向上を図っている。平成 31(2019)年度は、大幅な増加が生じたので適切な受講者数とするためクラスを二つに分けた。2 年次以降の現代教養科目については、履修者数に上限を設けて抽選を行い適正な受講者数になるよう努めている。

一方、演習・実技・実習・実験の科目については、40 人以内を基準としたクラス分けを行い、少人数によるきめ細かな教育を実施している。中でも、国際教育系必修科目の「英語コミュニケーションⅠ」「英語コミュニケーションⅡ」は、30 人以内にクラス分けをし、全クラスを外国人専任教員が担当するこれら演習科目は、国際化を意識した特徴的な科目となっている。

授業履修者数並びに授業内容による教室の割り振りについては、担当教員の希望を事前に聴取し、履修登録の状況を見ながら適正な教室の割り振りをする中で、環境面からの教育効果にも配慮している。

人間福祉学科では、「社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」「介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針」に基づき、演習科目、実習科目については 20 人以内にクラス分けをしている。

人間栄養学科では、「管理栄養士養成施設の指定基準」第 12 条に規定される、同時に授業を行う学生数に基づき、すべての専門基礎科目と専門科目を 35 人程度の 2 クラスに分けて実施している。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

附属図書館に関する改善・向上方策として、まず開館時間などの検討を行い、授業期には、1 コマ目前に授業準備や資料確認ができるよう試験的に 8 時 45 分から開館するようにし、また、学生に iPad が配布されているので、図書予約や ILL の申し込みを Web 申し込みへ切り替えた。今後、学生の学修の変化に応じて、さらに冊子資料と電子資料の柔軟な選書を行っていく。また、平成 26(2014)年 3 月に設置した「ラーニング・コモンズ」での学

学修支援体制の整備、利用者への周知や効果的な利用について不断に検討してきた。今後、図書館の部分開館(「ラーニング・コモンズ」だけの開館)なども検討していく。また、「BECC」はもちろんのこと、「学習支援室」及び「ILS」についても、「高等教育研究センター」と教務委員会を中心に、学修の効率性・快適性を向上させる運営体制の検討・改善に努めている。こうした面を核として、他の場所に配置された普通教室・特別教室の最適化について、グランドデザインを描き、順次実施しているところである。学長メール、各種学生アンケート等に現れた学生の学修環境についての要望もくみ上げている。こうした仕組みを堅持していくつもりである。

施設・設備の安全性(耐震等)については、平成 23(2011)年度に耐震診断を実施し、三つの校舎で耐震基準を満たしていないことが判明した。このことを受けて、順次、耐震補強等の工事を実施し、平成 30(2018)年度までに完了している。

さらに、本学の特徴である少人数によるきめ細かな対応を考えた教育を実践するために、今後も適正人数を考えた授業数を構成し、受講学生のクラスサイズや授業形式に合う教室の確保について中・長期的に考えていく。

平成 22(2010)年 4 月に大学の重点課題の一つとして取り上げられた「学修支援体制の整備」プロジェクトでは、学修支援や学修環境の整備を中心に検討が加えられた。これは、中央教育審議会大学分科会において「中長期的な大学教育の在り方に関する二次報告」(平成 21(2009)年 8 月)においても重点課題として取り上げられたものである。本学では、「学生サポートセンター」の 4 つの委員会等(「教務委員会」「学生生活支援委員会」「学生相談室」「学習支援室」)のメンバーを中心としてそれぞれの立場から検討を加えた。その報告書は、授業、学生生活、学生相談、及び学修支援等について「ソフト面」「ハード面」に分けて、様々な視点から学生に対する学修環境についての改善案を指摘し、平成 22(2010)年 10 月に「学修支援体制の整備－短期案」を、平成 23(2011)年 3 月に「学修支援体制の整備－中長期案」を作成した。現在、実効性や実用性の高いものから順に改善を進めているところである。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

「学習支援室」には、「教養教育部」の非常勤助手が午後に常駐しており、学生からの相談を受け意見・要望の把握、また、継続的な個別指導を通して、学修支援が必要な分野の把握に努めている。

また、本学では、FD 活動の一環として、継続的に「学生による授業評価アンケート」を

実施しており、アンケート結果を「学内ポータルサイト」上で学内に公開している。

また「高等教育研究センター」においても、「IR (Institutional Research) 部会」を中心にデータを集約・分析し、FD 活動の活性化を通じて学修支援の体制改善を図っている。

「BECC」においては、英語教育に特化した独特の教育システムを展開しているため、「BECC」独自の授業評価を実施し、報告書を作成している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生に対する健康相談、心理的支援、生活相談等の適切性について、健康相談、心理的支援、生活相談等は、表 2-4-1 に示した「学生相談室」への相談件数から見れば、適切に機能していると評価できる。

本学は、平成 31(2019)年 4 月からの男女共学化や教育学部設置に伴い、大学生生活や学修環境の転換期を迎えている。このような転換期における学生への支援体制や支援策検討の基礎的資料を収集するため、「高等教育研究センター」と「学生サポートセンター」の連携により学生を対象とした「大学生生活に関する調査」を実施した。分析結果については、「学科長会」において共有し、各学科において対応した。また、平成 30(2018)年度「教職員研修会」において結果を共有した。

また、学生生活に関する学生の意見等をくみ上げるしくみの適切な整備と学生サービスの改善への反映については、学生の意見を率直にくみ上げるシステムとして、直接学長のもとにメールを送信することのできる「学長メール」を実施している。「学友会」も、学生の意見を自由に申し出ることのできる意見箱を設置し、学生サービスに反映させるシステムを作っている。このことをはじめ、「学友会」の各部局・委員会等からの学生の意見は、「学生生活支援委員会」の担当教員が適切かつきめ細かな対応を行い、担当教員を通して「学生生活支援委員会」に上げ、さらに、「学生サポートセンター」として対応するシステムとしている。学生の意見・要望を実現させた具体的成果の一つとして、「文教チャレンジ」制度がある。この制度は、学生団体が自ら企画した内容を発表し、学生及び教員の審査の結果、採択されると企画実行する費用を支援するというものである。社会で求められていることを自ら企画し、実行する力を養成することに大きく貢献する制度と考えられる。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見等を組み上げるしくみの適切な整備と学生サービスの改善への反映については、学生の意見を率直にくみ上げるシステムとして、直接学長のもとにメールを送信することのできる「学長メール」を実施している。「学友会」も、学生の意見を自由に申し出ることのできる意見箱を設置し、学生サービスに反映させるシステムを作っている。このことをはじめ、「学友会」の各部局・委員会等からの学生の意見は、「学生生活支援委員会」の担当教員が適切かつきめ細かな対応を行い、担当教員を通して「学生生活支援委員会」に上げ、さらに、「学生サポートセンター」として対応するシステムとしている。

また、平成 30(2018)年度には「学生生活に関するアンケート」を実施し、全体で 594 人が回答した。このアンケートの目的は、学生生活での対人関係や施設設備の利用状況や満足度等について調べるものである。この結果については、「学内ポータルサイト」で学生及び教職員に公開した。

さらに、学生向けのフィードバック資料においては、学生からの意見・要望等の主なものについて教職員が現状や対応の進捗状況、今後の展望等について回答が掲載されており、調査活動をめぐって学生との双方向性が確立されている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

平成 28(2016)年度から、過年度生を除く全学生がタブレット端末 (iPad) を所持することとなり、本格的な「UNIVERSAL PASSPORT」上での「学生による授業評価アンケート」が開始された。これを契機として、各学科のカリキュラムが、それぞれの「人材育成目標」「履修モデル」に沿った編成となっているかの確認を継続して行っていく。

なお、評価結果のフィードバックとして平成 28(2016)年度より、評価の高い授業について公開授業を実施しており、引き続き教授技能の更なる向上を図っていく。

アンケート回答率の向上のため、教員を通じて繰り返し「学生による授業評価アンケート」実施の依頼を行うとともに、学生に対し「学生による授業評価アンケート」の重要性を理解してもらえよう引き続き努めていきたい。この点に関しては、公開授業制度の運用を学生に対する周知の方法としても活用していくこととする。

学生アンケートについては、「学生生活に関するアンケート」を継続して実施する。

【基準 2 の自己評価】

本学の学生の受入れについては、アドミッション・ポリシーを定め求める学生像を明確に示すと共に、大学ホームページ、『学生募集要項』などに掲載するなどして周知している。また、アドミッション・ポリシーに示されている資質能力の重要視する部分に応じて入学試験を実施し、また評価にはアドミッション・ポリシーに基づくルーブリックを活用している。また、「アドミッション・オフィス」において入学者選抜の公正性・妥当性について検証を行っている。入学者定員及び収容定員については、平成 30(2018)年度までは満たしていない状況が続いていたが、平成 31(2019)年度は上昇傾向にある。

学修支援については、センター・委員会組織に教員及び職員が属することにより教職協働の体制が構築されている。また、「学生サポートセンター」を中心として障がいのある学生を支援し、中途退学、休学などの対策を行っている。

キャリア支援については、「キャリアセンター」を中心として正課のほか各種ガイダンス、セミナーを実施することにより支援を行っている。

学生サービスについては、「学生サポートセンター」を中心として経済的支援、課外活動への支援を適切に行っている。

学修環境の整備については、学修に必要な実習施設はもちろんのこと、自律学修施設（ラーニング・コモンズや「ILS」など）も整備している。また、平成 31(2019)年度より 1 号館からのアクセスを良くするために、図書館 1 階にもゲートを設置した。

学生の意見・要望への対応については、本学ではチューター制を導入しており平素から

学生の意見・要望を聞くことのできる体制を整える一方、各種アンケート調査を通して意見・要望を把握することに努めている。また、より直接的に学長に対してメールにより意見・要望を伝える方法を整えている。

以上のことから、学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応について、組織・施設を適切に整備し、実施していることから「基準 2. 学生」の基準を満たしているといえる。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定, 卒業認定, 修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準, 進級基準, 卒業認定基準, 修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準, 進級基準, 卒業認定基準, 修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

ディプロマ・ポリシーの策定にあたっては、本学の建学の精神並びに教育目的に基づき、社会的な要請である、『これからの企業・社会が求める人材像と大学への期待～個人の資質能力を高め、組織を活かした競争力の向上～』（2015年4月2日、公益社団法人 経済同友会）、『大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準』（日本学術会議）、『各専攻分野を通じて培う「学士力」～学士課程共通の「学修成果」に関する参考指針～』（中央教育審議会大学分科会、平成20年3月25日『学士課程教育の構築に向けて』（審議のまとめ）掲載）などを踏まえ、以下のように策定した。策定したディプロマ・ポリシーは、平成29(2017)年3月9日開催の「学内研修会」において、「三つのポリシーの改定について」と題して専任の教職員に対して周知を行った。また、広く社会に対しては大学ホームページや『大学案内』に掲載して周知し、また学生に対しては『学生生活ハンドブック』に掲載して周知している。

■卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)

広島文教大学は、建学の精神及び学園訓に基づき、謙虚で優雅な人間性と思いやりの心を持ち、正しい判断力とたくましい実践力を身につけた人材の育成を目的とし、「育心 育人」という教育理念の具現化を通して、「自立した人材」の育成を目的としています。

その目的を達成するために、「広島文教大学における教育研究目的に関する規程」第2条に基づく以下の能力を修得及び育成し、社会に有用な人材を育成することを教育目標としています。

(1) 状況を見極め適切に判断し、計画を具体的な行動に移す能力 (実践力)

自らの目標達成のために解決しなければならない課題に対して、状況に対する正しい理解とそれに基づく最適な判断、そして積極的な態度で行動することができます。

(2) 自らを律し、社会でたくましく生き抜こうとする姿勢（自律性）

予測困難な社会の中で、たくましく生き抜いてゆこうとする姿勢を身につけることができます。

(3) リテラシーに基づくコミュニケーション力

言語に関わる高度なリテラシーを獲得し、それに基づくコミュニケーション能力を実践的生活に活用することができます。

(4) 専門的な知識・技能の活用力

学位プログラムに関わる専門的な知識・技能を獲得し、それを職業生活において活用することができます。

(5) 豊かな人間性（育心 育人）

「育心 育人」の精神に基づく他者への配慮、多様性への理解、自らの人間性の向上を通して人間性あふれる豊かな社会を実現しようとする態度を身につけることができます。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

単位認定基準を各授業科目のシラバスに明記している。具体的には、単位の認定については、「広島文教大学学則」第15条に「学業成績の評価は、秀、優、良、可、不可の評語を持って表し、秀、優、良、可を合格、不可を不合格とする」と定めている。

加えて、平成27(2015)年度には「広島文教女子大学における進級に関する規程」を定め、その第2条で学生がディプロマ・ポリシーに明示された人材として成長していく上で、2年次末までに最低限満たしていなければならない修得単位の要件を定めている。平成28(2016)年度に進級判定が実施され、それ以降引き続いて厳正な審査がなされている。この進級に関する規程は、『学生生活ハンドブック』に掲載され、教員及び学生、保護者に周知が図られている。

卒業認定基準については、大学設置基準第25条の2に則って「広島文教大学授業科目履修規程」第7条に明示されており、また、同第8条において卒業研究履修の手続き、評価等について記されている。これらは『学生生活ハンドブック』に掲載されているため、学生は常に参照することが可能であり、周知が徹底されている。また、本学のアセスメント・ポリシーが平成31(2019)年度より大学ホームページ等に公開され、学生が常に参照できるようになったが、ここでも卒業研究が大学・学科・指導教員・学生の協働により評価されることが明示されている。

さらに、平成25(2013)年度より、本学のディプロマ・ポリシーの内容に沿った形で、本学の学びのキャップストーンであり、かつ、全学生にとっての必修科目となっている「卒業研究」についてのルーブリックを策定・運用している。これに加え、本学の多くの開講科目で活用することを目指し、「レポート作成」及び「発表」という、汎用性が高く、かつ、学びの質が問われる内容の評価について、平成27(2015)年度よりコモンルーブリックを策定・運用している。このコモンルーブリックについては、それらが大学のディプロマ・ポリシーに沿うように、統一性を持たせたものとなっている。教員が単位を認定する上でコモンルーブリックを活用する際には、その旨をシラバス上に明記するとともに、授業を行

う際にその具体的な内容について学生に周知するよう徹底している。また学生も教務システムである「UNIVERSAL PASSPORT」を通じて、コモンルーブリックの具体的な内容に容易にアクセス・参照することができる。

本学において「卒業研究」は全学生にとって必修科目となっており、かつ、その単位認定に関しては、ディプロマ・ポリシーの内容に沿った形で策定されたルーブリックが活用されていることから、卒業認定の際にディプロマ・ポリシーの内容が大きな意味を持つことは自明のことといえる。このルーブリックの内容は、「卒業研究」を作成する際、担当教員によって指導の指針として活用されていることはもちろん、学生においても自らの研究の到達度や完成度を測る上での指針として「UNIVERSAL PASSPORT」で公開されており、アクセシビリティが確保された上で機能している。

大学院人間科学研究科にかかる単位認定、進級及び卒業・修了判定要件を適切に定め、厳正に適用していることについては、大学院設置基準第 15 条、大学設置基準の準用に則り、厳正に適用している。具体的には、単位の認定については、「大学院学則」第 21 条にて、次の成績評価基準のとおり定めている。

成績評価基準

成績の評価	成績表示
秀 (90～100 点)	S
優 (80～89 点)	A
良 (70～79 点)	B
可 (60～69 点)	C
不可 (60 点未満)	D

その成績は、学期末試験、授業への参加度、平常の学修状況などを総合して、各授業担当者が厳正な評定を行っている。各授業の成績評定の方法は、シラバスに明示している。

大学院課程の修了要件及び学位授与に関しては、「広島文教大学大学院学則」第 22 条から第 24 条に基づいて適切に定められており、厳正に適用している。具体的な修士論文の指導並びに審査については、修士論文中間発表会、修士論文発表会を通して一貫した指導、審査をしている。よって、大学院設置基準第 12 条、第 13 条及び第 14 条の 2 を遵守しているといえる。

大学院人間科学研究科においては、大学院設置基準第 14 条の 2 に則り、「広島文教大学大学院学則」第 15 条に、学生に対して授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画、さらには客観性及び厳格性を確保するために、評価の基準を明示した上で適切に行使することが述べられている。さらに第 22 条には修了の認定方法が示され、第 23 条に修了にかかる修士論文及び最終試験の審査方法が記されている。これらの内容については、「学内ポータルサイト」にて『学生生活ハンドブック』を参照することが可能であることから、学生に対して十分な周知が図られている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定、進級及び卒業・修了認定の基準を適切に定め、厳正に適用していることにつ

いては、「広島文教大学学則」第12条に示されるように、各授業科目の単位数は大学設置基準第21条に則って設定されている。また、「広島文教大学授業科目履修規程」第9条に示されるように、各授業科目のシラバスに成績評価基準を詳細に記載することにより、公正な成績評価を図っている。

その成績は、学期末試験、学修状況などを総合して各授業担当者が厳正な評定を行っている。各授業の成績評価の方法は、「UNIVERSAL PASSPORT」上のシラバスに明示している。厳格な評価基準の設定については、シラバスを作成する際に教員（非常勤含む）に広く呼びかけ、教務委員会が第三者の立場から審査し、場合によっては訂正・改善への指導を行っている。

平成29(2017)年度には、「高等教育研究センター」での取組みの一環として、各科目の到達目標と本学のディプロマ・ポリシーの整合性をテキストマイニングの手法を用いて分析する取組みがなされ、本学が大学設置基準第25条の3に基づき実施している「FD・SD研修会」においてその経過が報告されるとともに、『広島文教女子大学高等教育研究』に教員・職員共同執筆による研究資料が掲載された。これを受け、平成30(2018)年度のシラバスより、それぞれの科目が、本学のディプロマ・ポリシー(1)～(5)のどれを実現するのかを明示する(複数も可)こととなった。結果、各科目の到達目標と評価基準、及びディプロマ・ポリシーとの間に関連性と一貫性が確保されることとなった。

「広島文教大学学則」第22条に「試験は、授業実施時間数の65%以上出席しなければ受けることができない」と規定し、卒業の認定は「広島文教大学授業科目履修規程」第7条に、教育学部は教養教育科目32単位以上、専門教育科目65単位以上を履修した上で、全体では128単位以上の修得が必要である。また、人間科学部は教養教育科目32単位以上、専門教育科目62単位以上を修得した上で、全体では124単位以上の修得を要件と規定し、厳正に適用している。

平成27(2015)年度入学生より、学修時間の確保や学修内容の系統性等、質保証という観点から2年次から3年次への進級判定を行うこととなっており、「広島文教大学における進級に関する規程」第2条にその要件(2年次末における総修得単位数が、教養教育科目8単位以上及び専門教育科目36単位以上)が定められており、厳正に適用している。

さらに、平成26(2014)年度から「広島文教女子大学GPA制度取扱要項」において、累積GPA値が2.0未満の学生は、前期では履修登録期間終了まで、後期では履修登録変更期間終了までに、当該学期から卒業するまでの履修について、担当チューターによる指導を受け、その内容を「履修計画書」にまとめ、学科長の承認を得て学生サポート課に提出することとしている。

各授業科目の授業期間、授業の方法、授業外学修の指示、成績評価基準等は、「UNIVERSAL PASSPORT」上に挙げたシラバスに明示するとともに、一般に公開している。また、長期にわたる教育課程の履修については、「広島文教大学長期履修学生規程」において、各学期に履修登録できる単位数は、卒業に必要な科目で0～14単位とし、大学院生では、修了に必要な科目を0～7単位と定めており、大学設置基準第27条の2を遵守している。

(3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)

平成29(2017)年度よりディプロマ・ポリシーが改定されたことを受け、本学の教育課程

や各授業科目の学年配置等を本格的に見直す時期となってきた。すでにシラバスの書式や第三者チェックの厳格化などを通し、徐々にこれらの活動を浸透させ、反映させている。また、各学科の学びのプロセスを示したカリキュラムマップを改訂し、大学ホームページや『学生生活ハンドブック』に掲載し、学生のアクセシビリティを保障した上で常時参照できるような環境を実現してきた。加えて、新しいディプロマ・ポリシーに基づき、科目の再ナンバリングを実施し、ナンバリングを活用して、学生が自らの学びの進行状況を理解することができるようにしてきた。

今後は、更なる充実と精緻化を通して、学生及び保護者、地域に本学のディプロマ・ポリシーに体现されている理念を理解してもらえるように不断の努力を続けていく必要がある。また、ディプロマ・ポリシーの実現に向けて、ディプロマ・ポリシーが保証する力のそれぞれについて、それを評価し、単位を認定する上で活用するためのルーブリックを策定することが求められる。さらにこのルーブリックの策定とともに、ディプロマ・ポリシーが保証するそれぞれの力が、経年的にどのように変化・成長しているのかについて学生自身が客観的に把握することが可能となるようなディプロマ・サプリメントの導入と、それを学生と教員が協働で運用しながら学修を進める体制を確立することが急務となる。加えて、本学で導入されているユニバーサルパスポートが有するポートフォリオ機能を、ディプロマ・サプリメントが示す力以外に学生が獲得した力や実績（社会活動等への取組み等）を記録し把握するためのツールとして連動させるべく改訂する。

大学院人間科学研究科における単位認定及び修了要件については、適切に設定している。また、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと認める者については、1年以上在学すれば足りることが可能となるよう修了要件を改定し、平成26(2014)年度入学生から実施している。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学のディプロマ・ポリシーを実現するために、カリキュラム・ポリシーを定めている。卒業認定・学位授与の方針に掲げた教育目標達成のために、教養教育科目及び専門教育科目、その他必要と考える科目を体系的に配置し、教育目標との関連を示すためにナンバリングを行っている。また、学修系統を容易に把握できるように、科目の関係をカリキュラムマップにより明示している。カリキュラム・ポリシーでは、以下のとおり学修内容、学修方法、学修成果の評価の在り方を明示している。

■教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

広島文教大学は、卒業認定・学位授与の方針に掲げた教育目標達成のために、教養教育科目及び専門教育科目、その他必要と考える科目を体系的に配置し、教育目標との関連を示すためにナンバリングを行います。また、学修系統を容易に把握できるように、科目の関係をカリキュラムマップにより明示します。学修内容、学修方法、学修成果の評価の在り方については以下のとおりとしています。

1. 学修内容

- (1) 教養教育では、現実の問題を多面的に考える力や社会で必要となる基礎的なスキルとともに、たくましく生きる力を身につけることを目的として初年次教育及びキャリア形成教育をおこないます。
- (2) 語学教育では、英語学修専用施設（Bunkyo English Communication Center）を活用した少人数教育によるアクティブ・ラーニングを通して外国語の活用力の育成をはかります。
- (3) 専門教育では、各専門領域の体系性に基づいて、科目を適切な学年・期に配置し、その関連性をカリキュラムマップによって示します。

2. 学修方法

- (1) 双方向性を実現し、能動的な学修態度と実践力を養うために ICT 機器を活用します。
- (2) 自律学修習慣を身につけるために、「育心の時間」（オフィスアワー）を活用して学修成果評価後の指導を実施します。
- (3) 実践力及びコミュニケーション力を養うために、少人数の授業ではアクティブ・ラーニングを取り入れます。
- (4) 豊かな人間性を育成するために、学科ごとに開講される「プログラム育心」を実施します。

3. 学修成果の評価の在り方

卒業認定・学位授与の方針に掲げる実践力等の修得状況を大学としての評価、学科としての評価、学生個人の評価のそれぞれによって把握します。

- (1) 大学としての評価は、学修行動調査及び自己評価シートの結果に基づいて評価します。
- (2) 学科としての評価は、学科長及びチューターによって専門教育科目の GPA に基づいて評価します。
- (3) 学生個人の評価は、履修科目の GPA、卒業研究の評価及び自己評価シートに基づいて評価します。

策定したカリキュラム・ポリシーは、平成 29(2017)年 3 月 9 日開催の「学内研修会」において、「三つのポリシーの改定について」と題して専任の教職員に対して周知を行った。

また、広く社会に対しては大学ホームページに掲載して周知し、また学生に対しては『学生生活ハンドブック』に掲載して周知している。

各学部学科の専門教育科目は、人材育成目標の実現に向けて、その教育課程に科目区分を設定し、科目ごとに必修・選択の別、単位数等を明示している。以下に教育学部及び人間科学部の人材育成目標を掲げる。

【教育学部】

教育学科の人材育成目標は、教育学・保育学に関する専門的な知識や技能を修得し、主体性と協同性を持った逞しい実践力のある人材を養成することができる教育課程を編成している。

【人間科学部】

初等教育学科の人材育成目標は、多様化する教育現場に対応できる専門知識と高度な指導技術、すぐれた実践力を持った教育者を養成し、最終的には「信頼される教師・保育士」を目指すことができる教育課程を編成している。

人間福祉学科の人材育成目標は、誰もが生き生きと暮らすことができる福祉社会を支える知識・技能をもった心豊かな人材の育成に向けて、社会福祉学の体系性に基つき、教育課程を編成している。

心理学科の人材育成目標は、ディプロマ・ポリシーの実現のために、心理学の体系性に基き、専門科目を適切な学年・期に配置し、その関連性をカリキュラムマップによって示している。同時に、各科目とディプロマ・ポリシーの関連性を、ナンバリングによってシラバス上に示している。

人間栄養学科の人材育成目標は、ますます関心が高まる「食」を通して、人々の健康づくりに貢献できる人間性豊かな管理栄養士を養成し、多彩な講義・演習・実験と併せて、学内・外での実習も体系的に学修し、高度な実務実践力を養うことができる教育課程を編成している。

グローバルコミュニケーション学科の人材育成目標は、実践的な英語力を身につけグローバルな視点で幅広いものの見方・考え方ができる自立した人材を育成することができる教育課程を編成している。

これらの教育目的に応じた教育課程は、大学ホームページの「教育情報の公表」及び『学生生活ハンドブック』などに明示している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性については、「高等教育研究センター」、「学科長会」などの審議の過程で一覧表を作成し、策定した。また、そのことが容易に理解できるように図 1-2-1 を作成し、平成 29(2017)年 3 月 9 日開催の学内研修会において、「三つのポリシーの改定について」と題して専任の教職員に対して周知を行った。また、社会及び学生に対しては大学ホームページに掲載して周知しているところである。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシーに沿った授業科目の開設については、「広島文教大学教育課程等に関する規程」に示すように、本学の理念であるところの、自立の精神と実践力を養う「育心 育人」教育、及び大学ミッションに記された「質の高い教育ときめ細やかな支援」の展開、さらには、各学科のディプロマ・ポリシーの達成に向けて、教養教育科目と各学科の専門教育科目、そして全学科に共通する資格科目を有機的に配置しており、大学設置基準第19条及び第20条を遵守している。

各学科のカリキュラム・ポリシーにおいては、それぞれの専門教育の内容や豊かな人間性の内容を学科の専門性に則した内容としながらも、統一性が保持されるよう配慮がなされており、学部・学科間のカリキュラム・ポリシーの整合性が確保されている。

このことを前提に、各学科では以下のような取組みを共通して実施しており、大学全体としての教育体制が体系的に展開されている。

- (1) 学修内容については、専門教育だけではなく、教養教育及び語学教育も含めたトータルな成果の実現を考慮しながら展開されている。
- (2) 学修方法については、各学科の学修内容に合わせた形で、双方向性の確立とそれを実現する手段としてのICT機器の活用やオフィスアワーの設定が推進されている。また、可能な限りアクティブ・ラーニングを導入することが推進されている。
- (3) 学修成果の評価については、GPAの活用や、学生及び社会等に説明責任を果たすための評価基準の精緻化、コモンルーブリックの策定と活用の推奨、評価後の指導の実施等が推進されている。

上記の取組みは、すべてシラバスに反映されるよう全教員（非常勤講師を含む）に周知徹底がなされている。また、その内容について、「教務委員会」が第三者の立場からチェックを行い、授業担当者に直接指導し、シラバスの改善に向け継続的な取組みがなされている。

教育学部教育学科では、人材育成目標を達成するため、「学校・地域・社会を『つなぐ』教育の充実」「現代的課題に対応した教育の充実」「強みをもった教師・保育者の養成」を柱とした教育課程を編成している。

人間科学部の各学科については、以下のとおりである。

初等教育学科では、多様化する教育現場に対応できる教職、教科教育及び保育等の、教育学に関わる専門的な知識と高度な指導技術、すぐれた実践力を持った教育者を養成し、最終的には社会から信頼される教員・保育士を目指すことができる教育課程を編成している。理念から実践にわたり充実した科目が学修の進度にそって配置されており、教科の専門分野に関する学修においても、講義と演習の双方が重層的な形で配置・編成されている。

人間福祉学科では、誰もが生き生きと暮らすことができる福祉社会を支える知識・技能をもった心豊かな人材の育成に向けて、社会福祉学の体系性に基づいて、教育課程を編成し、科目を適切な学年・期に配置し、その関連性をカリキュラムマップによって示している。

心理学科では、ディプロマ・ポリシーの実現のために、カリキュラム・ポリシーに沿って心理学の体系性に基づいて、専門科目を適切な学年・期に配置し、その関連性をカリキュラムマップによって示している。同時に、各科目とディプロマ・ポリシーの関連性を、ナ

ナンバリングによってシラバス上に示している。以上により、教育課程の体系的編成が行われている。

人間栄養学科では、今後ますます関心が高まる人びとの食生活や健康に関わる課題について、それを科学的に解決する中で人々の健康づくりに貢献できる能力を有した人間性豊かな管理栄養士を養成し、多彩な講義・演習・実験と併せて、学内・外での実習も体系的に学修し、高度な実務実践力を養うことができる教育課程を編成している。

グローバルコミュニケーション学科では、言語の公共的使用能力等のコミュニケーション学、及びこれに関連する応用的かつ教育・ビジネス領域なども含めた実践的領域に関する専門的な知識・技能を学修し、グローバルな視点で幅広いものの見方・考え方ができる自立した人材を育成することができる教育課程を編成している。

なお、履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫については、履修登録単位数の上限を、「広島文教大学学則」第11条第2項により、各学期に履修できる単位数を原則として24単位以内と定め、履修できる授業の数が適切な設定となるように配慮し、単位制度の実質を保つように工夫している。ただし、特に資格取得に関わる科目の単位数については、その資格の取得を希望する者と希望しない者がいること、また、資格取得の意思の有無にかかわらず、本学のディプロマ・ポリシーの実現が可能となる教育課程の体系を確立することを考慮し、上限から除外している。また、集中講義についても、その上限から除外している。

教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成については、平成29(2017)年度に、現在のカリキュラムが各学科のディプロマ・ポリシーを実現するのに十分であるかについての検証を教務委員会で実施している。これは、各学科が開講している科目がそれぞれ、本学のディプロマ・ポリシー(1)～(5)のどれを実現するものであるのか(複数指定することも可)を検討したものである。その結果、以下のような成果を得ている。

まず、それぞれの科目における学修内容とディプロマ・ポリシーとの対応関係について、シラバスに明示することが可能となった。また、それをナンバリングの法則にも反映させることが可能となった。

次に、学修内容の階層を明確にし、その内容や順序を再検討するとともに、ディプロマ・ポリシーをゴールとしたカリキュラムの体系性をマッピングするとともに、それが学生にとって履修の方向性を示すものとなるような、カリキュラムマップを通した履修モデルを提示した。

ナンバリングは Web 上のシラバスで確認することができ、その参照方法については、「UNIVERSAL PASSPORT」上に示されている。カリキュラムマップについては、「学内ポータルサイト」上で確認できるようになっている。

大学院人間科学研究科にかかる教育課程の編成方針に即した授業科目の開設については、「大学院学則」第14条及び「別表第1」に履修基準並びに履修方法が定められており、大学ホームページ「大学院」、『学生生活ハンドブック』などに明示している。教育学専攻臨床心理学コースにおいては、臨床心理士養成指定大学院1種及び公認心理師養成指定大学院としての体系的な授業編成となっており、これに即して授業科目を編成している。また、本学の「心理教育相談センター」を実践の場として活用する教育が展開されている。

3-2-④ 教養教育の実施

教養教育においては、自校教育として本学の教育理念や成り立ちなどについて学びつつ、学修プロセスを経る中で、基礎的なアカデミックスキルを身につけることを目指す「文教学入門」をはじめとした「人間学科目群」がある。本群の科目は、高等学校等までの学修方法からの連携をスムーズに進めることができるよう特に配慮されている。その他、専門分野の学びに重きを置くあまり、ともすれば見落とされがちな教養教育分野での学修を促進する「現代教養科目群」、本学の有する「BECC」の機能を最大に活かす形で開講されている「国際教育系Ⅰ」、より実用的な語学能力の修得を目指す「国際教育系Ⅱ」、情報処理やリテラシー能力の育成を目指す「情報教育系」、生涯学び続けるという姿勢を育成するとともにその導入となる科目を配置した「生涯教育系」、さらに社会の一員としての基本的なスキルを修得し、自身のキャリアデザインを構築した上でインターンシップで現場に触れ、職業人としての意識の醸成を図るという形で、段階的に学修を進めることができる「キャリア形成科目群」が用意されている。

特に「現代教養科目群」は上位学年で履修することにより、専門分野の学びに傾きがちな状況に変化をもたらすことを狙いとしている。結果、学生自らが考える力を育成する高度な学修が実現するとともに、履修科目の年次毎の分散にも効果を発揮している。これらの科目は平成30(2018)年入学生からは2年次にも履修することが可能となり、語学教育も含めて選択の幅を増やした形での選択必修科目の展開が実現している。学生が自らの学修をふり返りながらそのプロセスを自ら創造していくという形で、自律的な学修者としての成長へ向け、より早い段階から踏み出すことが可能となった。

語学教育では、「BECC」を活用した英語の授業が、全学生にとって1年次必修となっている。「BECC」の施設を最大限に活用し、双方向性授業やICT機器の活用、アクティブ・ラーニングが実施されている。週2回の授業を連動させて展開することで、絶え間なく学修に取り組むことができるよう工夫がなされている。自律的な学修を実現する「SALC」を、事前事後学修はもちろん、留学を視野に入れた語学能力の向上の場として、授業時間外における学生自身の積極的な学修に取り組む場として活用する機会も多い。結果として、初年次の学生に対し、本学のカリキュラム・ポリシーに示された学修方法を授業内・外の双方において体験する機会を十分に備えており、かつ、今後の学修の深化に向けての動機付けを行う効果を発揮している。

なお、教養教育科目においてもカリキュラムマップが作成され、『学生生活ハンドブック』に掲載されている。学生は各学科のマップと教養教育のマップを重ね合わせながら、計画的に履修を進めることができるようになっている。

教養教育科目の配置は、「広島文教大学学則」第9条及び「広島文教大学教育課程等に関する規程」に示すとおりであり、これらの教養教育は、「教養教育部会」を中心とする全学的な組織で管理・運営を行っている。また、「BECC」では、1年次から4年次までの英語教育を実施する外国人専任教員11人と英語の自律学修を支援する専任教員1人が所属しており、これにより学生は4年間で教養教育課程と専門教育課程をバランスよく履修できるようになっている。いずれの授業もシラバスを整備し、アクティブ・ラーニングなどの工夫を行って、幅広く深い教養や豊かな人間性を育成できるよう努めている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の改善を進めるために、本学は「大学設置基準」第6条及び第7条に基づき、「学校法人武田学園組織規程」、「広島文教大学高等教育研究センター規程」、「広島文教大学高等教育研究センター運営委員会規程」、「広島文教大学高等教育研究センターFD部会及びIR部会細則」を策定するとともに「高等教育研究センター」内に「FD部会」を設置している。

「FD部会」では、毎年前期と後期のそれぞれに公開授業を開催している。授業科目の選定は、毎年前期と後期のそれぞれに実施する「学生による授業評価アンケート」で前年度に高い評価を得た上位科目である（非常勤講師の科目を除く）。学生によって高い評価を得た授業に内在する教授方法の工夫などを全教員で学び合い、個々の教員の教授開発・授業の改善につなげている。また、「高等教育研究センター」主催の「FD・SD研修会」において教授方法の工夫・開発を狙った講座も毎年開催している。その際の講師は、同年公開授業を行った教員であり、学生理解を踏まえた教授方法・内容構成上の工夫などを詳しく解説するとともに、参加者とのディスカッションを通して互いに教授方法について学び合っている。

加えて、本学は平成25(2013)年度から、入学生全員にタブレット端末(iPad)を配布している。ICTを活用した双方向型の授業をすべての授業科目で展開させることをシラバスに明記するとともに、学生の自主的自発的な学修のツールになっている。また、平成27(2015)年度から、学修支援システム(Learning Management System(LMS):学修教材の配信や成績などを統合して管理するシステム)のGlexaを導入した。すべての授業科目のみならず課外活動でも運用可能になっており、まさに活発かつ深い学修がいかなる時でも可能になる学修環境を実現した。授業におけるICT機器の活用やアクティブ・ラーニングの実施については教員対象に「教育活動に関するアンケート」を実施し、現状把握を行い、その結果は教授会で報告し、「サイボウズ」にて報告資料を掲載している。

さらに、平成27(2015)年度にすべての学部学科に運用可能なコモンルーブリックを開発した。本学のコモンルーブリックは、「レポート作成用コモンルーブリック」と「発表用コモンルーブリック」で構成される。各学部学科や各授業科目は、コモンルーブリックをそれぞれにアレンジすることが可能だが、ディプロマ・ポリシーやアセスメント・ポリシーに基づく育みたい諸能力を反映した評価がすべての科目で可能になっており、学びの質保証として位置づけている。

平成30(2018)年度では、学生のレポート及び「卒業研究」の方法の手引書として『レポート・研究論文の書き方』を発行した。本文献を通して、レポート指導やゼミ・論文指導の共通基準が明確になり、先述のコモンルーブリックと連動する形で、効率的効果的な学修を実現した。他方、「BECC」では、自律支援学修が積極的に進められた。学生同士の教え合い、学びあいを教員が後方的に支援する学修プログラムが開発・実践され、外国語教育における有意義な成果が得られた。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

平成29(2017)年度に行われた三つのポリシーの改定を受け、今後はカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の更なる体系化に取り組む。具体的には、学科単位で教育課程(シ

ラバス、ナンバリング及び教養教育などを含む)の再検討を行うと同時に、各学科から提起された意見を「教務委員会」及び「教養教育部会」で、改善向上を実現する。

また、これまでに蓄積されてきた教授方法の工夫・開発と効果的な実施も引き続き実施する。加えて、全教員がティーチング・ポートフォリオ(以下、「TP」という。)を平成31(2019)年度中に作成・公開することが平成30(2018)年度に確定した。TPの作成は、その過程にて、教員個々に自身の教育観などを改めて振り返り、整理できるとともに教授方法の工夫や実施の向けた今後の方向性を明確にさせる点でも有効である。その意味でも作成上の一つ一つの過程・段階を確実に踏まえたTPの完成をめざす。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

大学設置基準第25条の3及び大学院設置基準第14条の3に基づく授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な取組みのうち、全学的な取組みは「高等教育研究センター」を中心的に行われている。各学科、大学院人間科学研究科、「キャリアセンター」、「教職センター」においても独自の評価基準を設定して取組みを進めている。

これまで、本学では各学科独自の目標を定めた教育評価シートを活用することによって教育改善に努め、一定の成果を残してきたが、三つのポリシーを定めたことをうけ、また、高等教育における内部質保証がますます重視される現状を踏まえ、平成30年(2018)度より、IRに基づく客観的な評価が可能となるよう、データに基づいた「教育評価表」を運用している。

「教育評価表」の採用により、これまで各学科長のリーダーシップのもとで行われていた内部質保証を、学生と関わるすべての構成員が担うものとして意識する機会が生じた。つまり、学長のリーダーシップのもとで、学生に関わる構成員全員が意識や情報を共有した上で、それぞれが内部質保証に主体的に取り組む体制を構築することが目指される。加えて、学科別の教育評価表では独自項目を設けることとなっており、学科の特性に配慮がなされている。また、学科が主体的に評価されるべき項目を設定することによって、独自性のある教育活動の展開を実現することを狙いとしている。

教育評価表は三つのポリシーに基づいて作成されている。教育の根幹となる三つのポリシーは、社会的環境や学生の変化に併せてその都度見直すことが大切であることから、教育評価表の結果や分析が、本学の三つのポリシーへとフィードバックされるという循環型の改訂システムが確保されている。

PDCA サイクルに基づく教育研究活動の改善という面では、本表は「P=Plan」に位置付くものである。これに加え、下記の「高等教育研究センター」が実施している各種調査の

結果を「C=Check」とし、これに基づき分析と改善案を立ててゆくことになる。

以下では、各部門における取組みを挙げていく。

A. 高等教育研究センター

「高等教育研究センター」は、本学の教育の改革・改善を組織的かつ継続的に支援することにより、教育の質的向上を図ることを目的とする組織であり、「アドミッション・オフィス」、「キャリアセンター」、「教務委員会」、「BECC」等の関係部署長を含む教員と事務職員が協力して業務にあたっている。業務遂行のために「FD 部会」と「IR 部会」が設けられており、「FD 部会」は教育の質的向上に向けた諸施策の企画・立案及び支援等、「IR 部会」は教育情報の収集・分析等にかかわる業務をそれぞれ担っている。

(1) 学修成果に関する情報収集・分析

ディプロマ・ポリシーに示されている教育目標の5領域（実践力、自律性、リテラシーに基づくコミュニケーション力、専門的な知識・技能の活用力、「育心 育人」）の能力が大学生活を通してどの程度修得されたのかを検証するため、後期末に4年生を対象に各領域能力の達成度・修得度を自己評定する「自己評価シート」を用いて調査を実施している。さらに「自己評価シート」では、教育目標達成に向けた取組みや改善策等を検討するため、補足的に大学生活全般の印象（成長感、所属感）や学びの改善に向けた意見（自由記述）を尋ねる項目も設定し、全体傾向を集約・分析している。この「自己評価シート」による調査は、カリキュラム・ポリシーに関する学修成果の評価の指標にもなっている。また、学修成果の評価に関するもう一つの指標である「学修行動調査」も後期末に実施している。これら調査の集計結果は「FD・SD 研修会」や「学内ポータルサイト」により教職員に周知している。これらの調査結果は、前掲の教育評価表の項目として反映されている。

(2) 学修活動に関する情報収集・分析

全学学生を対象として前期末に実施する「学生生活に関するアンケート」により学修活動の状況把握に努めている。このアンケートには、主要授業教室や「BECC」内の自律学修施設「SALC」、その他の学内学修施設等の利用頻度や利用者の満足度を尋ねる項目が含まれている。併せて、教育環境の改善に向けた基礎的情報を収集するために、学内における対人関係満足度や授業外時間における利用施設や活動、今後の改善に向けた意見・要望（自由記述）を尋ねる項目も設けている。このアンケートの集計結果は、教職員向けに報告するとともに、学生向けにも結果をフィードバックする資料を作成して「学内ポータルサイト」を通じて公表している。さらに、学生向けのフィードバック資料においては、学生からの意見・要望等の主なものについて現状や対応の進捗状況、今後の展望等についての教職員による回答が掲載されており、調査活動をめぐって学生との双方向性が確立されている。

(3) 教育活動に関する情報収集・分析

「FD 部会」が中心となり、資格取得に必要な科目以外の全科目を対象として各学期末に「学生による授業評価アンケート」を実施しており、これらの結果は「学内ポータルサイト」を通じて、学生及び教職員に公表されている。この調査結果は、前掲の「教育評価表」の項目として反映されている。また、教員を調査対象として「教育活動に関するアンケート」を実施している。このアンケートでは、ICT 機器の活用状況やその効果、及び平成

30(2018)年度における学修成果を把握するシステム（主にコモンルーブリックの活用）について検討することを目的としている。このアンケート結果は、教員に「サイボウズ」等を通じて報告され、共有されるとともに、「高等教育研究センター」において本学の教育活動充実に向けて検討する際の基礎資料として活用されている。また、学修成果の点検・評価において IR 情報をさらに活用して教育評価システムの構築・改善を図っていくため、IR 情報の集積と経時的な分析等にも取り組み、「高等教育研究センター」の構成員による報告や研究成果の発表・執筆も逐次行われている。

B. 人間科学部

冒頭に記したとおり、平成 30(2018)年度より全学的な取組みとして三つのポリシーに基づいた「教育評価表」を運用しているが、ここでは各学科が採用している独自の評価基準を中心に述べる。

○初等教育学科

初等教育学科では、(1) 教員就職率、(2) 保育士就職率、の 2 項目を採用している。特に (1) に関しては、1 次試験と 2 次試験の合格率を比較分析して、より詳細な点検・評価を行った上で、教育内容・方法の改善に取り組んでいる。

○人間福祉学科

人間福祉学科では、特に、(1)「社会福祉士」「精神保健福祉士」「介護福祉士」「保育士」等の資格取得率、(2)「社会福祉士」「精神保健福祉士」「介護福祉士」の合格率、(3) 専門職への就職率、の 3 項目を達成の評価基準において学科の特色を反映したものとして点検・評価を行うこととしている。

○心理学科

心理学科では、(1) 進路未決定者数、(2) 大学院進学者数、の 2 項目を採用し、点検・評価を行った上で、教育内容・方法の改善への取組みを進めている。また、平成 30(2018)年度入学生から、大学における公認心理師国家試験受験資格要件（平成 29 年 9 月 15 日 文部科学省・厚生労働省令第 3 号公認心理師施行規則第 1 条）に対応する科目を履修できるようになった。今後は、大学における公認心理師国家試験受験資格の所定単位修得状況についても検討していく。さらに「キャリアポートフォリオ（主張性・自己統制・協調性・計画性・自律性の各 5 項目）」による自己目標達成度を導入し、達成状況の検証を行っている。

○人間栄養学科

人間栄養学科では、(1) 管理栄養士国家試験合格率、(2) 専門職への就職率、(3) 外部評価（臨地実習先による評価）の 3 項目を採用している。さらに、産学官連携事業等の課外活動へ参加した学生や社会貢献度も考慮しつつ、点検・評価を行っている。

○グローバルコミュニケーション学科

グローバルコミュニケーション学科では、(1) TOEIC 得点、(2) 就職率、(3) 教職への就職率、の 3 項目を採用している。(1) については、「850 点以上：10%以上、730 点以上：30%以上、600 点以上：90%以上」を目指し、(3) については、卒業後 3 年以内に複数名の合格者を出すことを目標としている。

C. 大学院人間科学研究科

大学院人間科学研究科では、人間の教育及び心身の健康に関する高度な専門的知識と研究能力及び優れた実践力を身につけさせることによって、地域社会の中で中心となって活躍できる人材の育成を目的としており、その点検・評価のために就職状況の調査を実施している。さらに、臨床心理学コース（臨床心理士養成指定大学院1種認定）の場合、所定の単位を修得して修了した年に臨床心理士資格審査の受験が可能となること、さらに翌年に資格審査を再受験する者もいる。そのため、毎年修了生の受験の有無、並びに合否状況について追跡調査を実施している。そして、これらの情報を関係教員間で共有し、教育目標の達成状況を点検・評価している。

平成30(2018)年度入学生から、大学における公認心理師国家試験受験資格要件（平成29年9月15日文科科学省・厚生労働省令第3号公認心理師施行規則第1条）を満たし、かつ臨床心理学コースに入学した者は、所定の単位を修得して修了することで、公認心理師国家試験受験資格が得られるようになった。平成30(2018)年度入学生については、所定単位の修得途中であるため、資格取得状況の調査等は行っていない。

一方、平成30(2018)年度以前の修了生については、公認心理師国家試験の受験資格の特例（公認心理師法附則第2条第1項第1号並びに同法同附則第2条第2項）に基づいて、条件を満たせば受験資格取得が可能である。そのため、平成29(2017)10月に大学ホームページに記事「大学院修了生の皆様へ～公認心理師受験資格について」を掲載し、経過措置として認められている公認心理師法に規定する科目と、本学大学院人間科学研究科における開講科目との対応等について説明し、周知を図った。併せて、本学修了生からの問い合わせに対応するための専用メールアドレスも開設し、前述の記事に記載した。さらに、平成30(2018)年4月からは、大学ホームページに公認心理師国家試験受験資格のための「修了証明書・科目履修証明書」の取得手続きに関する記事を掲載した。

D. キャリアセンター

就職状況については、「進学・就職内定先報告書」により調査を実施しており、報告書は進路が決定した時点で学生から就職課へ提出するよう、就職ガイダンスで周知している。卒業式までに進路が決定しなかった学生については、就職課が電話・メールで情報収集を行っている。その結果については、5月1日付けで「サイボウズ」によって全教職員に報告している。平成30(2018)年度からは「卒業生アンケート調査」を実施している。

E. 教職センター

教職センターでは、平成23(2011)年度から『教職課程履修の手引き』を作成し、そこに「教員養成に対する理念、設置の趣旨」を掲載することによって学生に対し本学教職課程の意義を説明している。また、年度当初に教職課程を履修する新入生に対して教職課程履修説明会を実施し、同手引きを活用して本学教職課程の意義についての理解を図っている。

教育目的の達成状況の点検・評価については、主に次の方法で行っている。

(1) 教職課程の意義の実現状況

教職課程履修カルテの記述によって随時把握している。

(2) 教職課程の履修状況

教職センター主催の各種説明会への出席状況、教職課程履修カルテの記述、「UNIVERSAL PASSPORT」の登録状況によって把握している。

(3) 教育職員免許状の取得状況

教育委員会への申請数によって把握している。

(4) 教育職への就職状況

教職センターがキャリアセンターと連携を図りながら把握している。

教職センターでは、これらの情報に基づいて教職センター所属教職員が学科、各センターと連携を図りながら学生に対して指導・助言を行っている。

また、上記の情報に加え、教職実践演習や各教育実習等の実践報告を「広島文教大学教職センター年報」に掲載し、教職員が教職に係る情報を共有し、改善の方策を探る資料にするとともに、同年報は大学ホームページにも掲載し、学生、保護者等からの評価を得ている。

さらに、平成 27(2015)年度からは、教育職員免許法施行規則等の一部改正に伴って、大学ホームページに教員養成の目標、教員養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績、教員養成に係る授業科目及びそのシラバス等の情報を公表し、広く評価を得ている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

「広島文教大学高等教育研究センター規程」並びに「広島文教大学高等教育研究センターFD 部会及び IR 部会細則」に基づく FD 活動の一環として、本学は平成 13(2001)年度から前期末と後期末の 2 回、「学生による授業評価アンケート」を実施している。また、このアンケート結果は、「学内ポータルサイト」上で全学生・全教職員に公開し、常時閲覧できる体制を整えている。

アンケートの実施体制について、本学は平成 28(2016)年度から全学生がタブレット型端末 (iPad) を所持する環境が整備されたため、いつでもどこでも学生はアンケートに回答することができるため、回答率を高めるとともに同時に、効率的にアンケートを集約することができる。例えば、平成 30(2018)年度前期では学内全体の回答率は 79%と近年の回答率 (およそ 70-80%) に近いものとなっている。これまで必修科目を中心として授業評価を行ってきたが、平成 30(2018)年度後期には、すべての授業科目を評価対象にした。少人数の演習科目や実習科目もその対象に組み込むことによって、より精緻な授業評価をめざした。アンケート回答科目数が増えたにもかかわらず、回答率は 77%と近年並みの回答率となった。

なお、評価の結果をフィードバックする (今後の授業改善等に用いる) 取組みとして、本学は平成 28(2016)年度より、「学生による授業評価アンケート」において評価の高かった授業を学生・教職員間に公開し顕彰している。同時に、顕彰該当科目による公開授業を行ったり、「FD・SD 研修会」で顕彰該当科目教員を講師によりよい授業を考える検討会を設けたり、教授方法工夫・開発や効果的な授業運営等について、教員間で学び合う機会を充実させている。

また、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックとして平成30年(2018)度後期に新たに「『教職員・学生代表者による広島文教大学の教育改善協議会の実施』について」を策定し、平成31(2019)年4月に「教育改善協議会」を開催した。代表学生には「学生による授業評価アンケート」の結果等を閲覧とともに、こうしたアンケート(量的調査)からでは読み取りにくい授業に対する思い・要望などを得ることが目的である。本協議会にて学生らから得た意見等は、従来からなされてきた授業改善の方向性とは異なる新たな示唆として有益であった。

(3) 3-3 の改善・向上方策(将来計画)

平成30(2018)年度に作成・公開された「教育評価表」は、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立に基づく本学の運用実態として位置づけることができる。また、令和元(2019)年度よりアセスメント・ポリシーを『学生生活ハンドブック』で公開している。これらの更なる充実を図るため、ディプロマ・サプリメントやこれを補完するポートフォリオを作成する予定である。

他方で、「学修行動調査」や「学生生活に関するアンケート」などの回答率は、未だ改善の余地を残す数値といえる。これらの調査・アンケートは学生自身の学修行動の実態把握や生活改善につながる有益な取組みであることをより丁寧に説明し、調査・アンケート実施の意味を浸透させていく必要がある。具体的には、従来から行われている「UNIVERSAL PASSPORT」での連絡を複数回実施することに加え、「プログラム育心」の時間や各授業など様々な機会にて教員から直接口頭による説明・依頼を実施する。また、「学生による授業評価アンケート」にて高得点を得た科目担当教員に対しても、従来の公開に加えて新たな形で教員個人を顕彰する方法を検討する予定である。

【基準3の自己評価】

本学は、建学の精神並びに教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定すると同時に、このディプロマ・ポリシーに基づいて単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を適切に定め、コモンルーブリックを用いながら公平かつ厳正にそれぞれの認定を行っている。カリキュラム・ポリシーもまた教育目的やディプロマ・ポリシーに準じて策定されていると同時に、体系的な教育課程を編成するための規準になっている。加えて、シラバスの整備や履修登録単位数の上限設定、教養教育も適切に実施されている。

さらに、本学は「高等教育研究センター」の「FD部会」を中核機関に据え、教授方法の工夫・開発とその改善にも力を入れており、とりわけICT機器の積極的活用を際立った取組みとして見出すことができる。以上より、「基準3. 教育課程」の趣旨を満たしていると評価できる。

基準4. 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は、大学を代表するとともに校務遂行に必要な権限を有する旨「学校法人武田学園組織規程」、「学校法人武田学園職務・権限に関する規程」において規定され、大学の意思決定及び教学マネジメントにおいて適切なリーダーシップを発揮しており、そのための学長を補佐する体制として、副学長2人（教学担当1人及び地域連携担当1人）、学長補佐2人（校務運営担当1人、大学院課程担当1人）を配置するとともに、学長室を設置している。

また、様々な立場、角度から大学全体で協議する体制として、「学長補佐会」「大学運営協議会」「教授会」並びに「学科長会」を組織し、学長が招集している。

なお、学長が研究科長を兼務することにより、大学院課程においてもリーダーシップを発揮しており、学長補佐1人が副研究科長として研究科業務全般について学長を補佐している。併せて、全学的に意思の統一を図るため、各学科において定期的に学科会を開催している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の権限及び責任については「学校法人武田学園組織規程」第7条～第9条において学長、副学長及び学科長を配置するとともに「学校法人武田学園職務・権限に関する規程」により各職務の適切な分散と責任を明確にしている。

また、大学のガバナンスと学長のリーダーシップを適正に機能させるための教学マネジメントの構築のため次の会議体等を設置している。

「教授会」（平成30(2018)年度18回開催）は学長の決定にあたり意見を述べるとともに教育研究の重要事項について、審議する組織である。

「学科長会」（平成30(2018)年度9回開催）は学科間の調整と教育方針の統一を図るための協議を行い学長の賛意が得られた議案については「大学運営協議会」等に提出することができる。

「学長補佐会」（平成30(2018)年度9回開催）は大学の重要問題について学長の諮問事項を検討する組織である。

「大学運営協議会」（平成30(2018)年度17回開催）は学長、副学長、学科長、各センター長及び学園統括部長等が出席して、大学運営における最も重要な事項について意見を交換し、理事会への上程や学長の決定に先立ち審議する組織である。

また、大学運営及び学科間の円滑化のために各センター組織を配置しており、それぞれのセンターにはセンター長及び教員・職員混成の構成員を配置している。こうした組織は権限の分散と学長のリーダーシップとを結びつける体制につながっており、業務レベルに応じた責任の明確化を構築している。

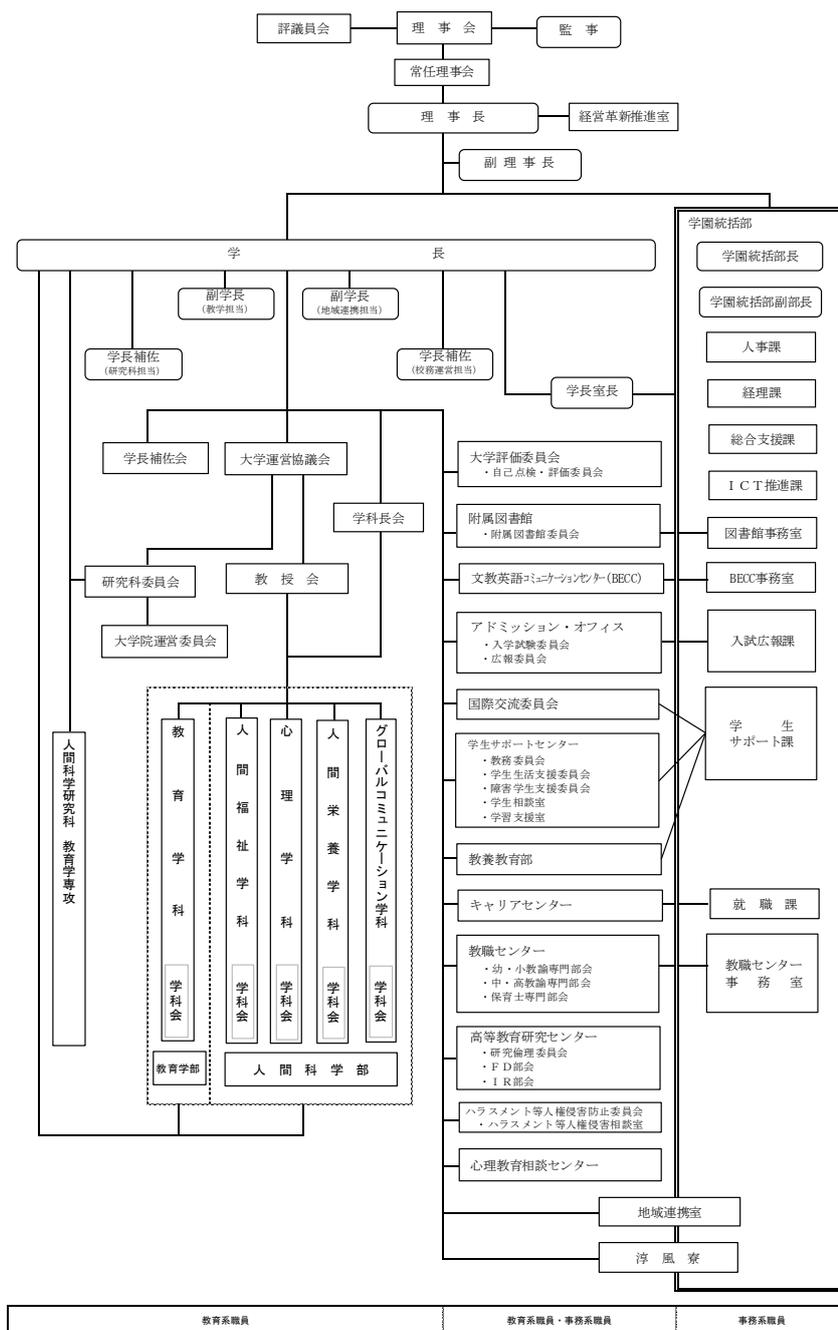


図 4-1-1 教学組織(令和元年 5 月 1 日現在)

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

職員の組織編成については、「学校法人武田学園組織規程」及び「学校法人武田学園職務・権限に関する規程」で各部署の業務と権限及び責任を定め、教職員に明示している。

職員は、専任職員46人及び非常勤職員8人の計54人で大学及び法人の業務を遂行している。退職により欠員が生じた場合には、後任を採用するなど速やかに対応している。

現状の事務処理に必要な人員を確保しており、職務の負担量に応じて適切に配置している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

現状に即した教学組織を構成しているが、理事長によるリーダーシップに基づいて社会の要請に従った教学組織へと対応する必要がある。平成 31(2019)年度の新学部設置とともに、既存学科の組織改編を予定している。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

「広島文教大学学則」第 1 条に示す教育目的に基づいて、「広島文教大学学則」第 2 条にあるような学部、学科を編成し、「広島文教大学学則」第 9 条及び「広島文教大学教育課程等に関する規程」に示すように教育課程を編成している。本学は、この教育課程に即して教員を各学科等に配置している。各学科の専任教員数は大学設置基準第 13 条の別表第一及び別表第二の基準を満たしている。また、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状（国語）、中学校教諭一種免許状（英語）、高等学校教諭一種免許状（英語）、栄養教諭一種免許状の教職課程に関する専任教員数は、それぞれ教職課程認定基準を満たしている。さらに、「広島文教大学学則」第 55 条の 2 に定める社会福祉士並びに精神保健福祉士国家試験受験資格を得させるための教育課程に関する専任教員数は、社会福祉に関する科目を定める省令第 4 条の第 2 号から第 4 号（教員資格要件と員数）、精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第 1 条第 3 項から第 5 項（教員資格要件と員数）及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第 5 条第 4 号から第 9 号及び別表第 2（教員資格要件と員数）の基準を、「広島文教大学学則」第 55 条の 3 に定める保育士の資格を得させるための教育課程に関する専任教員数は、指定保育士養成施設指定基準第 4-(2)-ア-(ア) 及び第 4-(2)-イ-(ア) から (オ) の（教科担当教員組織及び教員資格）の基準を、「広島文教大学学則」第 55 条の 4 に定める栄養士の資格を得させるための教育課程に関する専任教員数は、栄養士法施行規則第 9 条の基準を、「広島文教大学学則」第 55 条の 5 に定める管理栄養士国家試験受験資格を得させるための教育課程に関する専任教員数は、栄養士法施行規則第 11 条の基準をそれぞれ満たしている。

また、教員の選考等について定めた「広島文教大学教員選考審査規程」に基づいて、教員の採用・昇任等の検討の都度、審査委員会を設け、教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置を適切に行っている。

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

大学設置基準第 25 条の 3 に基づき、3-2-⑤並びに 3-3-②にてすでに記載のとおり、本学は

「広島文教大学高等教育研究センター規程」並びに「広島文教大学高等教育研究センターFD部会及びIR部会細則」に基づくFD活動を積極的に進めていく体制が整えられている。また、年度末には、当該年度の活動報告と次年度の活動計画の周知を本学「FD・SD研修会」で図っている。

「高等教育研究センター（FD部会）」主導によって行われる組織的なFD活動は、次の5点に集約される。

(1)「公開授業」:

前期と後期の2回開催し、前年度「学生による授業評価アンケート」にて高い評価を得た科目の授業（例年、5科目を選定）を参観することによって、教員個々の教授方法等の向上をめざす。

(2)「FD・SD研修会」:

前期と後期の2回、前期は2日間、後期は1日をかけて開催される。いずれも、午前中には教員のニーズに応じた内容の分科会が3講座、また午後には教員のニーズ及び大学教員としての資質向上をめざす内容の全体会が2～3講座設定される。特筆すべきは、外部委託の調査報告を除き、すべての講座の講師を学内の教職員が担っている点である。後述するが、研修会担当になった（なることが決定した）教職員は、必要に応じて高等教育研究センターからの派遣として職場外研修を受け、そこで得た知見を学内教員に還元する体制が確立している。

加えて、平成30(2018)年度後期の「FD・SD研修会」から、全体会をビデオ録画し、当日校務等にて欠席せざるを得なかった教員、あるいはもう一度研修会の内容を確認したい教員などの要望に応える形で、「学内ポータルサイト」を通じてすべての教員が視聴できる体制を整えている。なお、平成30(2018)年度後期の各講座は次のとおりである（カッコ内は講師）。①学生理解並びに対応の向上をめざした「学生面談のスキルアップ」(学生相談室長)、②ICT機器操作の向上をめざした「過去事例から見たPCトラブル対応と効率的な操作について」(ICT推進課職員)、③いわゆる大学教育改革の動向と本学の取組みに関する理解をめざした「補助金制度理解と本学の取組みについて」(総合支援課職員)、④発達障害に対する理解をめざした「発達障害傾向のある学生理解と関わりのポイント」(障害学生支援委員長)、⑤「アセスメント・ポリシーに基づくシラバス作成と成績評価について」(教務委員長)、⑥「FD・SD活動報告と次年度計画」(FD部会長)

(3)「学生による授業評価アンケート」

前期と後期に一回ずつ実施した。アンケート結果は、「学内ポータルサイト」にて公開し、学生や他の教員、事務職員らも閲覧可能にしている。

(4)『広島文教大学紀要』並びに『広島文教大学高等教育研究』:

教員の研究公開の促進の場として、それぞれを年一回刊行している。

(5)「学修行動調査」

後期に1回実施している。学生の学修時間等に関する調査を行い、調査結果は「サイボウズ」にて公開し、教職員の閲覧を可能にしている。

その他、「高等教育研究センター」では、「教育・研究活動支援プログラム助成金」の制度を設け、教員の研究活動を支援する体制が整えられている。その成果は、『広島文教大学高等教育研究』などの著作論文や学長主催による「学内教職員研修会」（冬期FD・SD

研修会の前日)にて報告・公開されている。また3-3-②に記載のとおり、平成30年度には「教職員・学生代表者による広島文教大学の教育改善協議会」が設置され、本学教育の改善のための新たな機会として機能している。

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

毎年夏期と冬期に実施している「FD・SD 研修会」の内容については教職員のニーズ (研修会後のアンケート実施結果) 及び社会の要請に基づき改善に取り組んでいる。また FD に関する成果をその他の本学における研修会 (学内研修会等) にても報告し、FD 並びに高等教育をとりまく状況に即して改善に努めていく。

平成 30(2018)年度に「高等教育研究センター (FD 部会)」が開発・作成した「広島文教大学における教育の質保証のための新任教員研修プログラム実施要項」に基づき、組織的な新任教員研修が平成 31(2019)年度から始まった。加えて 3-2 の改善・向上方策にも記載のとおり、TP の作成も実施する。これらの実践を通して改めて浮かび上がる改善事項を具体的に検討することによって、有意義な FD を進めていく。

4-3 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るために必要な知識・技能を習得させ、その能力・資質を向上させる機会として、教職員 (大学執行部、教員、事務・技術職員等) を対象に、教職員研修会を夏期・冬期で年 2 回通算 2 日、「FD・SD 研修会」を夏期・冬期で年 2 回通算 3 日開催した。

「教職員研修会」としては、夏期 (平成 30(2018)年 8 月 7 日実施) には、理事長が「決算概要について」「学園運営について」、経営強化支援プロジェクト事務局が「平成 29(2017)年度決算概要」「財務分析等について」「平成 30(2018)年度経営強化支援事業について」を主題にした研修を行ったほか、サイボウズ株式会社から講師を招いて「学校現場において、個人と組織で取り組む『働き方改革』」を主題にした講演を行った。また冬期 (平成 31(2019)年 3 月 7 日実施) には、自己点検評価委員が「平成 31(2019)年度機関別認証評価について」を主題にした研修を行った。他方、「FD・SD 研修会」では、夏期 (平成 30(2018)年 8 月 23~24 日実施) に、分科会担当職員が「日本学術振興会科学研究費補助金等の申請と交付後の実際について」「青年期のメンタルヘルスの基礎知識—教職員のための学生対応のヒント—」を主題にした研修を行ったほか、株式会社ベネッセ i-キャリアから講師を招いて「アセスメントテストからみる学修効果」を主題にした講演を行った。また冬期 (平成 31(2019)年 3 月 8 日実施) には、分科会担当職員が「学生面談のスキルアップ」「過去

事例から見た PC トラブル対応と効率的な操作などについて」「補助金制度理解と本学の取組みについて」、障害学生支援委員長が「発達障がい傾向のある学生理解と関わりのポイント」、FD 部会長が「FD・SD 活動報告並びに次年度計画」を主題にした研修を行った。

また、高等教育研究センターが実施した「学生生活に関するアンケート」の結果を受け発足した職員で構成する委員会は、学生対応に関する研修を行い、職員の資質向上を図る取組みを行った。

このほか学園統括部では、職員の資質・能力向上の目標として、「学園統括部」が掲げるビジョンの一項目に「職員一人ひとりが、たゆまぬ能力開発により【高い職務遂行能力】を備えていくこと」を明記するとともに、「職員の能力開発概念図」「基本的スキル」「職員等級別評価基準表」を定めて職員に公開している。また職員は『SD 能力開発ポイント表』を活用し、部署長とともに自らの能力開発に関する年度毎の数値目標を掲げ計画立案・進捗確認・結果評価を行い、建設的な能力開発に努めている。「研修参加申告制度」に関しては、学外研修会への参加奨励を掲げ、研修計画の可視化（イントラネットへの情報掲載）と研修報告会をもって研修内容の共有を図るなど、組織的で計画的な取組みを行っており、平成 30(2018)年度実績としては、四国地区大学教職員能力開発ネットワーク、株式会社ラーニングバリューが主催の各研修へ 2 人の職員を派遣した。また、自己啓発として指定資格を取得した職員に対し報奨金を支給する「資格取得奨励制度」の適用実績としては、平成 30(2018)年度は「スチューデントコンサルタント」1 人、「交流分析士 2 級」1 人、「ファイナンシャル・プランニング技能士 3 級」1 人、「ビジネス文書検定 3 級」1 人、「実用マナー検定 3 級」1 人が資格取得を果たしている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

職員の研修に関しては、教職協同のもとで企画実施し、研修後には参加者アンケートをもって研修の効果を測定・評価し次回以降の研修企画に生かすなど、全学的かつ有機的な運営体制を敷いており、今後もこの体制下で職員の資質・能力の向上に努める。他方、大学運営とそれを取り巻く環境に関する知識や技能、見聞等を広く学外の事例から獲得する学外研修についても、有用な職能開発の機会として捉え、その積極的活用に向けた検討を行う。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

施設設備についての研究環境の整備については、まず本学附属図書館の適切な運用が挙げられる。本学附属図書館では、図書約 22 万冊、雑誌 3,000 タイトルのほか新聞、視聴

覚資料、マイクロフィルム、貴重資料（和装本）を収蔵しており、それらについて大学教員は50冊を上限とし、60日間貸出することができる。また、個人研究費での購入図書については貸出冊数を無制限、貸出期間についても無期限とし、教員個人の研究を円滑に進められるようにしている。

教員個人に対しては、全専任教員に対して研究室が与えられ、空調、ネットワーク環境、本棚などが整えられ、研究に取り組む環境を整備している。平成31(2019)年度には1号館を新築し、研究室の備品等についても新たなものが整えられている。

研究の支援体制については、総合支援課に教員サポート係を配置し、印刷などの研究補助をするとともに公的研究費の公募に関する情報等を周知し、外部資金の獲得を奨励している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学の研究倫理を確立するための組織としては、「広島文教大学高等教育研究センター規程」の業務として第3条(8)「研究倫理に関すること。」に基づき「高等教育研究センター」がそれを担っている。「広島文教大学研究倫理規程」に基づき、「研究倫理委員会」が設置されており、組織上「高等教育研究センター」内に設置されていることにより有機的に機能させている。

本学では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」に基づき平成30(2018)年8月23日に開催された平成30(2018)年度夏期FD・SD研修会において「研究倫理 授業の質を保証するための研究の在り方」と題する研修会を、初任者を対象として実施した。研究経費に関しては、毎年改訂され配布される「2019年度個人研究費の使途手引き」を作成し教員に配布をした上で厳正な運用を求めているところである。また、研究倫理に関する規程を適切に定め、規程に従って運用している。

本学では、教員と研究経費に関わる職員とが互いに信頼する関係を維持するとともに、不正を未然に防止するための連携に努めている。そのことを実現するために、最高管理責任者を学長、統括管理責任者を副学長、コンプライアンス推進責任者を高等教育研究センター長として「広島文教大学における公的研究費の管理・監査等に関する規則」に定め、機関内の責任体制を明確している。

学生に対しては、「高等教育研究センター」及び「研究倫理委員会」の編集による『レポート・研究論文の書き方』（HERCブックレット）として作成し、「学内ポータルサイト」に掲載及び周知することにより研究倫理への意識を高めている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では毎年「教育・研究活動支援プログラム助成金」として、「個人研究助成」「高等教育研究・実践GP助成」「出版助成」の三つの枠組みを設定し、助成金を交付している。「個人研究助成」は当該年度に学術振興会科学研究費に申請した場合交付される助成金で、一人あたり5万円が支給される。これは、外部資金の獲得を奨励する目的で枠組みが設定されている。「高等教育研究・実践GP助成」は、高等教育に関わる今日的課題についての特色ある教育実践または研究で、1件あたり15万円を上限として支給される。「出版助成」

は、学科等の組織的教育実践または高等教育研究に関わる出版を対象として支給されるものである。申請された教育・研究活動については高等教育研究センターにおいて慎重審議のうえ原案を作成し、学長によって決定している。平成30(2018)年度に支援したプログラムは、以下の3件である。

ラットソングリフィス 佑加理 (15万円)

SALC 運営の改善に向けた課題解決型学修

今崎 浩 (42万円)

地域のニーズに対応した教育課程の在り方に関する考察

小原 寿美 (5万円)

外国人介護人材のキャリア形成とレジエンスに関する縦断的研究

教員個人に対する研究環境の整備としては、年間の個人研究費として25万円を支給し、併せて『個人研究費使途の手引き』を作成配付することで円滑に研究活動に取り組めるよう支援をしている。

このように、個人研究から共同研究まで広く研究活動を研究費の面で支援し、また奨励をしている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、主として新任者に向けて毎年研究倫理に関わる研修会を実施しているが、公的研究費に関わる教職員全員に向けた研修会についても定期的に開催されることが求められている。そこで、令和元(2019)年度中に全教員及び公的研究費に関わる職員を対象とした研究倫理に関わる研修会を実施する。

外部資金の獲得については、総合支援課教員サポート係によって周知はなされているものの、獲得数そのものの増加には至っていない。その要因の一つとしては申請書類の書き方・表現方法などについての理解が不足していることが挙げられる。そこで、申請書類の書き方などについての理解を共有するために、採択された申請書類を教員間で共有するための方策について検討する。

また、教員サポート係がより教員の研究活動に対し、具体的に支援方法について検討を重ねてゆく。

【基準4の自己評価】

本学は、学長がリーダーシップを発揮できるよう副学長及び学長補佐をおき、それぞれの役割を明確にしている。「学生サポートセンター」には「学生生活支援委員会」、「教務委員会」などの委員会を組織し、そこに「学生サポート課」職員を配置しマネジメントにあたっている。このような教職協働をさらに効果的なものとするために、FDとSDとの区別を廃した「FD・SD研修会」を実施している。研究支援については、研究環境が適切に整備され、また学内公募の制度を整備し適切に資源分配がなされている。以上のことから、「基準4. 教員・職員」の趣旨を満たしているといえる。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全, 人権, 安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目5-1を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

「学校法人武田学園寄附行為」及び「学校法人武田学園組織規程」により大学の組織を定め、その組織における職務権限は「学校法人武田学園職務・権限に関する規程」に定め、「学校法人武田学園就業規則」及び「学校法人武田学園職員倫理規程」により一般的な倫理規範を定め、「広島文教大学研究倫理規程」により研究面での倫理規範を定めている。また個人情報保護に関しては「学校法人武田学園個人情報保護に関する規程」を制定するとともに「個人情報保護マニュアル」を作成し、教職員に配布している。ハラスメントの防止に関しては「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害防止委員会規程」、「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害対応部会」、「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害調査会規程」、「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害調停委員会規程」、「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害相談室規程」を制定するとともに、「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害に関するガイドライン」を作成している。よって、適切な運営を行っている。

また、組織倫理を確立するため「学校法人武田学園公益通報等に関する規程」を制定し、法令違反等に対する体制を整備するとともに「学校法人武田学園監事監査規程」を定めて経営面や業務面に対する独立したチェック機能の強化を確立することにより誠実性を確保している。組織に業務監査の機能を持たせるため「学校法人武田学園内部監査規程」を制定し業務執行面や人事面における改善項目の抽出と改善の指示を行っている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

平成 26(2014)年に学園ミッション、学園ビジョンの見直しに伴い、次期中期計画は中長期目標に変更し実施している。

さらに、毎年、各部門の重点課題を達成するために、各部門が取り組む単年度目標を明らかにしている。各部署や個人は、この単年度目標を達成するために取り組むべきことを、本学独自の目標管理システムである「BMS」で明らかにして、実際の活動目標として取り組んでいる。

このように、本学では、使命・目的の実現のために、学園ミッション・学園ビジョンを定め、さらに、部門ミッション・部門ビジョンの達成のために、中長期目標や「BMS」を通して、継続的に活動している。

また、平成 28(2016)年度をスタートとした 5 箇年の「学校法人武田学園経営改善計画」を教職一体のプロジェクト体制で策定し、広島文教大学を中心とした経営目標の制定を行

うとともに、毎年度のフォローアップにより継続的な努力を行っている。

5-1-③ 環境保全，人権，安全への配慮

環境保全への配慮については、平成 26(2014)年度から学園統括部において「中長期目標」の一つとして「学生のための環境改善の取組み」を掲げ、よりよい学修・学生生活環境の整備に努めている。改善提案件数は、平成 26(2014)年度 194 件、平成 27(2015)年度 124 件、平成 28(2016)年度 97 件、平成 29(2017)年度 89 件を数えるなど、継続的な取組みにより一定の環境改善が実現された。平成 30(2018)年度は計数目標こそ掲げなかったが、学園統括部長発信文書として引き続き学園環境の改善に対する配慮義務を学園統括部職員に対して課した。

人権への配慮については、これまで大学規程であった「広島文教大学ハラスメント等人権侵害防止委員会規程」「広島文教大学ハラスメント等人権侵害相談室規程」「広島文教大学ハラスメント等人権侵害対応部会規程」「広島文教大学ハラスメント等人権侵害調停委員会規程」「広島文教大学ハラスメント等人権侵害調査会規程」並びに「広島文教大学ハラスメント等人権侵害に関するガイドライン」を学園規程（「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害防止委員会規程」「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害相談室規程」「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害対応部会規程」「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害調停委員会規程」「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害調査会規程」並びに「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害に関するガイドライン」）として上位改定（平成 29(2017)年 6 月 1 日）し、より広範に及ぶ運用体制を敷いた。また、平成 29(2017)年 9 月 1 日には大学の産学官連携活動等における被験者の人権擁護及び安全性確保を目的に、「広島文教大学利益相反管理に関する規程」を定めた。平成 30(2018)年 12 月 12 日には、学内の組織委員会が「ハラスメント等人権侵害防止研修会」を主催し、教職員に対してハラスメント等人権侵害の事前防止の啓発を行った。リーフレット『ハラスメント等人権侵害防止と解決策のために』についても刷新し、教職員に配布した。

安全への配慮については、「学校法人武田学園教職員衛生管理規程」「学校法人武田学園情報セキュリティ委員会規程」「学校法人武田学園個人情報保護に関する規程」を定め、それぞれ教職員の労働安全衛生、個人情報について適正に管理している。平成 29(2017)年 5 月 26 日には個人情報、法人情報及び機密情報の保護並びに情報セキュリティリスクの軽減を目的に、新たに「学校法人武田学園パソコン操作ログの管理に関する規程」を定めた。このほか、「学校法人武田学園危機管理規程」「広島文教大学消防計画」により教職員や学生、近隣住民等の安全確保に努めている。また、「広島文教大学組換え DNA 実験安全管理規程」「広島文教大学組換え DNA 実験安全委員会規程」「広島文教大学動物実験規程」「広島文教大学毒物及び劇物取扱規程」「臨時休講措置の取り扱いについて」及び「広島文教大学防犯カメラ管理・運用に関する内規」等を制定し、個々の事象に応じた管理・運用体制を整えている。平成 30(2018)年度には、学園教職員（非常勤の者を含む）本人の急病や救急搬送等により、本学園が本人の家族等と緊急に連絡を取る必要が認められる際の危機管理並びに運用体制をより一層整えるため、緊急連絡簿を新たに作成した。また、平成 26(2014)年 8 月 20 日に本学でも被害があった 8.20 広島市豪雨土砂災害を機に災害等非常時に活用するための災害時対応マニュアルを学生の入学時に配付し、全学生に携帯するよう指導を

行っている。さらに、外部の安否確認システムを導入し毎年避難訓練時に運用の訓練も実施している。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性について、関連する法令は遵守している。

また、環境保全、人権、安全への配慮の体制及び教育情報・財務情報の公表も整備されているので、引き続き、現状の体制で運営していく。

ハラスメント等人権侵害の防止にかかる取組みについては、平成 31(2019)年度から男女共学に移行することに伴い男子学生を受入れることから、新たなケースや事案を想定した研修等の実施を検討する。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目5-2を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

学園の使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができるように、「学校法人武田学園寄附行為」及び「学校法人武田学園理事会規程」に則って、理事会及び評議員会を設置している。また、「学校法人武田学園常任理事会規程」に則って、常任理事会を開催している。

学園の重要事項を決定する理事会及び評議員会は年 4 回（5 月、9 月、12 月、3 月）、常任理事会は毎月開催している。

これらの会議では、学園の使命・目的の達成に向けて、戦略的な意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。

寄附行為に基づく理事会の適切な運営については、「学校法人武田学園寄附行為」第 17 条～第 19 条に基づき理事会を置き年 4 回開催しており、私立学校法第 36 条及び第 37 条を遵守している。

理事の選考は、「学校法人武田学園寄附行為」第 5 条～第 7 条及び第 10 条～第 12 条に則って理事に関する規程を整備しており、定数 11 人に対し現員 11 人で、私立学校法第 35 条～第 40 条を遵守している。なお、定数 11 人のうち 6 人の外部理事を選任し外部からの意見を踏まえた意思決定を行う体制としている。

平成 30(2018)年度の理事会における理事の出欠状況は表 5-2-1 のとおりであり、欠席を勘案しても寄附行為第 17 条で定めた過半数の理事は出席していることより理事会は成立している。また、委任状を含めた場合、すべての理事会においてすべての理事の意思を確認していることより適切な意思決定を行っている判断している。

表 5-2-1 平成 30 年度理事会出欠状況

理事会	理事人数	出席人数	委任状出席人数	委任状を含まない出席率	委任状を含む出席率
第 1 回	11 人	6 人	5 人	54.5%	100.0%
第 2 回	11 人	9 人	2 人	81.8%	100.0%
第 3 回	11 人	9 人	2 人	90.9%	100.0%
第 4 回	11 人	7 人	4 人	63.6%	100.0%

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会が使命・目的の達成のために戦略的に意思決定できる体制は、整備されている。今後も、現在の運営形態を継続していく。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

大学における様々な重要案件については「大学運営協議会」において大学の使命・目的に照らし審議している。「大学運営協議会」の構成員は学長、副学長、副研究科長、学科長、「センター長」に加え、事務方からは「学園統括部長」及び「学長室長」が委員として参加し重要案件を審議する体制としている。

また、「大学運営協議会」で審議する前に「学科長会」や「センター長会」等で十分に意見を交換し現場の情報収集や提案等を広くくみ上げる仕組みを構築している。

「大学運営協議会」で審議した案件のうち、「武田学園職務・権限に関する規程」により法人での審議が必要な案件については「常任理事会」に上程している。「常任理事会」は毎月 1 回開催し理事長、学長、附属高等学校長、附属幼稚園長及び学園統括部長が出席するとともに常勤監事、学長室長等が陪席し案件に対する意見交換や審議を行っている。

理事会での審議に先立ち常任理事会を毎月開催していることにより、重要案件の円滑な意思決定と理事長による内部統制体勢の構築につながっている。また、常任理事会で審議した案件の大部分は「学校法人武田学園理事会規程」に則り、「評議員会」並びに理事会に上程し意思決定を行っている。

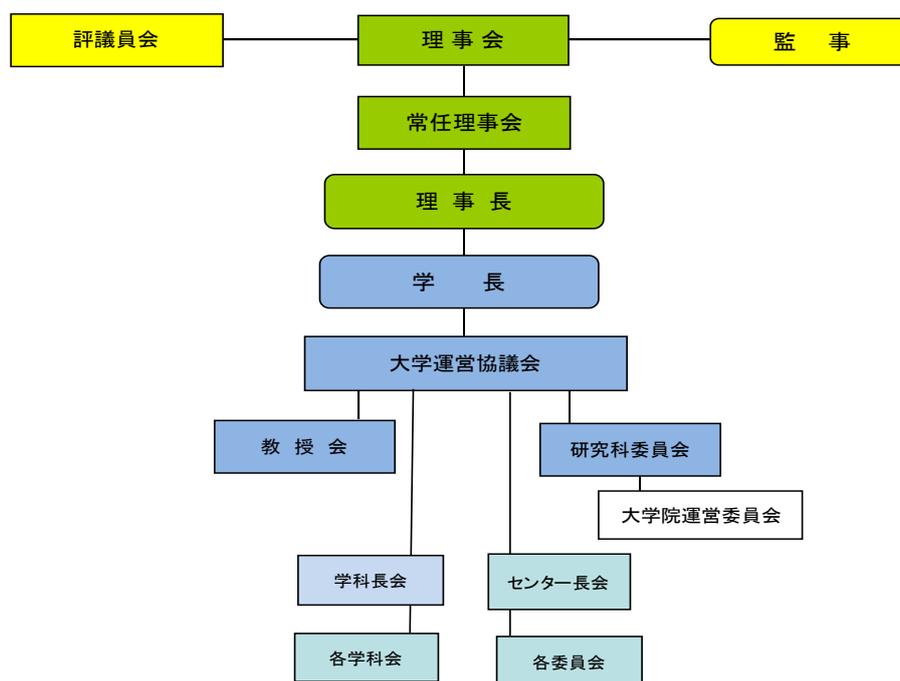


図 5-3-1 意思決定組織図

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

監事については「学校法人武田学園寄附行為」第 5 条、第 7 条、第 8 条及び第 10 条～第 12 条に示されるように、監事の選考に関して定めており、定数 2 人に対し現員 2 人となっている。監事は、法人の業務及び財産の状況を監査し、毎会計年度終了後、監査報告書を作成し、理事会及び「評議員会」に報告を行っている。また、平成 28(2016)年度より 2 人の監事のうち 1 人を常勤監事体制として監事体制の強化を図っている。常勤監事は毎月開催される常任理事会へ出席するとともに「学校法人武田学園監事監査規程」に基づき監事が策定した「監事監査計画」に沿い、非常勤監事と協力して大学の運営状況を監査している。

評議員については、「学校法人武田学園寄附行為」第 20 条～第 23 条に基づき、「評議員会」を置き、年 4 回開催しており、私立学校法第 41 条～第 43 条を遵守している。

また、「学校法人武田学園寄附行為」第 20 条及び第 25 条～第 27 条に基づき、評議員の選考に関して定めており、定数 19 人以上 25 人以内に対し現員 23 人で、私立学校法第 41 条及び第 44 条を遵守している。そして、評議員は「評議員会」に出席し、法人の業務や財産の執行状況について、適切に意見を述べている。

その他として、「学校法人武田学園内部監査規程」に基づき、理事長のもと「内部監査委員会」を設け、内部監査計画の策定により大学内の各組織の業務運営を監査している。内部監査の結果、改善が必要と判断した場合は各課長や学科長に改善を促すとともに、内部監査結果は理事会に報告している。

教学運営では、学長は、研究科・各学部学科、各センター及び委員会等の意見を聞いて、校務を決定する。学部に関しては、「学生サポートセンター」、「キャリアセンター」及び「ア

ドミッション・オフィス」等の各センター、また「教務委員会」、「学生生活支援委員会」、「入学試験委員会」及び「広報委員会」等の各種委員会、「学科長会」、「学長補佐会」及び「大学運営協議会」において、大学院人間科学研究科に関しては、「研究科委員会」、「大学院運営委員会」において、段階的に審議が行われる。

「大学運営協議会」は、上に述べたとおり、学長、副学長、副研究科長、学科長、センター長、また事務方からは学園統括部長を委員として構成し、学長が指名する者を議長として（「広島文教大学大学運営協議会規程」）、教学の基本方針、学則及び諸規程の改正、学年暦、入学試験等、教学上の重要な事項について審議を行うとともに、各学部学科、各センター間の調整や諸活動の実施状況を確認し、さらに教学と事務方との連携を図る機関としても有効に機能している。「学長補佐会」は、学長、副学長、副研究科長、学長補佐及び学長室長で構成し、大学の重要問題に関して、学長の諮問事項について検討し（「広島文教大学学長補佐会規程」第2条）、学長の決定や「大学運営協議会」における審議に先立って、意見を述べることとなっている。また、「学科長会」は、副学長、学長補佐及び各学科長で構成し、陪席として学長室長を加えて、各学部学科間にまたがる諸問題の調整や各学部学科が提出する諸問題への対応等を行い、また各学部学科における教育活動を相互に評価しつつ、その連携・充実を図る役割を果たしている（「広島文教大学学科長会規程」第2条）。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

教育に関わる学内の意思決定機関は適切に整備・機能しているとともに、組織上の位置づけも明確になっている。

また、理事長のリーダーシップが適切に発揮できる体制の整備もしている。今後も、現状の体制を継続して運営していく。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成29(2017)年度までは、「学校法人武田学園経営改善計画(文教マスタープラン2020)」に基づいた適切な財務運営を行った。この計画は、平成28(2016)年度～平成32(2020)年度までの5年間の計画期間とし、文部科学省補助金事業「経営強化集中支援事業」の一環として大学・高校・幼稚園の各部門の教職員からプロジェクトメンバーを選出して策定したものである。また、計画の完成迄に、日本私学振興・共済事業団（経営支援室）の助言を経て、平成28年(2016)年9月27日開催の理事会で承認されたものである。

平成30(2018)年度の「私立大学等経営強化集中支援事業」では、これまでの選定・配分方法は大きく改正され、入学者数の増、収支状況の改善、組織体制の強化等のKPI（重要評価指標）を盛り込んだ「経営改革計画」及び「経営改善状況」を審査・選定・評価結果

に応じて傾斜配分し、平成 32 (2020) 年度までの 3 年間の継続支援することとなった。これを受けて、新たに「経営改革計画」を策定し、平成 30 (2018) 年度は、これに基づいて適切な財務運営を行っている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学の学生数は、平成 26 (2014) 年度の 1,284 人以降、減少傾向が続き、平成 29 (2017) 年度は 1,124 人まで落ち込んだが、平成 30 (2018) 年度の入学生が前年比 87 人増 (336 人) と増加に転じ、さらに、平成 31 (2019) 年度の入学生が前年比 100 人増 (436 人) となった (表 5-4-1)。その要因としては、平成 31 (2019) 年 4 月に①教育学部新設に係る学部改組、②男女共学化、③1 号館新築完成、以上 3 つの改革を行ったことが、募集活動を通じて受験生数の増加につながったものと考えられる。

表 5-4-1 学部の入学者数及び全学生数推移表 (平成 27 年度～平成 31 年度)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
入学者数	299	265	249	336	436
全学生数	1,255	1,222	1,124	1,142	1,274

また、外部資金の獲得を推進するため、科学研究費補助金への申請者に対して研究費を支援する「教育・研究活動支援プログラム」の制度を設けており、これにより科学研究費補助金を継続的に獲得している。受託研究費及びその他の項目では、文部科学省募集の採択方式による競争的補助金等の獲得に注力しており、学生数減少による収入不足の補填に常に心がけている。平成 29 (2017) 年度は、競争的補助金の獲得金額が前年度に比べ大幅に減少したが、平成 30 (2018) 年度においては、同補助金の獲得額を前年度に比べ増額できた (表 5-4-2)。

加えて、寄付金については従来、募集活動を行っていなかったが、平成 31 (2019) 年度より募集を行うべく、平成 30 (2018) 年度中に「受配者指定寄付金」及び「特定公益増進法人」の手続きを進めた。

表 5-4-2 外部資金獲得状況 (平成 26 年度～平成 30 年度実績) ([] 内は件数)

種 別	金 額 (単位：千円)				
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
科学研究費補助金(分担者を含む)	3,679 [7]	2,119 [5]	5,665 [7]	5,510 [8]	3,198 [7]
受 託 研 究 費	1,300 [1]	1,200 [1]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
その他 (競争的補助金を含む)	32,377 [2]	14,353 [2]	31,815 [3]	6,900 [3]	26,100 [3]
合 計	37,356 [10]	17,672 [8]	37,480 [10]	12,410 [11]	29,298 [10]

(3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

新たに定めた「経営改革計画」は、平成 32 (2020) 年度までの 3 年間の計画であるため、引き続き、この計画を遂行していく。

また、平成 31(2019)年度の入学生は前年より大幅に増加したが、これが一過性のものとならないよう、来年度以降の入学者数についても、常時定員を確保する大学を目指す。

寄付金については、平成 31(2019)年度より募集を行う予定である。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目5-5を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

「平成 30 年度計算書類」に係る資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表等は学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成 25 年 4 月 22 日文科省令第 15 号）に基づき計算書類を作成し、適切な会計処理を実施している。

また、決算額が予算額を大きく上回ることが見込まれる科目については、補正予算を編成している。平成 30 年度予算に関しては、「平成 30 年度第 1 回補正予算案」を編成、平成 30(2018)年 12 月 13 日の理事・評議員会において承認された。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

「平成 29 年度計算書類」は、西日本監査法人による往査 8 回実施後、平成 30(2018)年 6 月 6 日付けで「独立監査人の監査報告書」の受領している。一方、私立学校法第 37 条第 3 項及び「学校法人武田学園寄附行為」第 16 条の規定に基づき、学園監事は職務執行の一環としての監査機能を有し、理事会、「評議員会」への出席や理事の職務執行状況を監査する立場から、理事から事情聴取するなどしている。決算手続時には、決算理事会の前に「学校法人武田学園寄附行為」第 37 条に基づき、2 人の監事に私立学校法第 47 条に基づく収支計算書等の内容を報告・説明し意見を求めている。また、監事は、平成 30 年(2018)年 5 月 25 日開催の「監事会」において、西日本監査法人の監査状況も確認した後、「監事監査報告書」を作成し、平成 30 年(2018)年 5 月 25 日開催の理事・評議員会で監査報告を行っている。これらのことから「学校法人武田学園寄附行為」や「学校法人武田学園経理規程」に従って厳正な監査の体制が整備されている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学の会計は、法令に基づいて厳格に処理されており、監査法人による会計監査も複数回受けている。今後も学校法人会計基準に沿って制定された「学校法人武田学園経理規程」「学校法人武田学園経理規程実施細則」を遵守した処理を行い、厳正に取り組んでいく。

[基準 5 の自己評価]

理事会の決定をふまえ、中長期経営計画・年次の事業計画に基づいて行われることで、

経営の規律と誠実性が担保されている。また、中長期経営計画、年次事業計画、年次事業報告の策定に全学的な体制で継続的に取り組むことで、本学の使命・目的等の実現に努めている。管理運営は、最高意思決定機関である理事会の決定をふまえ、理事長・学長のガバナンスのもと、大学教員と学園統括部職員が教職協働で業務を遂行し、大学運営協議会、教授会等を通して、全教員に周知を図っている。財務運営については、平成28(2016)年度をスタートとした5箇年の「学校法人武田学園経営改善計画」を策定して本学を中心として学園の経営目標の制定を行うとともに、毎年度のフォローアップにより継続的な努力を行っている。

以上のことから本学は、経営の規律、誠実性が担保され、財務基盤が確立しており「基準5. 経営・管理と財務」の趣旨を満たしていると評価できる。

基準6. 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目6-1を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学の内部質保証を推進する組織としては、「高等教育研究センター」がその任にあっており、そのことは「広島文教大学高等教育研究センター規程」第3条(2)に「高等教育の質保証に係る支援及び推進に関すること。」と明記されている。その規程のもと、「広島文教大学高等教育研究センター運営委員会規程」に基づき会議を開催し内部質保証を推進している。特に平成31(2019)年度は共通研究テーマを「内部質保証」とした。

毎年の初回に開催される「高等教育研究センター運営委員会」には学長が出席し、「高等教育研究センター」に対して方針が示されている。この方針に従って会議が運営されるため、学長のガバナンスのもとに運営されているといえる。

このような内部質保証の取組みに対して、評価点検を行う組織として、「大学評価委員会」及び「自己点検・評価委員会」が設置されている。「広島文教大学学則」第1条の3に「本学は、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、自ら教育活動等の状況について点検及び評価を行う。」と定めており、「広島文教大学大学院学則」第3条に「大学院は、教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と定めている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立については規程等により適切に整備され、また運用されている。今後も更なる改善に努めて研究を進めていく。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目6-2を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は、第1回目の認証評価を、周辺の他大学よりも早く平成18(2006)年度に受審した。この認証評価は改善向上を目的とした自己点検・評価、及び第三者機関による評価であり、早く受審すれば、本学の現状把握も早まり、またその結果を早く改革・改善に結びつけることができる、との認識があったからである。

平成24(2012)年度には、公益財団法人日本高等教育評価機構によって2度目の大学機関別認証評価を受審するため「平成24年度大学機関別認証評価受審の手引き」にある日程に従って自己点検・評価を実施し、大学機関別認証評価を受け、評価機構より認定をされた。

その後、エビデンスに基づく『自己点検・評価報告書』を毎年作成し、学内で共有することはもちろん、大学ホームページにも掲載し、社会に対して情報を共有している。学内においては自己点検の結果を各センター委員会等で共有し改善を図っている。

自己点検・評価体制は、「広島文教大学評価委員会」のもとに「広島文教大学自己点検・評価委員会」を置き、基準1で示した本学独自の使命・目的の実現を目指して、平成13(2001)年度以来、毎年、自己点検・評価を実施し、『自己点検・評価報告書』を作成している。平成18(2006)年度には、財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受け、平成19(2007)年3月29日に、「広島文教女子大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしている」と認定された。

さらに、平成18(2006)年度以降の『自己点検・評価報告書』は大学ホームページの「情報公開」に掲載している。平成24(2012)年度には、同評価機構に2度目の大学機関別認証評価を受け、平成25(2013)年3月に、「広島文教女子大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしている」と認定された。

また、平成16(2004)年度から人事評価制度も教員個々の教育研究活動の充実・改善を目指して継続して活用されている。「BMS」も、学園の各部門、あるいは、大学の各部署又は個人の単位で年度目標を設定し、達成度を自己点検・評価する仕組みになっており、本学の使命・目的に即した多くの成果を挙げている。

以上により、自己点検・評価、及びその結果を踏まえた改善活動の状況等に関する学内共有と社会への公表は適切に実施されている。

6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

内部質保証のための自己点検・評価の実施において、その根拠となる関連資料のうち、学修活動や教育活動の現状を把握するための情報収集や分析は、「高等教育研究センター」の「IR 部会」を中心に行っている。学生の学修活動については、「学修行動調査」、「学生生活に関するアンケート」、本学ディプロマ・ポリシーの観点に基づく「自己評価シート」、各学期に実施する「学生による授業評価アンケート」によりデータを収集し分析を行って

いる。さらに、平成 28(2016)年度に導入した出欠管理システムにより授業参加状況のデータを蓄積している。また、教育活動については、ICT やコモンルーブリックの活用、アクティブ・ラーニングの実施等に関する教員対象の「教育活動に関するアンケート」を実施している。

この他にも、本学の教育活動や教育成果を把握する上で必要と考えられるデータの収集と分析を実施している。例えば、本学は平成 31(2019)年度 4 月に共学化し、教育学部を設置する。このような教育環境の転換期における学生生活や学修活動の状況を把握し、今後の教育支援体制を検討するため、学生対象の「大学生活に関する調査」を実施し、その結果を平成 30(2018)年度「教職員研修会」で報告した。この調査は今後も継続的に実施する予定である。さらに、より効果的な IR 活動を行うため、「IR 部会」を中心に関係部署と連携しながら必要な情報収集・把握に努めている。

以上のように、本学の教育活動を的確に捉えるために多面的な情報の収集と分析をしていることから、学校教育法第 109 条、学校教育法施行規則第 166 条、大学設置基準第 1 条、大学院設置基準第 1 条を遵守し、内部質保証のための自己点検・評価を行う上で十分な調査・データの収集と分析を行っているといえる。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

自らをチェックし現状を確認することで、将来の改善・向上につなげることは、自己点検・評価の主たる目的である。これに加え、学生・教職員をはじめとする大学の関係者はもちろん、社会への説明責任として、大学の現状を知ろうとするすべての人に対し、分かりやすい内容で積極的に発信し続けることも重要な目的であると考えている。情報発信においては、内容の客観性・適切性を確保しつつ、より分かりやすく理解してもらえるよう、自己評価の根拠となるエビデンスの活用スキルの向上を図っていく。また、IR 部会の機能を充実させていくことで、情報の適切な収集・整理・活用等を行い、速やかで正確な情報公開に努めていく。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目6-3を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では『自己点検・評価報告書』を毎年作成しており、その評価結果を周知し、また関係部署において改善してゆくこととしている。

それに加え、本学では平成 29(2017)年度まで「教育評価シート」に基づいて内部質保証に取り組んできた。その後客観性の担保、三つのポリシーとの整合性などの課題を解決するために、内部質保証の在り方について、「高等教育研究センター」を主体として検討を重

ねてきた。平成 29(2017)年度は、「IRに基づく「教育力」の測定」を「高等教育研究センター」の共通研究テーマとし、平成 30(2018)年 3 月に開催された「教職員研修会」において「高等教育研究センター活動報告」として構成員に報告している。

平成 30 年度「夏期 FD・SD 研修会」では「新教育評価システムについて」と題して報告し周知を行った。新教育評価システムは「教育評価表」に基づいて運用されるものである。教育評価表は、三つのポリシーに基づいて作成した。これは、教育評価を三つのポリシーの見直しに接続させるため PDCA サイクルを確立させることによって、評価方法と三つのポリシーとを往還させるためである。このように設計した理由としては、教育の根幹となる三つのポリシーとは、社会的環境、学生の有り様を踏まえて適宜見直し、大学の社会的役割を踏まえて修正を加えられなければならないからである。その根拠として「教育評価表」を位置づける。

教育評価表の基本設計は、以下の 3 点に配慮し作成した。

- ・ IR に基づく内部質保証 データによる客観的な検証を可能とする
- ・ 数値目標の全学的共有 改善の意義を理解した上で教育活動を実施する
- ・ PDCA サイクルに基づく好循環の確立

更なる改善につながってゆく仕組みを構築する

教育評価表の様式は以下に掲げるものである。運用にあたっては、三つのポリシーに関わる項目を数値化し、各学科に提示する。それを受けて、各学科は自律的に数値目標を掲げ、改善に努めることとなる。各学科は他学科の数値を参考とすることとなるが、各学科の独自性についても配慮し決定することとなる。

表 6-3-1 広島文教大学教育評価表

		初等教育学科	人間福祉学科	心療学科	人間生活学科	グローバルコミュニケーション学科
A P	入学試験得点率	A〇入試 (最終得点率)				
		推薦入試 (最終得点率)				
C P	学生数	一般入試 (最終得点率)				
		センター利用型入試 (最終得点率)				
		S T比 (学生数に対する専任教員比率)				
		休学率	休学率			
		退学率	退学率			
		F D	F D参加率 (学科所属教員数に対する参加者の割合)			
		学修行動調査	履修登録科目数 授業外学修時間 (週あたり)			
		単位	単位取得率 (学科専門科目におけるD・E評価以外の割合)			
		図書館	図書利用率 (学科学生数に対する利用学生の割合) 図書帯出率 (学科学生ひとりあたりの月間平均帯出冊数)			
		授業	アクティブラーニング実施授業 (学科専門科目における実施授業の割合) ICT機器活用率 (学科専門科目における実施授業の割合) 教養教育科目のG P A (現代教養科目群の学科別G P A) 授業評価 (学科専門科目の平均)			
D P	自己評価シート	G P	卒業研究G P A			
		就職指導	就職満足度 就職率			
		実践力	①自分の置かれている状況を考慮して課題解決を考える (課題解決力) ②状況改善のために必要な情報を収集し、適切に判断する (判断力) ③目標を設定し、その実現に向けて着実に行動する (行動力)			
		自律性	①自分の知識や技能の向上に主体的に取り組む (能動的学習態度) ②課題達成において必要な場合には周囲のサポートを得る (達し)			
		リテラシーに基づくコミュニケーション力	①相手の立場や状況に合わせて適切にコミュニケーションを取る (高度なリテラシー) ②目標達成や課題解決に向けて他者と協力する (コミュニケーション能力の活用)			
		専門的知識の活用	①所属学科で学んだ知識や技能が身に付いている (専門的知識・技能の獲得) ②日常生活の中で必要に応じて所属学科での学びを活用する (知識技能の活用能力)			
		育心育人	①意見や立場が違っても互いを尊重しながら関わる (他者への配慮・多様性の理解) ②学びの場に限らず、自分自身を成長させる努力を続ける (人間性の向上) ③充実した社会生活を営むための努力をする (人間性豊かな社会実現に向けての態度)			
		充足項目	①大学生生活を満ちて自分が成長したと思う ②卒業生でよかったと思う			
		資格・免許	免許・資格取得率			

表 6-3-2 学科別教育評価表 (初等教育学科)

		2015	2016	2017	3年平均値	次年度数値目標
A P	入学試験得点率	A〇入試 (最終得点率)				
		推薦入試 (最終得点率)				
C P	学生数	一般入試 (最終得点率)				
		センター利用型入試 (最終得点率)				
		S T比 (学生数に対する専任教員比率)				
		休学率	休学率			
		退学率	退学率			
		F D	F D参加率 (学科所属教員数に対する参加者の割合)			
		学修行動調査	履修登録科目数 授業外学修時間 (週あたり)			
		単位	単位取得率 (学科専門科目におけるD・E評価以外の割合)			
		図書館	図書利用率 (学科学生数に対する利用学生の割合) 図書帯出率 (学科学生ひとりあたりの月間平均帯出冊数)			
		授業	アクティブラーニング実施授業 (学科専門科目における実施授業の割合) ICT機器活用率 (学科専門科目における実施授業の割合) 教養教育科目のG P A (現代教養科目群の学科別G P A) 授業評価 (学科専門科目の平均)			
D P	自己評価シート	G P	卒業研究G P A			
		就職指導	就職満足度 就職率			
		実践力	①自分の置かれている状況を考慮して課題解決を考える (課題解決力) ②状況改善のために必要な情報を収集し、適切に判断する (判断力) ③目標を設定し、その実現に向けて着実に行動する (行動力)			
		自律性	①自分の知識や技能の向上に主体的に取り組む (能動的学習態度) ②課題達成において必要な場合には周囲のサポートを得る (達し)			
		リテラシーに基づくコミュニケーション力	①相手の立場や状況に合わせて適切にコミュニケーションを取る (高度なリテラシー) ②目標達成や課題解決に向けて他者と協力する (コミュニケーション能力の活用)			
		専門的知識の活用	①所属学科で学んだ知識や技能が身に付いている (専門的知識・技能の獲得) ②日常生活の中で必要に応じて所属学科での学びを活用する (知識技能の活用能力)			
		育心育人	①意見や立場が違っても互いを尊重しながら関わる (他者への配慮・多様性の理解) ②学びの場に限らず、自分自身を成長させる努力を続ける (人間性の向上) ③充実した社会生活を営むための努力をする (人間性豊かな社会実現に向けての態度)			
		充足項目	①大学生生活を満ちて自分が成長したと思う ②卒業生でよかったと思う			
		資格・免許	免許・資格取得率	小学校教諭免許状取得率		
		独自目標	採用試験合格率	広島県小学校教員採用試験合格率 公立保育士試験合格率		

学科別「教育評価表」においては、過去3年分の数値と比較を行う。学生の在籍年数が

らすれば4年であるが、高等教育を取り巻く環境は急速に変化しており、その変化に対応するため、4年間をサイクルとするような状況にはないと考えるためである。また、学科別教育評価表では独自項目を設ける。これは学科の特性に配慮をしたものである。学科が主体的に評価されるべき項目を設定することによって、独自性のある教育活動の展開を期待するためである。

教育評価表に基づくPDCAサイクルは以下のようになっている。

表 6-3-3 教育評価表に基づくPDCAサイクル

P	D	C	A	実施主体	実施内容	
↓	↓	↓	↓	9月	学科会	教育改善の方法立案及び数値目標の設定
				10月	学科長会・教授会	学長のリーダーシップに基づく数値目標の全学的共有
				12月	高等教育研究センター	授業評価に基づく授業参観
				1月	高等教育研究センター	学生による授業評価・学生満足度調査
				2月	高等教育研究センター	自己評価シート
					キャリアセンター	就職満足度調査
				3月	高等教育研究センター	大学教職員研修会・FDSD研修会
				6月	学科長会	休退学に関する報告（学生相談室）
					学科長会	自己評価シートに関する報告（高等教育研究センター）
				7月	高等教育研究センター	授業評価に基づく授業参観
8月	高等教育研究センター	学生による授業評価・学修行動調査				
				FDSD研修会		

教育評価表に基づく質保証のためのPDCA



HIROSHIMA BUNKYO UNIVERSITY

図 6-3-1 教育評価表に基づくPDCAサイクル

学部学科の数値目標を決定するプロセスには、学長・副学長（教学担当）による承認を必要としており、そうすることにより学科の独自性と共に学長のリーダーシップに基づく

評価方針を反映させることができるように設計している。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

三つのポリシーに基づく教育評価システムは平成 30(2018)年度より始まったシステムであり、現在運用の初年にあたる。そのため、システムの有効性については検証段階にある。今後有効性の検証を行い、更なる改善に努めたい。また、そのような取組みについての情報発信を、よりいっそう社会に対してしてゆくことが必要である。

【基準 6 の自己評価】

本学における内部質保証は、学長によるリーダーシップのもとで、「高等教育研究センター」が中心となり、その在り方について研究及び運営がなされている。「高等教育研究センター」に「IR 部会」及び「FD 部会」が設置されていることにより、IR に基づく客観的な評価改善が期待できる。また、教育の質を支える一つに教員そのものがあるため、「FD 部会」を中心とする教職員の能力開発は欠くことが出来ない。本学においてはこれらが「高等教育研究センター」内に設置されているために、一体的な改革を可能としている。例えば、平成 30(2018)年度から始まる IR に基づく教育評価システムや平成 31(2019)年度から始まる初任者研究制度はその成果といえることを踏まえ、本学の内部質保証は機能していると評価している。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携・社会貢献

A-1 大学の資源を活用した地域連携・社会貢献活動

- A-1-① 学生と地域を結ぶ「ぶらっと立ち寄るボランティアコーナー」
- A-1-② 未就学児を持つ家族支援活動「パパママ応援団ぶんこ」
- A-1-③ 「食と健康」に関わる産学官連携事業
- A-1-④ 乳幼児を持つ母親支援事業「ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム」
- A-1-⑤ 地域協定に基づく安佐北区との連携事業
- A-1-⑥ 社会福祉協議会との連携事業
- A-1-⑦ 地域子育て支援拠点事業「すずらんひろば高陽」

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 学生と地域を結ぶ「ぶらっと立ち寄るボランティアコーナー」

平成 25(2013)年に大学と地域との連携を図り、地域の発展に貢献するとともに、大学の教育研究活動の活性化を図ることを目的とし「地域連携室」が設置された。その後、平成 26(2014)年 6 月から、学生が地域連携や社会貢献に関心を持ち、ボランティア活動を通して意欲的に自ら考え行動できるよう支援するために「ぶらっと立ち寄るボランティアコーナー」（以下、「ぶらボラ」という。）が活動を開始した。ぶらボラは、①ボランティア活動への参加啓発（情報提供、相談対応）②既存のボランティアグループの運営サポート（会議や作業の場の提供、活動の困りごとの相談対応、新規活動の提案）③ボランティア活動促進のための学修の場づくり（活動者交流会、活動報告会等）を 3 つの柱として学生の活動を支援している。

広島県、広島市の各社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携の他に、行政や地域の公民館、民間市民活動団体等との連携事業も実施し、福祉分野だけでなく教育分野や地域活性などの事業にも学生が参加する機会が増えた。平成 30(2018)年度の活動報告会では学生から以下の活動が紹介された。

- (1) Animal Happy Project：動物愛護団体と連携した動物の殺処分廃止の啓発活動
- (2) Charity Santa：サンタクロースの活動と東日本大震災で被災した子どもたちの支援活動
- (3) 大学内美化活動グループ「くり～ん」：大学内の清掃及び職員と連携して学内施設のメンテナンス等を実施
- (4) 安佐北ちびっこ広場：民生委員児童委員協議会、広島市安佐北区役所厚生部、社会福祉協議会と連携した子育て支援事業を企画実施
- (5) インバウンド神楽：広島県観光課が主催する外国人限定の神楽定期公演の運営サポート

A-1-② 未就学児を持つ家族支援活動「パパママ応援団ぶんこ」

パパママ応援団ぶんこ（以下、「ぶんこ」という。）は、平成 18(2006)年度に人間科学部心理学科の地域貢献に関する PBL 授業から始まった、学内外で子育て支援活動を行う本学学生のボランティアグループである。主な活動は毎月土曜日に学内で開催される「ぶんこ広場」である。未就学児とその保護者を対象とした「ぶんこ広場」では、毎回学生たちが手あそびや絵本の読み聞かせを行ったり、季節に合わせたイベントを企画したりするなどして、子どもたちが安全に楽しく遊べるような雰囲気づくりや保護者がくつろげるような空間づくりを目指している。現在のぶんこのメンバーは保育士志望の学生が多く、授業で学んだことを「ぶんこ広場」で実践することで保育技術を磨いたり、子どもたちと直接触れ合うなかで子どもの実態や発達を学び、子ども理解を深めていったりするなど貴重な学修の場となっている。また、「ぶんこ広場」をより居心地のいい場所にしていくために、週に 1 回、学生たちが集まりミーティングを行っている。

平成 30(2018)年度は、表 A-1-1 に示したとおり、計 11 回の「ぶんこ広場」を開催し、延べ 124 家族が利用した。11 月のイベントでは本学卒業生を講師に招き「ベビーマッサージ体験会」を行ったが、卒業生との連絡や日程調整、イベント内容の打ち合わせなどは学生たち自身の手で行い、実現したイベントであった。また平成 30(2018)年度は夏期休業期間に、広島市内だけでなく、県内の子育て広場を学生たちが訪問し、広場づくりのために工夫していることや保護者とのかかわり方など、自分たちだけではなかなか解決できないような課題についてベテランスタッフに相談したり、アドバイスを求めたりして、積極的に学ぼうという姿勢が見受けられた。

表 A-1-1 平成 30 年度の「ぶんこ広場」の実施状況

開催日	イベント	利用家族数
4 月 21 日 (土)	音楽活動～リトミック～	12
5 月 26 日 (土)	しゃぼん玉と手形で遊ぼう	10
6 月 9 日 (土)	カタツムリを作ろう	14
7 月 7 日 (土)	(西日本豪雨のため開催中止)	-
8 月 25 日 (土)	プールあそび	10
9 月 15 日 (土)	スライムで遊ぼう	12
10 月 13 日 (土)	お月見～満月に絵を描こう～	15
11 月 24 日 (土)	ベビーマッサージ体験会	10
2 月 15 日 (土)	クリスマスブーツを作ろう！	14
1 月 12 日 (土)	福笑い	10
2 月 16 日 (土)	おひなさまを作ろう！	9
3 月 16 日 (土)	お弁当を作ってピクニックに行こう！	8

A-1-③ 「食と健康」に関わる産学官連携事業

人間科学部人間栄養学科では、管理栄養士としての専門性と豊かな人間性を兼ね備えた人材を育成することを目標としている。その中で学生は「食と健康」に関連したイベントや産学官連携事業などの正課外活動に自主的に参加している。このような正課外活動は、

平成 23(2011)年度以降、年々増加する傾向がみられている(表 A-1-2)。特に平成 27(2015)年度には大幅に増加し、305 人の学生が 25 件の活動に参加した。なお、平成 25(2013)年度以降の活動は、『人間栄養学科の学生による社会貢献活動集』として取りまとめている。

産学官連携事業活動などへの学生の自主的な参加は、本学の「育心 育人」という教育理念を具現化する、人間栄養学科の活動として高く評価されている。いずれの活動においても、学生は創造性に富んだオリジナリティーあふれるレシピを考案し、学生にとっても達成感や満足感が得られる貴重な体験となっている。このような実践的な活動を通して、学生は豊かな人間性を身に付けた人材へと大きく成長し、自らの適性を見出すとともに、就職活動の視野を広げている。

表 A-1-2 正課外活動数と参加学生の推移

年度	活動数	参加学生数
平成 22 年度	3	21 人
平成 23 年度	6	39 人
平成 24 年度	13	105 人
平成 25 年度	13	121 人
平成 26 年度	17	154 人
平成 27 年度	25	305 人
平成 28 年度	25	227 人
平成 29 年度	25	246 人
平成 30 年度	17	189 人

A-1-④ 乳幼児を持つ母親支援事業「ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム」

「ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム (Nobody's Perfect)」(以下、「NP プログラム」という。)は、その名のとおり「はじめから一人前の親などいない。皆まわりからの助けを得ながら親になっていく」との考えのもとに、0 歳から 5 歳の乳幼児を持つ母親向けのカナダ生まれの支援プログラムである。心理学科では、このプログラムを平成 18(2006)年度から「心理教育相談センター」と共催で毎年開催している。安佐北区との連携協定に基づき安佐北保健センターとも共催となっており、広島県の外郭団体であるひろしまこども夢財団の後援も得ている。

このプログラムは毎週 1 回 2 時間の計 8 回で構成され、事前面談をもとに設定された共通の悩みや不安などのテーマについて、ファシリテーターの支援のもと、参加者同士で不安の軽減や問題解決の糸口を見つけるとともに、母親同士の関係づくりをめざすものである。そのことを可能にするために重要となるのが、完全クローズドの安心してくつろげる空間づくりと、そのためのファシリテーター、託児スタッフ、運営スタッフの連携である。2 人の有資格ファシリテーターはともに本学教職員であり、運営スタッフは地域の子育て支援に長年関わってきた心理学科教員を中心とする心理学科・心理教育相談センターの教職員、託児スタッフは地域の子育て支援団体と学内で募集したボランティア学生たちであ

る。学生には事前研修を実施している。平成 30(2018)年度は、10月3日から11月21日の毎週水曜日に「NPプログラム」を実施し、参加親子は14組(大人14人、子ども14人)、学生は心理学科4人、初等教育学科12人が参加した。

人間科学部心理学科の学生たちは初めて乳幼児と接する者が多く、人間科学部初等教育学科の学生たちも、8週間にわたって同じ乳幼児と接する機会には他にはない。また、毎回プログラム終了後に全スタッフによる情報交換のミーティングを行うことで連携を密にしていることが、他団体が行っている「NPプログラム」にはないひとつの大きな特色となっており、学生たちの子育て支援に対するより深い学びの場ともなっている。

A-1-⑤ 地域協定に基づく安佐北区との連携事業

本学では、平成 21(2009)年度に安佐北区役所と「広島文教女子大学と広島市安佐北区役所との地域連携協力に関する協定書」を締結した。これは、大学と安佐北区役所それぞれが持つ人材、知識、情報等を共有し活用して相互に協力することにより、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とするものである。

平成 30(2018)年度に連携して実施した事業は15件であり、主なものは以下のとおりである。

- (1) 広島文教女子大学 BP プログラム(親子の絆^{きずな}づくりプログラム“赤ちゃんがきた!”)(7月)
初めて子を持つ母親の育児ストレスや育児不安軽減のために講座を開設する。
- (2) 広島文教女子大学 NP プログラム(10~11月)
子育て中の母親の育児ストレスや育児不安軽減のために講座を開設する。
- (3) 大学祭への区役所及び公民館の出展(10月)
大学祭(文教祭)に安佐北区役所及び区内の公民館が参画し、大学関係者、学生、来場市民等へ広く安佐北区の事業や魅力・特色等を紹介し、まちづくりの推進を図る。
- (4) お姉さんとあそぼう!(4月~1月)
亀山公民館と学生が協働して年8回行う事業で、参加した子どもたちが、ボランティアの大学生とふれあうことで、人のために行動を起こす姿勢を学ぶ。

A-1-⑥ 社会福祉協議会との連携事業

人間科学部人間福祉学科では、平成 29(2017)年度より社会福祉協議会と学生との共同企画事業に参画している。平成 29(2017)年度には広島市安佐北区社会福祉協議会と共同で「ボラスタ(ボランティアをスタートしよう!)」の企画を行った。これは、広島市安佐北区社会福祉協議会が主催する青少年を対象とした福祉に関するボランティア活動への啓発活動である。人間福祉学科学生が、学生の視点で、青少年がボランティア活動に関心を持ち、ボランティア活動を開始しようとするきっかけとなる活動を企画したものである。具体的には、「認知症について学ぶ」「疑似体験をする」「みんなにやさしい街づくりを考える」といった内容で3日間実施した。社会福祉協議会の活動に企画段階から参画することができ、地域福祉に関する学びが深まる活動となった。この企画は、単年度実施であった。

また平成 29(2017)年度より、府中町社会福祉協議会と「スマこね(スマイル=笑顔+コネ

クト=つなぐ)」という事業を共同企画している。世代間の交流という地域課題に対して、地域の子どもから高齢者までをつなぐ様々な活動を、大学生の視点から企画するというものである。発足当初は人間福祉学科の学生数人が参画していたが、心理学科の学生も参画し、平成 31(2019)年 4 月現在も、地域の障害者施設、高齢者施設を訪問し、地域に在住する様々な世代の人の状態を把握するとともに、学内での活動も定期的に行い、共同事業を実施するといった活動を継続中である。

A-1-⑦ 地域子育て支援拠点事業「すずらんひろば高陽」

「すずらんひろば高陽」は平成 24(2012)年 10 月に広島市の「地域子育て支援拠点事業」として、地域からの強い要望を受けて本学が開設した子育て広場である。この施設は単に子育て広場を運営するだけでなく、積極的に地域のボランティアを受入れたり、スタッフが地域に出向いて多世代交流や母親の社会復帰支援を行ったりするなど、地域の子育て支援拠点にふさわしい活動を行っている。その結果、今では平成 21(2009)年に広島市が運営協議会方式で開設した「スマイルあさきた」とともに、安佐北区における重要な子育て支援拠点として、地域に根付いている。平成 30(2018)年度の延べ利用者数は大人 3,773 人、子ども 4,801 人となっており、一日平均 36 人、15 組の利用があった。

広場の運営は専従のスタッフによって行われているが、月 2 回、元本学教授の臨床心理士が子育てに関する様々な相談に応じており、月 1 回の定例ミーティングでは、運営責任者の心理学科教授に加えて、臨床心理士の資格を持つ教員、地域で長年子育て支援を実践してきた地域連携担当職員も参加して、スタッフのフォローにあたっている。大学のこうした積極的関与が、広場利用者におおきな安心感を与える一因となっている。

この施設は、地域子育て支援拠点であると同時に、本学の実践教育の場としても活用されている。おもに人間科学部初等教育学科や同学部心理学科、大学院人間科学研究科教育学専攻臨床心理学コースで子育て支援や親子関係、乳幼児期の子どもの発達に興味を持つ学生たちが授業やゼミの一環として積極的に利用している。平成 30(2018)年度の学生の現場体験数は、延べ 27 人であった。

また、本学で子育て広場を自主的に運営している「パパママ応援団ぶんこ」とも連携し、おおよそ 2 箇月に 1 回のペースで土曜日に「すずらん de ぶんこ」を開催している。平成 30(2018)年度の学生の参加者数は延べ 39 人、広場利用者は親子合わせて延べ 289 人であった。

さらに、広場利用者に希望を募り、大学で初等教育学科の学生と交流し、その後に学生食堂で一緒にランチをする大学ならではのイベントを毎年実施しており、利用者にも好評である。平成 30(2018)年度は 11 月 27 日、12 月 11 日、12 月 18 日の 3 回実施し、学生の参加者は延べ 9 人、広場利用者は親子合わせて延べ 41 人の参加があった。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の地域連携・社会貢献活動はいずれも、学生たちが自ら課題を発見し、主体的、自律的に活動しているところに大きな特徴がある。よって、本学の掲げるディプロマ・ポリシーの具現化に貢献するものといえる。

しかし、これらの活動の周知が、学内外ともに十分とはいえない。そのため、学内外で

様々な社会貢献活動をしている学生の情報を把握する体制整備と情報公開・周知の仕組みが必要であろう。例えば、平成 30(2018)年度の学位授与式では、学内外で活躍した 2 つのボランティア団体の代表が学長表彰を受けた。これまでほとんど例のなかったことである。これも情報把握と周知を図るよい仕組みの一つである。

また、平成 29(2017)年度から学内にてボランティア活動報告会が開催されるようになった。こうした取組みをさらに充実させ、学生への周知を図ることで、活動している学生たちには励みとなり、活動に二の足を踏んでいる学生たちには一歩を踏み出す良いきっかけともなるであろう。

令和 2(2020)年度から実施する推薦入学試験「地域貢献活動重視型」も、更なる活性化の起爆剤となるであろう。

【基準 A の自己評価】

本学は「育心 育人」の教育理念の具現化を通して、「自立した人材」の育成を目的としている。そのために、「広島文教大学における教育研究目的に関する規程」第 2 条に基づく、「実践力」「自立性」「コミュニケーション力」「専門知識・技能」「人間性（育心 育人）」の 5 つの能力を修得及び育成し、社会に有用な人材を育成することを教育目標としている。

これら 5 つの能力は、本学の正課教育に加え、地域連携・社会貢献活動に積極的に取り組むことによって更なる高みへとたどり着くことができよう。また、このような活動は本学教職員が支援しながらも、学生たちが主体となり、自律的に行われることによって、更なる効果を期待することができるであろう。

その意味で、ここに列記した活動はいずれも、地域の要請に流され、教職員のしつらえた舞台に受け身的に立つのではなく、自らの興味・関心と地域のニーズを組み合わせながら、自分たちの知識・技能を総動員して行われている主体的活動である。

以上より、本学の地域連携・社会貢献活動は、本学のディプロマ・ポリシーの具現化を目指す上で有意義なものであり、評価できる。

V. 特記事項

1. 主体的な学修を支援するセルフアクセス学修センター

本学の「SALC」では、使用言語を英語のみとするルールのもと、「BECC」の英語ネイティブ教員とのコミュニケーションだけでなく、学生同士やスタッフとのやり取りを英語で行うことによって英語の運用能力を高めている。また、利用学生の学修支援のために学生スタッフ（以下、「SALCer」という。）が常駐している。「SALCer」は、職員が開催する研修会に参加してより良い学修環境にするために話し合ったり、「SALC」で開催するイベントを自分たちで企画・実行したりすることによって、自律した学修者への成長へとつなげている。

平成 30(2018)年度は、「SALCer」が 2 つのプロジェクトに取り組んだ。ひとつはクリスマスのキャンペーン及びランチタイムイベントの企画と運営で、もう一つは、より利用しやすい「SALC」にするための現状分析と改善案の提案である。後者の取組みは本学の教育・研究活動支援プログラム助成金事業の交付を受け、「SALCer」のうち代表者 4 人が「SALC」の教職員とともに活動し、その成果として日本自律学習学会 2018 年年次大会にて分析結果と改善案についてポスター発表を行った。このように、教員、職員、学生スタッフが協働しきめ細やかな学生への自律学修支援を行っている。

2. 主体的な学修を通じた逞しい実践力のある教員養成

本学では、自律性と協働力を備えた逞しい実践力のある教員の養成をめざし、計画的・系統的な取組みを進めている。

特色ある取組みとして、大学 2 年次には学校現場における一週間の「観察実習」を行う。観察にあたっては、学生がグループ毎にテーマを設定し、観察を行う。また、その結果については学生の運営による学修会で交流・協議する。また、実習終了後は各自報告書を作成し、教育実習報告会を行う。報告書の印刷・製本、報告会の企画・運営等もすべて学生が行う。また、2 年次には 3 泊 4 日の「野外活動」を行う。十数人の学生リーダーは事前にリーダー研修を行い、活動プログラムの作成、現場での各活動の運営等を行う。

大学 3 年次には、「モギモギ」を行う。これは教育実習事前指導において、模擬授業をすする前に学生同士で予行演習を行い、授業までに自主的に改善を図るものである。その後、授業において模擬授業を行い、ルーブリックに基づいて自己評価、教員による評価を行い、次の模擬授業、教育実習の目標を明確にしていく。このような取組みを通して、教員としての専門性を高めるとともに、自律性と協働力を育てている。

これらが基盤となって大学 4 年次の「教員採用試験対策セミナー」が行われる。同セミナーは、学生が指導を受けたい内容を取りまとめ、教員に講師を依頼し、教員はそれに応える形で行われる。さらに、学生は自治体毎の学修会「県人会」を立ち上げて、自分にあった学修を行っていく。これらの取組みは『顔晴り(がんばり)』という冊子にまとめられ、教員採用試験報告会「顔晴りの会」において後輩へ引き継がれていく。本学では、こうした教員採用試験に向けた自主的な学修体制が実現されている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	「学則」第1条で明記している。	1-1
第 85 条	○	「学則」第2条で明記している。	1-2
第 87 条	○	「学則」第3条で明記している。	3-1
第 88 条	○	「学則」第39条で明記している。	3-1
第 89 条	—		3-1
第 90 条	○	「学則」第28条で定めている。	2-1
第 92 条	○	「学則」第14章（職員組織）で明記している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	「学則」第70条、第70条の2及び第72条で明記している。	4-1
第 104 条	○	「学則」第50条、「大学院学則」第24条及び「学位規程」で明記している。	3-1
第 105 条	—		3-1
第 108 条	—		2-1
第 109 条	○	「学則」第1条の3で明記し、ウェブサイトで公表している。	6-2
第 113 条	○	大学ホームページで公表している他、紀要等の学術雑誌を刊行している。	3-2
第 114 条	○	「学則」第 67 条、「学園組織規程」及び「学園就業規則」で明記している。	4-1 4-3
第 122 条	○	「学則」第 39 条第 1 項第 2 号及び「編入学規程」第 3 条第 3 号に定めている。	2-1
第 132 条	○	「学則」第44条4項及び「編入学規程」第3条第4号に定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	「学則」で明示している。	3-1 3-2
第 24 条	—		3-2
第 26 条 第 5 項	○	「学則」第 56 条、第 58 条、第 59 条、第 60 条及び「学生懲戒指針」で明示している。	4-1
第 28 条	○	各担当部署において備えている。	3-2
第 143 条	○	学長の決定に先立ち審議する機関として学長、副学長、学長補佐、各学科長、各センター長等を構成員として置いている大学運営協議会で審議し、承認した事項について教授会で報告している。	4-1
第 146 条	—		3-1

広島文教大学

第 147 条	—		3-1
第 148 条	—		3-1
第 149 条	—		3-1
第 150 条	○	「学則」第28条に定めている。	2-1
第 151 条	—		2-1
第 152 条	—		2-1
第 153 条	—		2-1
第 154 条	—		2-1
第 161 条	○	「学則」第39条及び「編入学規程」第3条に定めている。	2-1
第 162 条	—		2-1
第 163 条	○	「学則」第5条, 第27条及び第49条で明記している。	3-2
第 164 条	—		3-1
第 165 条の 2	○	大学全体および学科ごとに, ディプロマ・ポリシー, カリキュラム・ポリシー, アドミッション・ポリシーを定め, 研究科においてはアドミッション・ポリシーを定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	「学則」第 1 条の 3 及び「広島文教大学自己点検・評価委員会規程」で明示している。	6-2
第 172 条の 2	○	本学のWebサイトで教育研究活動等の状況を公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	「学則」第49条第2項で明示している。	3-1
第 178 条	○	「学則」第 39 条第 3 号及び「編入学規程」第 3 条第 3 号に定めている。	2-1
第 186 条	○	「学則」第 39 条第 4 号及び「編入学規程」第 3 条第 4 号に定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	法令の遵守はもとより, 水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	「学則」第 1 条第 2 項及び「教育研究目的に関する規程」第 2 条で定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	アドミッション・オフィス, 入学試験委員会及び事務組織として入試広報課が参画しており, 適切な体制で行っている。	2-1

広島文教大学

第2条の3	○	大学運営協議会ははじめとする種々の委員会等において、教員以外に事務職員も構成員として参画することで教職協働を実現している。	2-2
第3条	○	教育研究上、適当な規模内容であり教員組織、教員数も適当である。（教育・研究組織）	1-2
第4条	○	学部には専攻により学科を設けている。（教育・研究組織）	1-2
第5条	○	資格取得に関する課程（教職、保育士、社会福祉士、介護福祉士、臨床心理学士、公認心理師及び管理栄養士）を設置している。	1-2
第6条	—		1-2 3-2 4-2
第7条	○	必要な教員組織を置いている。（学則第14章）	3-2 4-2
第10条	○	主要授業科目（ゼミ、卒論指導演習）は専任教員で担当している。また、助手を採用し、関連する実習の補助を行っている。	3-2 4-2
第11条	—		3-2 4-2
第12条	○	専任教員を配置している。	3-2 4-2
第13条	○	専任教員数は、基準を満たしている。	3-2 4-2
第13条の2	○	学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。	4-1
第14条	○	「学則」第63条及び「教員選考審査規程」第8条で明記している。	3-2 4-2
第15条	○	「学則」第64条及び「教員選考審査規程」第9条で明記している。	3-2 4-2
第16条	○	「学則」第65条及び「教員選考審査規程」第10条で明記している。	3-2 4-2
第16条の2	○	「学則」第65条の2及び「教員選考審査規程」第11条で明記している。	3-2 4-2
第17条	○	「学則」第66条及び「教員選考審査規程」第12条で明記している。	3-2 4-2
第18条	○	「学則」第4条で明示している。	2-1
第19条	○	「学則」第9条及び「教育課程等に関する規程」で明示している。	3-2
第20条	○	「教育課程等に関する規程」で明示している。	3-2
第21条	○	「教育課程等に関する規程」で明示している。	3-1
第22条	○	「学則」第6条で明示している。	3-2
第23条	○	一学年間を前期、後期に区分し、それぞれの授業期間は15週単位で実施している。	3-2

広島文教大学

第 24 条	○	時間割編成方針等により、教育効果を十分にあげるための適切な人数としている。	2-5
第 25 条	○	「教育課程等に関する規程」で明示している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	全授業についてシラバス（共通様式）の作成を義務づけており、「UNIVERSAL PASSPORT」で明示している。 また、学修の成果に係る評価及び卒業の認定にあたっては、「学則」第 15 条、第 49 条及び「授業科目履修規程」において、その基準を明示している。	3-1
第 25 条の 3	○	「高等教育研究センター規程」第 2 条及び「高等教育研究センターFD 部会及び IR 部会細則」第 4 条第 1 項で明示している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—		3-2
第 27 条	○	「学則」第14条で明示している。	3-1
第 27 条の 2	○	「学則」第11条第2項で明示している。	3-2
第 28 条	○	「学則」第23条で明示している。	3-1
第 29 条	○	「学則」第24条で明示している。	3-1
第 30 条	○	「学則」第25条で明示している。	3-1
第 30 条の 2	○	「学則」第3条第2項で明示している。	3-2
第 31 条	○	「学則」第80条及び「科目等履修生規程」で明示している。	3-1 3-2
第 32 条	○	「学則」第49条で明示している。	3-1
第 33 条	—		3-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境をもち、学生が休息に利用するのに適当な空地も備えている。	2-5
第 35 条	○	運動場は大学敷地内に設置している。	2-5
第 36 条	○	専用の施設を備えた校舎を有している。	2-5
第 37 条	○	校地面積は、69,481㎡であり、十分満たしているといえる。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は、25,498㎡であり、十分満たしているといえる。	2-5
第 38 条	○	備えるべき資料、人員等すべて備えている。	2-5
第 39 条	—		2-5
第 39 条の 2	—		2-5
第 40 条	○	パソコン、教室設置のプロジェクター、実験機械、器具等十分備えている。	2-5
第 40 条の 2	—		2-5
第 40 条の 3	○	毎年度、教育研究費を予算化している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学名、学部名、学科名は教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	○	法人に学園統括部を置き、大学を含む法人全体の事務を遂行して	4-1

広島文教大学

		いる。(学園組織規程第19条)	4-3
第42条	○	厚生補導業務は、学園統括部学生サポート課が担当しており、適切に職員を配置している。	2-4 4-1
第42条の2	○	キャリアセンター、教養教育部及び学園統括部学生サポート課、就職課が有機的に連携し、学生が所属する学科と協力して学生のキャリア形成支援に努めている。	2-3
第42条の3	○	計画的にFD研修、SD研修及び学園教職員研修会、大学教職員研修会を実施して、職員に必要な知識及び技能の習得を図っている。	4-3
第43条	—		3-2
第44条	—		3-1
第45条	—		3-1
第46条	—		3-2 4-2
第47条	—		2-5
第48条	—		2-5
第49条	—		2-5
第49条の2	—		3-2
第49条の3	—		4-2
第49条の4	—		4-2
第57条	—		1-2
第58条	—		2-5
第60条	—		2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第2条	○	「学則」第50条及び「学位規程」第2条で明示している。	3-1
第10条	○	「学位規程」第3条で明示している。	3-1
第13条	○	「学位規程」で定めている。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第35条	○	「寄附行為」第5条で明記している。	5-2 5-3
第36条	○	「寄附行為」第17条で明記している。	5-2

広島文教大学

第 37 条	○	「寄附行為」第13条及び第16条で明記している。	5-2 5-3
第 38 条	○	「寄附行為」第6条, 第7条及び第8条で明記している。	5-2
第 39 条	○	「寄附行為」第7条で明記している。	5-2
第 40 条	○	「寄附行為」第11条で明記している。	5-2
第 41 条	○	「寄附行為」第20条に明記している。	5-3
第 42 条	○	「寄附行為」第22条で明記している。	5-3
第 43 条	○	「寄附行為」第23条で明記している。	5-3
第 44 条	○	「寄附行為」第25条で明記している。	5-3
第 45 条	○	「寄附行為」第43条で明記している。	5-1
第 46 条	○	「寄附行為」第16条で明記している。	5-3
第 47 条	○	「寄附行為」第37条で明記している。	5-1
第 48 条	○	「寄附行為」第39条で明記している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	「大学院学則」第2条に明記している。	1-1
第 100 条	○	「大学院学則」第5条に明示している。	1-2
第 102 条	○	「大学院学則」第27条に明示している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	「大学院学則」第 27 条及び『大学院学生募集要項』で明示している。	2-1
第 156 条	—		2-1
第 157 条	○	「大学院における個別の入学資格審査規程」第 3 条及び第 5 条で定めている。	2-1
第 158 条	—		2-1
第 159 条	○	「大学院学則」第 27 条及び『大学院学生募集要項』で明示している。	2-1
第 160 条	○	「大学院学則」第 27 条及び『大学院学生募集要項』で明示している。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
--	----------	---------	------------

広島文教大学

第1条	○	大学院設置基準を最低基準と心得、向上に努めている。	6-2 6-3
第1条の2	○	「大学院学則」第5条第2項で定め、『学生生活ハンドブック』及び大学ホームページで教育研究上の目的を明記している。	1-1 1-2
第1条の3	○	公正かつ妥当で適切な体制で実施している。	2-1
第1条の4	○	大学運営協議会ははじめとする種々の委員会等において、教員以外に事務職員も構成員として参画することで教職協働を実現している。教学関連委員会において、構成員として教員だけではなく、事務職員も参画することで教職協働を実現している。	2-2
第2条	○	修士課程を置いている。	1-2
第2条の2	—		1-2
第3条	○	「大学院学則」第4条で明示している。	1-2
第4条	—		1-2
第5条	○	「大学院学則」第5条で明示している。	1-2
第6条	○	専攻数は1専攻のみとなっている。	1-2
第7条	○	学部基礎を置き、「心理教育相談センター」と適切に連携している。	1-2
第7条の2	—		1-2 3-2 4-2
第7条の3	—		1-2 3-2 4-2
第8条	○	適正な教員配置を行っている。	3-2 4-2
第9条	○	適正な教員配置を行っている。	3-2 4-2
第10条	○	「大学院学則」第6条で明示している。	2-1
第11条	○	「大学院学則」第11条及び第14条で明示している。	3-2
第12条	○	「大学院学則」第10条で明示している。	2-2 3-2
第13条	○	「大学院学則」第19条で明示している。	2-2 3-2
第14条	○	「大学院学則」第18条及び『広島文教大学大学院学生募集要項』で明示している。	3-2
第14条の2	○	「大学院学則」第15条で明示している。	3-1
第14条の3	○	計画的にFD研修、SD研修及び学園教職員研修会、大学教職員研修会を実施している。	3-3 4-2
第15条	○	「大学院学則」第8条、第19条及び第20条で明示している。	2-2

広島文教大学

			2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	「大学院学則」第22条で明示している。	3-1
第 17 条	—		3-1
第 19 条	○	大学院専用の講義室等は備えていないが、教育研究に支障はない。	2-5
第 20 条	○	パソコン，教室設置のプロジェクター，実験機械，器具等十分備えている。	2-5
第 21 条	○	図書等系統的に備えている。	2-5
第 22 条	○	教育研究上，支障がないため，学部と共用で使用している。	2-5
第 22 条の 2	—		2-5
第 22 条の 3	○	毎年度，大学院関連予算を予算化している。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科名及び専攻名は，教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 23 条	—		1-1 1-2
第 24 条	—		2-5
第 25 条	—		3-2
第 26 条	—		3-2
第 27 条	—		3-2 4-2
第 28 条	—		2-2 3-1 3-2
第 29 条	—		2-5
第 30 条	—		2-2 3-2
第 31 条	—		3-2
第 32 条	—		3-1
第 33 条	—		3-1
第 34 条	—		2-5
第 34 条の 2	—		3-2
第 34 条の 3	—		4-2
第 42 条	○	学園統括部学生サポート課で担当している。	4-1 4-3
第 43 条	○	計画的に FD 研修，SD 研修及び学園教職員研修会，大学教職員研修会を実施している。	4-3

広島文教大学

第 45 条	—		1-2
第 46 条	—		2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2 3-3 4-2
第 12 条			3-2
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2

広島文教大学

第19条			2-1
第20条			2-1
第21条			3-1
第22条			3-1
第23条			3-1
第24条			3-1
第25条			3-1
第26条			1-2 3-1 3-2
第27条			3-1
第28条			3-1
第29条			3-1
第30条			3-1
第31条			3-2
第32条			3-2
第33条			3-1
第34条			3-1
第42条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条	○	「大学院学則」第24条及び「学位規程」第24条で明示している。	3-1
第4条	—		3-1
第5条	—		3-1
第12条	—		3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2

第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			2-5
第 11 条			2-5
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長人，学長人等	
【表 F-2】	附属校及び併設校，附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部，学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科，専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部，学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室，医務室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級，卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部，学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別，男女別，年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-4】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-5】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-6】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料人及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人武田学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	大学案内 2020	
【資料 F-3】	大学学則，大学院学則	
	広島文教大学学則，広島文教大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項，入学者選抜要綱	
	2020 年度学生募集要項	

【資料 F-5】	学生便覧 学生生活ハンドブック 2019 年	
【資料 F-6】	事業計画書 2019 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書 平成 30 年度武田学園事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ, キャンパスマップなど 広島文教大学アクセスマップ 広島文教大学キャンパスマップ	【資料 F-2-1】より抜粋
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など） 学校法人武田学園規程集（目次）	
【資料 F-10】	理事, 監事, 評議員などの人簿（外部役員・内部役員）及び理事会, 評議員会の前年度開催状況（開催日, 開催回数, 出席状況など）がわかる資料 平成 31 年度学校法人武田学園役員名簿 平成 30 年度学校法人武田学園理事会・評議員会出欠状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）, 監事監査報告書（過去 5 年間） 学校法人武田学園計算書類（平成 26～30 年度） 学校法人武田学園監事監査報告書（平成 26～30 年度）	
【資料 F-12】	履修要項, シラバス（電子データ） 平成 31 年度シラバス（電子データ）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと） ディプロマ・ポリシー(DP)、カリキュラム・ポリシー(CP)、 アドミッション・ポリシー(AP)	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの） 平成 25 年度グローバルコミュニケーション学科履行状況調査 における留意事項への対応について	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	該当なし

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料人及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1-1】	学校法人武田学園寄付行為	
【資料 1-1-1-2】	学園訓, ミッション, ビジョン, 行動規範	
【資料 1-1-1-3】	広島文教大学学則	
【資料 1-1-1-4】	広島文教大学における教育研究目的に関する規程	
【資料 1-1-1-5】	広島文教大学大学院学則	
【資料 1-1-2-1】	学生生活ハンドブック 2019 年	
【資料 1-1-2-2】	大学案内 2020	
【資料 1-1-2-3】	大学ホームページ 大学概要 建学の精神・校章	
【資料 1-1-2-4】	大学ホームページ 大学概要 教育情報の公表	
【資料 1-1-3-1】	学園訓, ミッション, ビジョン, 行動規範	【資料 1-1-1-2】と同じ
【資料 1-1-4-1】	広島文教大学学則	【資料 1-1-1-3】と同じ

広島文教大学

【資料 1-1-4-2】	広島文教大学の「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1-1】	2019 年度事業計画書 (案)	
【資料 1-2-1-2】	平成 29 年度武田学園 事業報告書 (案)	
【資料 1-2-1-3】	平成 31 年度校務分掌	
【資料 1-2-2-1】	大学案内 2020	【資料 1-1-2-2】と同じ
【資料 1-2-2-2】	大学ホームページ 大学概要 教育情報の公表	【資料 1-1-2-4】と同じ
【資料 1-2-2-3】	学生生活ハンドブック 2019 年	【資料 1-1-2-1】と同じ
【資料 1-2-3-1】	学校法人武田学園 平成 26 年度事業方針	
【資料 1-2-4-1】	広島文教大学の「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)	【資料 1-1-4-2】と同じ
【資料 1-2-4-2】	大学ホームページ 大学概要 教育情報の公表	【資料 1-1-2-4】と同じ
【資料 1-2-5-1】	学校法人武田学園組織規程	
【資料 1-2-5-2】	平成 31 年度教育研究組織	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料人及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1-1】	広島文教大学の「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)	【資料 1-1-4-2】と同じ
【資料 2-1-1-2】	2020 年度学生募集要項	
【資料 2-1-1-3】	広島文教大学インターネット出願サイト	
【資料 2-1-1-4】	広島文教大学大学院学則	【資料 1-1-1-5】と同じ
【資料 2-1-1-5】	2019 年度広島文教大学大学院学生募集要項	
【資料 2-1-2-1】	2020 年度学生募集要項	【資料 2-1-1-2】と同じ
【資料 2-1-2-2】	広島文教大学アドミッション・オフィス規程	
【資料 2-1-2-3】	広島文教大学入学試験委員会規程	
【資料 2-1-2-4】	学校法人武田学園職務・権限に関する規程	
【資料 2-1-3-1】	2020 年度学生募集要項	【資料 2-1-1-2】と同じ
【資料 2-1-3-2】	平成 27 年度 5 月学生数調	
【資料 2-1-3-3】	平成 28 年度 5 月学生数調	
【資料 2-1-3-4】	平成 29 年度 5 月学生数調	
【資料 2-1-3-5】	平成 30 年度 5 月学生数調	
【資料 2-1-3-6】	令和元年度 5 月学生数調	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1-1】	広島文教大学学習支援室規程	
【資料 2-2-1-2】	プレスチューデントデイプログラム	
【資料 2-2-1-3】	学生生活ハンドブック 2019 年 新入生ガイダンス・オリエンテーションセミナー	

広島文教大学

【資料 2-2-2-1】	学生生活ハンドブック 2019 年 オフィスアワー	
【資料 2-2-2-2】	広島文教大学チューデントアシスタント取扱要項	
【資料 2-2-2-3】	広島文教大学ティーチング・アシスタント取扱要項	
【資料 2-2-2-4】	広島文教大学チューデントアシスタント選考内規	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1-1】	広島文教大学教育課程等に関する規程	
【資料 2-3-1-2】	2018 インターンシップ説明会案内	
【資料 2-3-1-3】	教職課程・保育士課程履修説明会	
【資料 2-3-1-4】	Hiroshima Bunkyo Portal キャリアセンター・就職課からのお知らせ	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1-1】	学生生活ハンドブック 2019 年 チューター制度	
【資料 2-4-1-2】	武田ミキ記念基金規程	
【資料 2-4-1-3】	学校法人武田学園授業料等学納金優遇措置取扱規程	
【資料 2-4-1-4】	広島文教大学教育ローン利息補給制度に関する規程	
【資料 2-4-1-5】	広島文教大学入学支援特待制度に関する規程	
【資料 2-4-1-6】	広島文教大学成績優秀者奨学制度に関する規程	
【資料 2-4-1-7】	広島文教大学海外留学経費補助に関する規程	
【資料 2-4-1-8】	美樹会奨学金規程	
【資料 2-4-1-9】	広島文教大学におけるクラブ・サークルの活動支援に関する規程	
【資料 2-4-1-10】	文教チャレンジ実施要綱	
【資料 2-4-1-11】	学生相談室メールマガジン	
【資料 2-4-1-12】	学生生活に関するアンケートのフィードバック資料	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1-1】	学校法人武田学園施設管理規程	
【資料 2-5-1-2】	平成 31 年度学校基本調査 学校施設調査票	
【資料 2-5-2-1】	広島文教大学心理教育相談センターホームページ	
【資料 2-5-2-2】	広島文教大学附属図書館ホームページ	
【資料 2-5-2-3】	広島文教大学附属図書館蔵書資料	
【資料 2-5-3-1】	2 号館北側階段手すり取り付けに関する原議書	
【資料 2-5-4-1】	文教学入門シラバス	
【資料 2-5-4-2】	文教学入門履修者人数	
【資料 2-5-4-3】	Hiroshima Bunkyo Portal 学長メール	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1-1】	学生による授業評価アンケート	
【資料 2-6-2-1】	学生相談室メールマガジン Vol. 24	【資料 2-4-1-11】 と同じ
【資料 2-6-2-2】	大学生生活に関する調査	
【資料 2-6-2-3】	Hiroshima Bunkyo Portal 学長メール	【資料 2-5-4-3】 と同じ
【資料 2-6-2-4】	文教チャレンジ実施要綱	【資料 2-4-1-10】 と同じ

【資料 2-6-3-1】	平成 30 年度学生生活に関するアンケート	
【資料 2-6-3-2】	平成 30 年度学生生活に関するアンケート学生フィードバック	【資料 2-4-1-12】と同じ

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料人及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定, 卒業認定, 修了認定		
【資料 3-1-1-1】	広島文教大学の「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー), 「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー) 及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)	【資料 1-1-4-2】と同じ
【資料 3-1-1-2】	平成 28 年度学内研修会 (開催通知)	
【資料 3-1-2-1】	学生生活ハンドブック 2019 年	【資料 1-1-2-1】と同じ
【資料 3-1-2-2】	卒業研究ルーブリック	
【資料 3-1-2-3】	コモンルーブリック	
【資料 3-1-2-4】	コモンルーブリック Web 掲載	【資料 3-1-2-3】と同じ
【資料 3-1-2-5】	学生生活ハンドブック 2019 年	【資料 1-1-2-1】と同じ
【資料 3-1-2-6】	高等教育研究センター紀要 2017 年度	
【資料 3-1-2-7】	シラバス 備考欄	
【資料 3-1-2-8】	広島文教大学院学則第 22 条, 第 23 条	
【資料 3-1-2-9】	広島文教大学授業科目履修規程	
【資料 3-1-2-10】	シラバス	【資料 3-1-2-7】と同じ
【資料 3-1-2-11】	シラバス作成, 第三者チェックに関する依頼文, 教務委員からのチェック報告	
【資料 3-1-3-1】	広島文教大学学則	【資料 1-1-1-3】と同じ
【資料 3-1-3-2】	広島文教大学授業科目履修規程	【資料 3-1-2-9】と同じ
【資料 3-1-3-3】	広島文教大学における進級に関する規程	
【資料 3-1-3-4】	履修計画書	
【資料 3-1-3-5】	広島文教大学長期履修学生規程	
【資料 3-1-3-6】	広島文教大学院学則第 21 条	
【資料 3-1-3-7】	広島文教大学院学則第 22 条, 第 23 条	【資料 3-1-2-8】と同じ
【資料 3-1-3-8】	学生生活ハンドブック 2019 年	【資料 1-1-2-1】と同じ
【資料 3-1-3-9】	ナンバリングの説明資料, シラバスの備考欄, シラバスのナンバリング欄	
【資料 3-1-3-10】	現状のポートフォリオ機能 Web 写し	
【資料 3-1-3-11】	広島文教大学院学則	【資料 1-1-1-5】と同じ
【資料 3-1-3-12】	広島文教大学 GPA 制度取扱要項	
【資料 3-1-3-13】	広島文教大学長期履修学生規程	【資料 3-1-3-5】と同じ
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1-1】	広島文教大学の「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー), 「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー) 及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)	【資料 1-1-4-2】と同じ
【資料 3-2-1-2】	広島文教大学科目のナンバリングについて	【資料 3-1-3-9】と同じ
【資料 3-2-1-3】	カリキュラムマップ	

広島文教大学

【資料 3-2-2-1】	平成 28 年度学内研修会（開催通知）	【資料 3-1-1-2】と同じ
【資料 3-2-3-1】	広島文教大学教育課程等に関する規程	【資料 2-3-1-1】と同じ
【資料 3-2-3-2】	コモンルーブリック	【資料 3-1-2-3】と同じ
【資料 3-2-3-3】	シラバス作成，第三者チェックに関する依頼文，教務委員からのチェック報告	【資料 3-1-2-11】と同じ
【資料 3-2-3-4】	カリキュラムマップ	【資料 3-2-1-3】と同じ
【資料 3-2-3-5】	ナンバリングの説明資料，シラバスの備考欄，シラバスのナンバリング欄	【資料 3-1-3-9】と同じ
【資料 3-2-3-6】	広島文教大学授業科目履修規程	【資料 3-1-2-9】と同じ
【資料 3-2-3-7】	学生生活ハンドブック 2019 年	【資料 1-1-2-1】と同じ
【資料 3-2-4-1】	SALC 利用状況のデータ	
【資料 3-2-4-2】	カリキュラムマップ 教養教育科目	
【資料 3-2-4-3】	広島文教大学学則	【資料 1-1-1-3】と同じ
【資料 3-2-4-4】	広島文教大学教育課程等に関する規程	【資料 2-3-1-1】と同じ
【資料 3-2-5-1】	学校法人武田学園組織規程	【資料 1-2-5-1】と同じ
【資料 3-2-5-2】	広島文教大学高等教育研究センター規程	
【資料 3-2-5-3】	広島文教大学高等教育研究センター運営委員会規程	
【資料 3-2-5-4】	広島文教大学高等教育センターFD 部会及び IR 部会細則	
【資料 3-2-5-5】	平成 30 年度後期 授業評価に基づく公開授業のお知らせ	
【資料 3-2-5-6】	平成 30 年度冬期 FD・SD 研修会開催案内	
【資料 3-2-5-7】	教育活動に関するアンケート 調査表と分析結果	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1-1】	広島文教大学教育評価表	
【資料 3-3-1-2】	自己評価シートの調査表，分析結果	
【資料 3-3-1-3】	学生生活に関するアンケート 調査表と分析結果	【資料 2-4-1-12】と同じ
【資料 3-3-1-4】	授業評価アンケート 調査表と分析結果	【資料 2-6-1-1】と同じ
【資料 3-3-1-5】	教育活動に関するアンケート 調査表と分析結果	【資料 3-2-5-7】と同じ
【資料 3-3-1-6】	高等教育研究センター紀要	
【資料 3-3-1-7】	教育評価表 各学科分 独自評価欄がわかるもの	【資料 3-3-1-1】と同じ
【資料 3-3-1-8】	就職課の進学・就職内定先報告書のフォーマット，結果集計	
【資料 3-3-1-9】	教職課程履修の手引き	
【資料 3-3-1-10】	教職課程履修カルテ	
【資料 3-3-1-11】	アセスメント・ポリシー	
【資料 3-3-1-12】	授業評価アンケートおよび学修行動調査の調査結果報告	
【資料 3-3-2-1】	平成 30 年度後期授業評価アンケート	【資料 2-6-1-1】と同じ
【資料 3-3-2-2】	平成 31 年度教職員・学生代表者による広島文教大学の教育改善協議会議事録	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料人及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1-1】	学校法人武田学園組織規程	【資料 1-2-5-1】と同じ
【資料 4-1-1-2】	学校法人武田学園職務・権限に関する規程	【資料 2-1-2-4】と同じ
【資料 4-1-2-1】	学校法人武田学園組織規程	【資料 1-2-5-1】と同じ
【資料 4-1-2-2】	学校法人武田学園職務・権限に関する規程	【資料 2-1-2-4】と同じ
【資料 4-1-2-3】	広島文教大学教授会規程	
【資料 4-1-2-4】	広島文教大学学科長会規程	
【資料 4-1-2-5】	広島文教大学学長補佐会規程	
【資料 4-1-2-6】	広島文教大学大学運営協議会規程	
【資料 4-1-3-1】	学校法人武田学園組織規程	【資料 1-2-5-1】と同じ
【資料 4-1-3-2】	学校法人武田学園職務・権限に関する規程	【資料 2-1-2-4】と同じ
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1-1】	広島文教大学教員選考審査規程	
【資料 4-2-2-1】	広島文教大学高等教育研究センター規程	【資料 3-2-5-2】と同じ
【資料 4-2-2-2】	広島文教大学高等教育研究センターFD 部会及び IR 部会細則	【資料 3-2-5-4】と同じ
【資料 4-2-2-3】	2018 年度 FD・SD 活動報告	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1-1】	平成 30 年度教職員研修会プログラム	
【資料 4-3-1-2】	人事評価規程 別表 1	
【資料 4-3-1-3】	SD 能力開発ポイント表	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1-1】	広島文教大学附属図書館ホームページ	【資料 2-5-2-2】と同じ
【資料 4-4-2-1】	平成 30 年度夏期 FD・SD 研修会開催案内	
【資料 4-4-2-2】	広島文教大学における公的研究費の管理・監査等に関する規則	
【資料 4-4-2-3】	平成 30 年度教育・研究活動支援プログラム助成金申請について	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料人及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1-1】	学校法人武田学園寄附行為	【資料 1-1-1-1】と同じ
【資料 5-1-1-2】	学校法人武田学園組織規程	【資料 1-2-5-1】と同じ
【資料 5-1-1-3】	学校法人武田学園職務・権限に関する規程	【資料 2-1-2-4】と同じ
【資料 5-1-1-4】	学校法人武田学園就業規則	

広島文教大学

【資料 5-1-1-5】	学校法人武田学園職員倫理規程	
【資料 5-1-1-6】	広島文教大学研究倫理規程	
【資料 5-1-1-7】	学校法人武田学園個人情報保護に関する規程	
【資料 5-1-1-8】	個人情報保護マニュアル	
【資料 5-1-1-9】	学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害防止委員会規程	
【資料 5-1-1-10】	学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害対応部会規程	
【資料 5-1-1-11】	学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害調査会規程	
【資料 5-1-1-12】	学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害調停委員会規程	
【資料 5-1-1-13】	学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害相談室規程	
【資料 5-1-1-14】	学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害に関するガイドライン	
【資料 5-1-1-15】	学校法人武田学園公益通報等に関する規程	
【資料 5-1-1-16】	学校法人武田学園監事監査規程	
【資料 5-1-1-17】	学校法人武田学園内部監査規程	
【資料 5-1-2-1】	学園統括部中長期目標 31 年度	
【資料 5-1-2-2】	能力開発 31 年度	
【資料 5-1-2-3】	経営改善計画の概要	
【資料 5-1-3-1】	学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害防止委員会規程	【資料 5-1-1-9】と同じ
【資料 5-1-3-2】	学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害相談室規程	【資料 5-1-1-13】と同じ
【資料 5-1-3-3】	学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害対応部会規程	【資料 5-1-1-10】と同じ
【資料 5-1-3-4】	学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害調停委員会規程	【資料 5-1-1-12】と同じ
【資料 5-1-3-5】	学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害調査会規程	【資料 5-1-1-11】と同じ
【資料 5-1-3-6】	学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害に関するガイドライン	【資料 5-1-1-14】と同じ
【資料 5-1-3-7】	広島文教大学利益相反管理に関する規程	
【資料 5-1-3-8】	学校法人武田学園教職員衛生管理規程	
【資料 5-1-3-9】	学校法人武田学園情報セキュリティー委員会規程	
【資料 5-1-3-10】	学校法人武田学園個人情報保護に関する規程	【資料 5-1-1-7】と同じ
【資料 5-1-3-11】	学校法人武田学園パソコン操作ログの管理に関する規程	
【資料 5-1-3-12】	学校法人武田学園危機管理規程	
【資料 5-1-3-13】	広島文教大学消防計画	
【資料 5-1-3-14】	広島文教大学組替え DNA 実験安全管理規程	
【資料 5-1-3-15】	広島文教大学組換え DNA 実験安全委員会規程	
【資料 5-1-3-16】	広島文教大学動物実験規程	
【資料 5-1-3-17】	広島文教大学毒物及び劇物取扱規程	
【資料 5-1-3-18】	臨時休講措置の取り扱いについて	
【資料 5-1-3-19】	広島文教大学防犯カメラ管理・運用に関する内規	
【資料 5-1-3-20】	学園統括部中長期目標 30 年度	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1-1】	学校法人武田学園理事会規程	

【資料 5-2-1-2】	学校法人武田学園常任理事会規程	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1-1】	広島文教大学大学運営協議会規程	【資料 4-1-2-6】と同じ
【資料 5-3-2-1】	平成 29 年度監事監査報告書	
【資料 5-3-2-2】	平成 31 年度監事監査計画	
【資料 5-3-2-3】	広島文教大学大学運営協議会規程	【資料 4-1-2-6】と同じ
【資料 5-3-2-4】	広島文教大学学長補佐会規程	【資料 4-1-2-5】と同じ
【資料 5-3-2-5】	広島文教大学学科長会規程	【資料 4-1-2-4】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1-1】	学校法人武田学園経営改善計画（文教マスタープラン 2020）	
【資料 5-4-1-2】	経営改革計画概要	
【資料 5-4-2-1】	平成 30 年度教職員研修会プログラム	【資料 4-3-1-1】と同じ
5-5. 会計		
【資料 5-5-1-1】	平成 30 年度計算書類	
【資料 5-5-1-2】	平成 30 年度補正予算案	
【資料 5-5-2-1】	平成 30 年度監事監査報告書	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料人及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1-1】	高等教育センターへのお願い	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1-1】	広島文教女子大学平成 24 年度大学機関別認証評価報告書	
【資料 6-2-2-1】	IR 部会報告：平成 30 年度活動状況	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1-1】	平成 30 年度夏期 FD・SD 研修会開催案内	【資料 4-4-2-1】と同じ
【資料 6-3-1-2】	平成 30 年度冬期 FD・SD 研修会	【資料 3-2-5-6】と同じ

基準 A. 地域連携・社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料人及び該当ページ	備考
A-1. 大学の資源を活用した地域連携・社会貢献活動		
【資料 A-1-1】	広島文教大学地域連携室規程	
【資料 A-1-2】	2018 ボランティア報告会資料	
【資料 A-1-3】	人間栄養学科の学生による社会貢献活動集	
【資料 A-1-4】	大学 HP 心理学科「今日の出来事：子育て応援！第 12 回 NP プログラム	
【資料 A-1-5】	心理臨床研究第 8 号「第 11・12 回ノーバディーズ・パーフェクトプログラム総括	
【資料 A-1-6】	学生レポート（抜粋）	
【資料 A-1-7】	安佐北区役所との連携事業一覧（平成 30 年度）	
【資料 A-1-8】	社協あさきた ボランティアセンターだより第 99 号	

広島文教大学

【資料 A-1-9】	社協だより第 117 号 ふれあい府中（ボランティアグループ立ち上げの記事）	
【資料 A-1-10】	社協だより第 120 号 ふれあい府中（企画した活動実施の記事）	
【資料 A-1-11】	2018 年度府中町社会福祉協議会・広島文教女子大学共同企画事業「スマこね」活動記録	
【資料 A-1-12】	地域子育て支援拠点事業実績報告書（平成 30 年度）	
【資料 A-1-13】	地域支援の取組実施状況報告書	
【資料 A-1-14】	初教学生ボランティア記事	
【資料 A-1-15】	すずらん de ぶんこ記事	
【資料 A-1-16】	大学へ行こう記事	